



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽神戸市公印規則の一部を改正する規則
 [行財政局業務改革課] 561

▽神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 [建設局道路計画課] 570

▽神戸市風見鶏の館等条例施行規則等の一部を改正する規則
 [文化スポーツ局スポーツ企画課] 580

▽神戸市市税条例施行規則等の一部を改正する規則
 [都市局景観政策課] 641

▽神戸市中心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
 [福祉局障害者福祉センター] 675

▽神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則
 [行財政局組織制度課] 683

訓令

▽神戸市職員出勤簿等取扱等規程の一部を改正する訓令
 [行財政局人事課] 793

▽特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
 [行財政局組織制度課] 796

▽神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令
 [行財政局組織制度課] 807

告示

▽港湾施設の供用開始（東神戸埠頭上屋及び上屋事務室）
 [港湾局経営課] 885

▽胃がん検診料の料金徴収の委託
 [健康局健康企画課] 885

▽子宮頸がん検診料の料金徴収の委託
 [健康局健康企画課] 885

▽肺がん検診料の料金徴収の委託
 [健康局健康企画課] 886

▽乳がん検診料の料金徴収の委託
 [健康局健康企画課] 886

▽大腸がん検診料の料金徴収の委託
 [健康局健康企画課] 887

▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局中部建設事務所] 887

▽生活保護法等による医療機関の指定
 [福祉局保護課] 891

▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止
 [福祉局保護課] 891

▽生活保護法等による施術者の指定
 [福祉局保護課] 892

▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止
 [福祉局保護課] 892

▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止
 [福祉局保護課] 893

▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局東部建設事務所] 893

▽街区の区域の変更等（須磨区北落合1丁目）
 [行財政局住民課] 895

▽事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務の委託
 [環境局環境創造課] 899

▽職員の通勤用車両駐車使用料収納代行業務の委託
 [教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課] 901

▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定
 [福祉局監査指導部] 902

▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定
 [福祉局監査指導部] 906

▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定
 [福祉局監査指導部] 907

▽介護保険法に基づく介護老人福祉施設の指定
 [福祉局監査指導部] 908

▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止
 [福祉局監査指導部] 908

▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止
 [福祉局監査指導部] 911

▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止
 [福祉局監査指導部] 912

▽指定納付受託者の指定（アマノマネジメントサービス株式会社）
 [建設局公園部管理課] 913

▽瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧
 [環境局環境保全課] 914

- ▽市立博物館の開館時間及び入館時間の変更
[文化スポーツ局博物館管理課] 914
- ▽利用料金の承認（神戸市立文化センター）
[文化スポーツ局文化交流課] 915

公 告

- ▽神戸市都市景観条例による協議の申出並び
に当該申出に係る書面及び図書の写しの縦
覧 [都市局景観政策課] 928
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結
（神戸市市営駐輪場定期券等管理システム
開発業務一式） [建設局道路計画課] 929
- ▽建築協定書の提出及びその縦覧（セラヴィ
レッジ舞多間建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 933
- ▽有料公園（離宮公園）の供用日及び供用時
間の変更 [建設局公園部管理課] 934
- ▽特定役務の調達手続による随意契約の相手
方の決定（令和4年度生活保護システムの
保守業務一式） [福祉局保護課] 934
- ▽特定役務の調達手続による随意契約の相手
方の決定（令和4年度国民年金システム運
用保守業務一式） [福祉局国保年金医療課] 935
- ▽特定役務の調達手続による随意契約の相手
方の決定（一般廃棄物埋立処分）
[環境局東クリーンセンター] 936
- ▽特定役務の調達手続による随意契約の相手
方の決定（一般廃棄物埋立処分）
[環境局港島クリーンセンター] 937
- ▽特定役務の調達手続による随意契約の相手
方の決定（一般廃棄物埋立処分）
[環境局西クリーンセンター] 937
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区上高
丸1丁目） [都市局都市計画課] 938

水 道 局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止
[水道局配水課] 939
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止
[水道局配水課] 939

規 則

神戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第75号

神戸市公印規則の一部を改正する規則

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第2(第3条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	行政政局住民課、税務部税務課、市民税課、固定資産税課及び収税課、兵庫区役所総務部市民課、北区役所総務部まちづくり課、北神区役所市民課、垂水区役所総務部市民課及び西区役所総務部まちづくり課並びに須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所玉津支所
10の2	[略]	[略]	[略]	国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料その他の徴収金の	[略]

改正前

別表第2(第3条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	行政政局住民課、税務部税務課、市民税課、固定資産税課及び収税課、北区役所総務部まちづくり課、北神区役所市民課、垂水区役所総務部市民課及び西区役所総務部まちづくり課並びに須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所玉津支所
10の2	[略]	[略]	[略]	国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の滞納処分に関する事務	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
22の2	か	削除					
ら	22の	4					
まで							
				介護保険事業者指導専用市長の印	方24	福祉局監査指導體部	福祉局監査指導體部
						福祉局監査指導體部において行う次に掲げる事務	
						(1) 介護保険に係るサービスを行う事業者の指定及び及び施設の指定及び及び許可に関する事務	
						(2) 介護報酬に関する事務	
						(3) 介護保険に係るサービスを行う事業者及び施設に対する指導、監査及び育成に関する事務	
						(4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項に規定する介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関する事務	
						(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に対する栄養指	

22の3	障害福祉事業者事務専用市長の印	方24	導に関する事務 (1) 次に掲げる事業を行う事業者の指定、認定、監査及び指導に関する事務 ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（次項第1号の事業を除く。）、同条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業並びに同法第77条に規定する地域生活支援事業（次項第2号の事業を除く。） イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業及び同条第7項に規定する障害児相談支援事業 (2) 次に掲げる施設の指定、監査及び指導に関する事務 ア 障害者の日常生活及	福祉局監査指導部
------	-----------------	-----	--	----------

<p>び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設イ 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設</p>	<p>福祉局監査指導部</p>	<p>方24</p>	<p>障害福祉社（訪録書問系）事業者事務専用市長の印</p>	<p>22の4</p>	<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち次に掲げるものを行う事業者の指定、監査及び指導に関する事務 ア 居宅介護 イ 重度訪問介護 ウ 同行援護 エ 行動援護 オ 重度障害者等包括支援 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業のうち次に掲げるものを行う事業者の認定、監査及び指導に関する事務 ア 移動支援</p>
---	-----------------	------------	--------------------------------	-------------	---

22の5	福祉監査指導事務専用市長の印	福祉監査指導隷書	方24	22の6	福祉局監査指導部	福祉局監査指導部において行う次に掲げる事務 (1) 社会福祉法人等の設立の許可等並びに社会福祉法人等及び社会福祉事業を行う施設の監査及び指導に関する事務 (2) 介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関する事務 (3) 養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等に関する事務 (4) 老人福祉施設等の指導及び監督に関する事務 (5) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業を行う者等の指定、監督及び指導に関することと並びに地域生	福祉局監査指導部	福祉局監査指導部	福祉局監査指導部	22の5	福祉局監査指導部																					
22の6	福祉局監査指導事務専用市長の印	福祉局監査指導隷書	方24	22の5	福祉局監査指導部	福祉局監査指導部において行う次に掲げる事務 (1) 社会福祉法人等の設立の許可等並びに社会福祉法人等及び社会福祉事業を行う施設の監査及び指導に関する事務 (2) 介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関する事務 (3) 養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等に関する事務 (4) 老人福祉施設等の指導及び監督に関する事務 (5) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業を行う者等の指定、監督及び指導に関することと並びに地域生	福祉局監査指導部	福祉局監査指導部	福祉局監査指導部	22の5	福祉局監査指導部																					

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
25の2	[略]	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号） <u>第2条第5項</u> に規定する特定中小企業者に係る認定に関する事務	[略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
35	[略]	(1)～(15) [略]	[略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(16)、(17) [略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
38の3	[略]	保険料その他の収入金の賦課（保険料率の決定に関することを除く。）及び徴収並びに保険料その他の徴収	[略]						

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
25の2	[略]	活支援事業を行う者の認定等に関する事務 (6) 障害者福祉施設等（障害児入所施設を含む。）従業員等による障害者（障害児を含む。）虐待の防止等に関する事務	[略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号） <u>その他の法令</u> に規定する特定中小企業者に係る認定に関する事務	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1)～(15) [略]	[略]
35	[略]	(16) 神戸市北野町山本通 <u>伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例</u> (平成29年12月条例第12号) <u>に関する事務</u> (17)、(18) [略]	[略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
38の3	[略]	保険料その他の収入金の賦課（保険料率の決定に関することを除く。）及び徴収並びに保険料その他の徴収	[略]						

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	収の嘱託及び嘱託を受ける こと並びに保険料その他の 徴収金の滞納処分に係る資 料の調査に関する事務	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----	-----	--	-----	-----

別表第4（第5条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメ ートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
73の2	指定催し事務 専用消防長の 印	隷書	方21	神戸市火災予防条例（昭和 37年4月条例第6号）第50 条の10の5に規定する指定 催しの指定に関する事務	消防局各消防 署（水上消防 署を除く。） 総務査察課及 び水上消防署
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金の徴収の嘱託及び嘱託を 受けることに関する事務	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----------------------------	-----	-----

別表第4（第5条、10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメ ートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
73の2	削除				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式22の2から様式22の4までを次のように改める。

様式22の2から様式22の4まで 削除

様式22の5の次に次の1様式を加える。

様式22の6

福祉監査指導
神戸市
長之印
事務専用

様式73の2を次のように改める。

様式73の2 削除

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第76号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和58年9月規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（自転車駐車場転用届出書の提出）</u></p> <p><u>第19条 条例第35条第4項の規定による自転車駐車場を自転車駐車場以外の目的に使用しようとする場合の届出は、次に掲げる図書を添付した様式第13号による自転車駐車場転用届出書を提出して行うものとする。</u></p> <p><u>（1）自転車駐車場の対象となる施設の位置図</u></p> <p><u>（2）自転車駐車場の位置図及び平面</u></p>	

<p>図 (条例第37条第2項に規定する身分を示す証明書)</p> <p><u>第20条</u> 条例第37条第2項に規定する身分を示す証明書は、<u>様式第14号</u>による。</p> <p><u>第21条</u> [略]</p>	<p>(条例第37条第2項に規定する身分を示す証明書)</p> <p><u>第19条</u> 条例第37条第2項に規定する身分を示す証明書は、<u>様式第13号</u>による。</p> <p><u>第20条</u> [略]</p>
---	---

様式第8号中

「

使用申請者氏名	住所	電話	
	氏名	㊞	

を

」

「

使用申請者氏名	住所	電話	
	氏名		

に

」

改める。

様式第9号中

「

使用申請者氏名	住所	電話
	氏名	㊟

を

」

「

使用申請者氏名	住所	電話
	氏名	

に

」

改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第17条関係）

（表）

自転車駐車場設置・変更届出書

年 月 日

神戸市長 宛

届出者 住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体は、名称及び代表者氏名）

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第33条第1項の規定により、自転車駐車場について、次のとおり届け出ます。

届出の区分		<input type="checkbox"/> 施設の新築 <input type="checkbox"/> 施設の増築 <input type="checkbox"/> 施設の用途の変更 <input type="checkbox"/> 自転車駐車場の設置について届け出た内容の変更
対象施設	名 称	
	所在地及び用途地域	区 (地域)
	所有者	住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地） 氏名（法人その他の団体は、その名称及び代表者の氏名） 電話番号 ()
	施設の主な用途	
	施設の面積	m ²
	着工予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
	供用予定年月日	年 月 日
自転車駐車場	位置及び敷地までの距離	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 敷地外（敷地まで m）
	規 模	自転車 台、バイク 台、合計 台
	附置義務台数	台
	構造及び設備	<input type="checkbox"/> 地上部分に設置 <input type="checkbox"/> 左記以外に設置
		<input type="checkbox"/> 平面式 <input type="checkbox"/> 階層式
		<input type="checkbox"/> 駐輪機器を設置
	所有者	住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地） 氏名（法人その他の団体は、その名称及び代表者の氏名） 電話番号 ()
管 理 者	住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地） 氏名（法人その他の団体は、その名称及び代表者の氏名） 電話番号 ()	
担当者連絡先	住所（事務所の所在地） 氏名 電話番号 ()	

(裏)

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 自転車駐車場の設置について届け出た内容を変更しようとするときは、対象施設の名称及び所在地並びに変更に係る事項のみ記載してください。
- 3 この届出書には、次に掲げる図書（届け出た内容を変更する場合は、当該変更に係る図書）を添付してください。
 - (1) 自転車駐車場の設置の対象となる施設の位置図及び各階の平面図
 - (2) 自転車駐車場の位置図、平面図、構造図、規模の算定の根拠となる計算書及び管理方法を記載した書類

様式第11号中

「

届出者 住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

を

氏名（法人その他の団体は、名称及び代表者氏名）

④

」

「

届出者 住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

に、

氏名（法人その他の団体は、名称及び代表者氏名）

」

「

備考

- 1 この書面は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
- 3 この書面には、次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 自転車駐車場の設置の対象となる施設の位置図及び各階の平面図
 - (2) 自転車駐車場の位置図、平面図、構造図、規模の算定の根拠となる計算書及び管理方法を記載した書類
 - (3) 自転車駐車場の完成写真

を

」

「

備考

- 1 この書面は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 この書面には、次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 自転車駐車場の設置の対象となる施設の位置図及び各階の平面図
 - (2) 自転車駐車場の位置図、平面図、構造図、規模の算定の根拠となる計算書及び管理方法を記載した書類
 - (3) 自転車駐車場の完成写真

に

」

改める。

様式第12号中

「

届出者 住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

を

氏名（法人その他の団体は、名称及び代表者氏名）

⑩

」

「

届出者 住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

に、

氏名（法人その他の団体は、名称及び代表者氏名）

」

「

備考

- 1 この報告書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 個人が報告をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
- 3 この報告書には、次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 自転車駐車場の対象となる施設の位置図
 - (2) 自転車駐車場の位置図、平面図及び構造図（平面図及び構造図は、自転車駐車場の施設の完成の時と同一でない場合に限る。）
 - (3) 利用状況の実績資料及び写真

を

」

「

備考

- 1 この報告書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 この報告書には、次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 自転車駐車場の対象となる施設の位置図
 - (2) 自転車駐車場の位置図、平面図及び構造図（平面図及び構造図は、自転車駐車場の施設の完成の時と同一でない場合に限る。）
 - (3) 利用状況の実績資料及び写真

に

」

改める。

様式第13号中「様式第13号（第19条関係）」を「様式第13号（第20条関係）」に改め、同様式を様式第14号とし、様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第13号（第19条関係）

自転車駐車場転用届出書

年 月 日

神戸市長 宛

届出者 住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体は、名称及び代表者氏名）

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第35条第4項の規定により、現在設置している自転車駐車場について、次のとおり自転車駐車場以外の目的に使用することを届け出ます。

対象施設・自転車駐車場	施設名称	
	所在地	
	既存の駐輪場規模	自転車 台、バイク 台、合計 台
	附置義務台数	台
転用内容	内容	
	転用開始予定日	

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 この届出書には、次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 自転車駐車場の対象となる施設の位置図
 - (2) 自転車駐車場の位置図及び平面図（自転車駐車場の一部を転用する場合は、転用する範囲を図示すること）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されている申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則様式第8号、第9号及び第11号から第13号までの様式による申請書等は、新規則の様式による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

4 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号

[略]	[略]	[略]	[略]
神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程施行規則（昭和57年8月規則第64号）	[略]	神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程施行規則（昭和57年8月規則第64号）	[略]
		神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和58年9月規則第36号）	様式第8号 様式第9号 様式第10号 様式第11号 様式第12号
[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市風見鶏の館等条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第77号

神戸市風見鶏の館等条例施行規則等の一部を改正する規則

(風見鶏の館等条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市風見鶏の館等条例施行規則(令和2年3月規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第2条 神戸市風見鶏の館及び神戸市ラインの館(以下「風見鶏の館等」という。)の休館日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要があると認める日</p> <p>2 <u>市長</u>は、風見鶏の館等の管理運営</p>	<p>(休館日)</p> <p>第2条 神戸市風見鶏の館及び神戸市ラインの館(以下「風見鶏の館等」という。)の休館日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>条例第14条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)</u>が特に必要があると認める日</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、風見鶏の館等の管</p>

上特に必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(開館時間)

第3条 [略]

2 市長は、風見鶏の館等の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

(入館料及び特別入場料の後納)

第5条 条例第4条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) [略]

(2) 市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

(入館料等の減免)

第6条 条例第5条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料及び特別入場料（以下「入館料等」という。）を減額し、又は免除する。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学

理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(開館時間)

第3条 [略]

2 指定管理者は、風見鶏の館等の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

(入館料及び特別入場料の後納)

第5条 条例第4条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) [略]

(2) 指定管理者がやむを得ない理由があると認めるとき。

(入館料等の減免)

第6条 条例第5条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料及び特別入場料（以下「入館料等」という。）を減額し、又は免除する。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学

校又は特別支援学校の教職員が、
教育上の目的のために児童又は生
徒を引率して入館するとき 免除

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法
律第283号）第15条に規定する身
体障害者手帳、療育手帳、精神保
健及び精神障害者福祉に関する法
律（昭和25年法律第123号）第45
条に規定する精神障害者保健福祉
手帳、難病の患者に対する医療等
に関する法律（平成26年法律第50
号）第7条第4項に規定する医療
受給者証、先天性血液凝固因子障
害等医療受給者証又は小児慢性特
定疾患承認書の交付を受けている
者が入館するとき 免除

(3) 身体障害者手帳（当該身体障害
者手帳に記載された身体障害者等
級表による級別が1級又は2級の
ものに限る。）又は療育手帳、精
神障害者保健福祉手帳（当該精神
障害者保健福祉手帳に記載された
障害等級が1級のものに限る。）
の交付を受けている者の介護人が
これらの者とともに入館するとき
免除

(4) 前各号に掲げるもののほか、市
長が特に必要があると認めるとき

校又は特別支援学校の教職員が、
教育上の目的のために児童又は生
徒を引率して入館するとき。 免
除

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法
律第283号）第15条に規定する身
体障害者手帳、療育手帳、精神保
健及び精神障害者福祉に関する法
律（昭和25年法律第123号）第45
条に規定する精神障害者保健福祉
手帳、特定疾患医療受給者証、先
天性血液凝固因子障害医療受給者
証又は小児慢性特定疾患承認書の
交付を受けている者が入館すると
き。 免除

(3) 身体障害者手帳（当該身体障害
者手帳に記載された身体障害者等
級表による級別が1級又は2級の
ものに限る。）又は療育手帳、精
神障害者保健福祉手帳（当該精神
障害者保健福祉手帳に記載された
障害等級が1級のものに限る。）
の交付を受けている者の介護人が
これらの者とともに入館するとき。
免除

(4) 前各号に掲げるもののほか、指
定管理者が特に必要があると認め

市長が必要があると認める額の減額又は免除

(入館料等の返還)

第7条 条例第6条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する入館料等の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災地変その他その責めに帰することのできない理由により入館することができなくなったとき
全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めたとき 市長がその都度定める額

(行為の制限)

第8条 条例第7条の規定により、風見鶏の館等内において、業として写真又は映画を撮影しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び連絡先
- (2) 写真撮影又は映画撮影の目的及び内容
- (3) 写真撮影又は映画撮影を希望す

るとき。指定管理者が必要があると認める額の減額又は免除

(入館料等の返還)

第7条 条例第6条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する入館料等の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災地変その他その責めに帰することのできない理由により入館することができなくなったとき。
全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が返還すべき正当な理由があると認めたとき。 指定管理者がその都度定める額

る日時

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可に係る写真撮影又は映画の撮影について、風見鶏の館等の係員の指示に従って行うよう求めるものとする。

(行為の禁止)

第9条 条例第12条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(5) [略]

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が風見鶏の館等の管理上支障があると認める行為

第10条 [略]

(施行細目の委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)

2 市長が条例第14条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に同項の業務を行わせている場合における第2条第2

(行為の禁止)

第8条 条例第12条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(5) [略]

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が風見鶏の館等の管理上支障があると認める行為

第9条 [略]

(施行細目の委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が定める。

附 則

(指定管理者不在等期間における施設の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じ

項、第3条第2項、第5条第2号、第7条第2号及び第9条第6号の規定の適用については、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

- 3 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における風見鶏の館等の使用については、神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する規則（平成18年3月教育委員会規則第14号）による改正前の神戸市風見鶏の館等条例施行規則（平成11年3月教育委員会規則第16号）第6条第2項、第7条第2項並

た場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第2条第1項第3号及び第2項、第3条第2項、第5条第2号、第6条、第7条並びに第8条の規定の適用については、第2条第1項第3号中「条例第14条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）とあるのは「市長」と、第2条第2項、第3条第2項、第5条第2号、第6条、第7条並びに第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

- 3 指定管理者不在等期間における風見鶏の館等の使用については、神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する規則（平成18年3月教育委員会規則第14号）による改正前の神戸市風見鶏の館等条例施行規則第6条第2項、第7条第2項並びに第8条並びに様式第1号から様式第4号までの規定の例による。

びに第8条並びに様式第1号から様式第4号までの規定の例による。

(博物館条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市立博物館条例施行規則(令和2年3月規則第92号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>(特別利用券)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 定期券は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる料金を納めた者に対して発行するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 この表において「一般」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、</p>	区分	料金	[略]	[略]	<p>(特別利用券)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 定期券は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる料金を納めた者に対して発行するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 この表において「一般」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、</p>	区分	料金	[略]	[略]
区分	料金								
[略]	[略]								
区分	料金								
[略]	[略]								

特別支援学校、高等専門学校若しくは大学に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同条に規定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。

3～10 [略]

(観覧料の徴収)

第6条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する個人観覧券、第2項に規定する観覧証兼観覧料減免通知書及び定期券に代えて別の様式を定め、これにより観覧料を徴収することができる。

5 [略]

(観覧料の減免)

第7条 条例第6条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号

特別支援学校、高等専門学校若しくは大学に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同法第1条に規定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。

3～10 [略]

11 優待券、招待券及び前売券の様式は、市長が別に定める。

(観覧料の徴収)

第6条 [略]

2 [略]

3 利用者の人数が条例別表に規定する団体利用の人数に満たない団体にあつては、その申出により前項の規定を準用する。

4 [略]

5 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項に規定する観覧券及び定期券に代えて別の様式を定め、これにより観覧料を徴収することができる。

6 [略]

(観覧料の減免)

第7条 条例第6条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号

に定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除する。

(1) コレクション展の観覧料にあつては、次に掲げるとき。

ア 学校教育法第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒又は学生を引率して観覧するとき 免除

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。）の職員及び職員を補助する者が、教育上の目的のために児童を引率して観覧するとき 免除

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が観覧

に定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除する。

(1) コレクション展の観覧料にあつては、次に掲げるとき。

ア 学校教育法第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒又は学生を引率して観覧するとき。 免除

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。）の職員及び職員を補助する者が、教育上の目的のために児童を引率して観覧するとき。 免除

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が観覧

するとき 免除

エ 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1又は2級のものに限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）の交付を受けている者の介護人がこれらの者とともに観覧するとき 免除

オ 市内に居住する満65歳以上の者が観覧するとき 免除

カ 特別展を観覧する者が同一の日にコレクション展を観覧するとき 条例別表に規定する一般区分にあつては100円、大学生区分にあつては50円の減額（同表に規定する団体利用の場合は、同表に規定する個人利用に係る観覧料から減額する。）

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が必要があると認める額の減額又は免除

(2) 特別展の観覧料にあつては、その都度市長が定めるとき 市長が必要があると認める額の減額又は

するとき。 免除

エ 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1又は2級のものに限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）の交付を受けている者の介護人がこれらの者ととともに観覧するとき。 免除

オ 市内に居住する満65歳以上の者が観覧するとき。 免除

カ 特別展を観覧する者が同一の日にコレクション展を観覧するとき。 条例別表に規定する一般区分にあつては100円、大学生区分にあつては50円の減額（同表に規定する団体利用の場合は、同表に規定する個人利用に係る観覧料から減額する。）

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 市長が必要があると認める額の減額又は免除

(2) 特別展の観覧料にあつては、その都度市長が定めるとき。 市長が必要があると認める額の減額

免除

(観覧料の減免申請等)

第8条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、前条第1号ウ、エ、オ又はカに掲げる者に該当する者その他市長が特に必要があると認める者には適用しない。

4 前条第1号ウに掲げる者に該当する者は、有料区域への入場に当たって博物館の係員から同号ウに掲げる者に該当する者であることを証する書類の提示を求められたときは、当該書類を提示しなければならない。

5 前条第1号オに掲げる者に該当する者は、有料区域への入場に当たって博物館の係員から同号オに掲げる者に該当する者であることを証する書類の提示を求められたときは、当該書類を提示しなければならない。

6 前条第1号キ又は第2号の規定により減額又は免除を受ける者に対して求める、当該減額又は免除を受けるために必要となる要件を満たす旨

又は免除

(観覧料の減免申請等)

第8条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、前条第1号ウ、エ、オ又はカに該当する者その他市長が特に必要があると認める者には適用しない。

4 前条第1号ウに該当する者は、観覧券(前条の規定により観覧料が全額免除になる場合の無料観覧券を含む。以下本条各項において同じ。)を求めるとき及び有料区域への入場に当たって博物館の係員から同号ウに該当する者であることを証する書類の提示を求められたときは、当該書類を提示しなければならない。

5 前条第1号オに該当する者は、観覧券を求めるとき及び有料区域への入場に当たって博物館の係員から同号オに該当する者であることを証する書類の提示を求められたときは、当該書類を提示しなければならない。

6 前条第1号キ又は第2号に該当する者の観覧券の取り扱い及び必要な証明書等については、市長が別に定める。

を証明する書類その他必要な手続に
ついては、市長が別に定める。

(資料の特別利用の許可申請等)

第10条 [略]

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、同項の規定により申請を行った者に様式第8号による資料の特別利用許可書を交付する。

3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、市長は、他の博物館、図書館、研究所その他の市長が適当と認めるものに、資料の特別利用のため博物館資料を博物館外に貸し出すことができる。

5 [略]

6 市長は、前項の規定による許可をしたときは、同項の規定により申請を行った者に様式第10号による館外貸出許可書を交付する。

7 [略]

(資料の特別利用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の特別利用を許可しないものとする。

(1) 資料の特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(2) 現に博物館資料が展示されていると

(資料の特別利用の許可申請等)

第10条 [略]

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、前項の規定のより申請を行った者に様式第8号による資料の特別利用許可書を交付する。

3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、市長は、他の博物館、図書館、研究所その他の市長が適当と認めるものに、資料の特別利用のため資料を博物館外に貸し出すことができる。

5 [略]

6 市長は、前項の規定による許可をしたときは、前項の規定のより申請を行った者に様式第10号による館外貸出許可書を交付する。

7 [略]

(資料の特別利用の制限)

第11条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、資料の特別利用を許可しないものとする。

(1) 資料の特別利用によって資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(2) 現に資料が展示されていると

るとき。

(3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。

(4) 著作権者がある博物館資料で著作権者の同意を得ていないとき。

(5) [略]

2 博物館資料の館外貸出しの期間は、3月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、博物館の都合により必要があるときは、博物館資料の貸出期間中であっても当該博物館資料の返還を求めることができる。

4 市長は、資料の特別利用の許可を受けた者が、許可の条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、資料の特別利用の許可を取り消し、返還を命じることができる。

(施設の特別利用の許可申請等)

第13条 [略]

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、同項の規定により申請を行った者に様式第12号による施設の特別利用許可書を交付する。

3、4 [略]

(施設の特別利用の制限)

き。

(3) 寄託された資料で寄託者の同意を得ていないとき。

(4) 著作権者がある資料で著作権者の同意を得ていないとき。

(5) [略]

2 資料の館外貸出しの期間は、3月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、博物館の都合により必要があるときは、資料の貸出期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

4 市長は、資料の特別利用の許可を受けた者が、許可の条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、資料の特別利用の許可を取消し、利用の停止又は返還を命じることができる。

(施設の特別利用の許可申請等)

第13条 [略]

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、様式第12号による施設の特別利用許可書を交付する。

3、4 [略]

(施設の特別利用の制限)

第15条 [略]

2 [略]

3 市長は、施設の特別利用の許可を受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、施設の特別利用の許可を取り消し、退去を命じることができる。

(入館者の遵守事項)

第18条 市長は、入館者に対して、入館に際して次に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。

(1)～(4) [略]

第19条～第21条 [略]

(施行細目の委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

第15条 [略]

2 [略]

3 市長は、施設の特別利用の許可を受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、施設の特別利用の許可を取り消し、利用の停止又は退去を命じることができる。

(入館者の遵守事項)

第18条 入館者は、入館に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(4) [略]

(販売行為等の禁止)

第19条 入館者は、博物館において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

第20条～第22条 [略]

(施行細目の委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が定める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号（第6条・第8条関係）

観覧申込書兼観覧料減免申請書			
			No. _____ 年 月 日
神戸市長 宛			
住 所 _____			
団体名 _____			
代表者		☎ () -	
連絡・引率責任者		☎ () -	
<p>次のとおり団体利用を申し込みます。あわせて、次のとおり観覧料の減額・免除（神戸市立博物館条例施行規則第8条）を申請します。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額</p>			
減免申請の場合の入館目的		※減免—教育上の目的で入館するつぎの場合 ア 学校教育法第1条に規定する園児、児童、生徒又は学生を引率する教職員 イ 児童を引率する児童福祉施設の職員及び職員を補助する者 ウ その他市長が特に必要と認めるとき。	
観覧年月日	年 月 日 (曜日) 午 時 分 ~ 午 時 分		
展示区分	<input type="checkbox"/> コレクション展 <input type="checkbox"/> 特別展		
利用区分 年齢区分	人 員 (人)	観覧料 (円)	金 額 (円)
観覧者数	一 般		
	大 学		
	高等学校		
	中 学 校		
	小 学 校		
	引 率 者		
	計		
旅行業社名及び 支店・営業所名		観光券 (券面額) 円 No. _____	現 金 円
備考 太枠内は、記入しないでください。	決 裁		受付年月日 受付者印
	課長	係長	
	神戸市立博物館 〒650-0034 神戸市中央区京町24番地 TEL (078) 391-0035 FAX (078) 392-7054		係員

様式第4号（第6条・第8条関係）

観覧証兼観覧料減免通知書

No. _____
年 月 日

住 所 _____
団体名 _____
代表者 _____ 様

神戸市長

次のとおり団体利用を受理します。
次のとおり、神戸市立博物館条例施行の規定により承認します。

免除 減額

減免申請の場合の入館目的	※減免—教育上の目的で入館するつぎの場合 ア 学校教育法第1条に規定する園児、児童、生徒又は学生を引率する教職員 イ 児童を引率する児童福祉施設の職員及び職員を補助する者 ウ その他市長が特に必要と認めるとき。
--------------	--

観覧年月日 _____ 年 月 日 (曜日) 午 時 分 ~ 午 時 分

展示区分 コレクション展 特別展

利用区分 年齢区分	人 員 (人)	観覧料 (円)	金 額 (円)
観 覧 者 数	一 般		
	大 学		
	高等学校		
	中 学 校		
	小 学 校		
	引 率 者		
	計		

旅行業社名及び 支店・営業所名	観光券 (券面額) _____ 円	現 金 _____ 円
	No. _____	



神戸市立博物館
〒650-0034 神戸市中央区京町24番地
TEL (078) 391-0035
FAX (078) 392-7054

(埋蔵文化財センター条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則(令和2年3月規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(観覧料の前納の例外)</p> <p>第4条 条例第4条第3項ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体がその事業として<u>観覧</u>するとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(観覧料の減免)</p> <p>第5条 条例第5条に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより観覧料を減額し、又は免除する。</p>	<p>(観覧料の前納の例外)</p> <p>第4条 条例第4条第3項ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体がその事業として<u>入館</u>するとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(観覧料の減免)</p> <p>第5条 条例第5条に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより観覧料を減額し、又は免除する。</p>

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒が、教育上の目的のために教職員に引率されて観覧するとき 免除

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が観覧するとき 免除

(3) 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1又は2級のものに限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）の

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校又は義務教育学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて観覧するとき。
免除

(2) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて観覧するとき。 免除

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が観覧するとき。 免除

(4) 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1又は2級のものに限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）の

交付を受けている者の介護人がこれらの者とともに観覧するとき

免除

- (4) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校の教職員が、児童又は生徒を引率して観覧するとき 免除

- (5) 市内に居住する満65歳以上の者が観覧するとき 免除

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき
市長が必要があると認める額の減額又は免除

（観覧料の減免申請等）

第6条 [略]

2 [略]

- 3 前2項の規定は、前条第2号、第3号又は第5号に該当する者その他市長が特に必要があると認める者には適用しない。ただし、入館の際に、同条第2号、第3号又は第5号に該当する者であることを証する書類を提示しなければならない。

交付を受けている者の介護人がこれらの者とともに観覧するとき。

免除

- (5) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教職員が、児童又は生徒を引率して観覧するとき。 免除

- (6) 市内に居住する満65歳以上の者が入館するとき。 免除

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
市長が必要があると認める額の減額又は免除

（観覧料の減免申請等）

第6条 [略]

2 [略]

- 3 前2項の規定は、前条第3号、第4号又は第6号に該当する者その他市長が特に必要があると認める者には適用しない。ただし、入館の際に、前条第3号又は第4号に該当する者は同号に規定する当該手帳、受給証又は承認書を、前条第6号に該当する者は市内に居住する満65歳以上の者であることを証する書類を提示しなければならない。

(資料の貸出許可申請等)

第8条 [略]

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、同項の規定により申請を行った者に様式第4号による館外貸出許可書を交付する。

3 [略]

4 市長は、前項の規定による許可をしたときは、同項の規定により申請を行った者に様式第6号による特別利用許可書を交付するものとする。

(貸出し等の制限)

第9条 [略]

2 資料の館外貸出期間は、3月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要のある場合、資料の貸出期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

4 [略]

(入館者の遵守事項)

第11条 市長は、入館者に対して、入館に際して次に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。

(1)～(5) [略]

(入館の制限等)

第12条 条例第7条第3号に規定する

(資料の貸出し許可申請等)

第8条 [略]

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、様式第4号による館外貸出許可書を、館外貸出申請書を提出した者に交付する。

3 [略]

4 市長は、特別利用を許可したときは、様式第6号による特別利用許可書を、特別利用許可申請書を提出した者に交付するものとする。

(貸出し等の制限)

第9条 [略]

2 資料の館外貸出し期間は、3月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要のある場合、資料の貸出し期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

4 [略]

(入館者の遵守事項)

第11条 入館者は、入館に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(5) [略]

規則で定める者は、前条各号に掲げる事項を遵守しない者とする。

(施行の細目)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

(施行の細目)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が定める。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「(代表者) _____ 印」を「(代表者) _____」に改める。

(小磯記念美術館条例施行規則の一部改正)

第4条 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則（令和2年3月規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>(特別利用券)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 定期券は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる料金を納めた者に対して発行するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	区分	料金	[略]	[略]	<p>(特別利用券)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 定期券は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる料金を納めた者に対して発行するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	区分	料金	[略]	[略]
区分	料金								
[略]	[略]								
区分	料金								
[略]	[略]								

備考

1 区分の適用については、定期券を発行した日を基準とする。

2 この表において「大学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校若しくは大学に在学する学生（高等専門学校にあっては、4年生及び5年生に限る。）又はこれらに準ずる者をいう。

3 この表において「一般」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校若しくは大学に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同条に規定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。

3～8 [略]

9 優待券及び招待券は、市長が事業上特別の理由があると認める者に対して発行するものとし、その料金は無料とする。

10 [略]

(入館料の減免)

備考

区分の適用については、定期券を発行した日を基準とする。

3～8 [略]

9 優待券及び招待券は、市長が事業上特別の理由があると認める者に対して、発行するものとし、その料金は無料とする。

10 [略]

(入館料の減免)

第6条 条例第6条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料を減額し、又は免除する。ただし、特別に展示を行う場合の入館料を減額し、又は免除するときは、その都度市長が定める額を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒又は学生を引率して入館するとき 免除
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。）の職員及び職員を補助する者が、教育上の目的のために児童を引率して入館するとき 免除
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医

第6条 条例第6条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料を減額し、又は免除する。ただし、特別に展示を行う場合の入館料を減額し、又は免除するときの減額する額又は免除は、その都度市長が定める。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒又は学生を引率して入館するとき。 免除
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。）の職員及び職員を補助する者が教育上の目的のために児童を引率して入館するとき。 免除
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医

療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が入館するとき 免除

(4) 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1級又は2級のものに限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）の交付を受けている者の介護人がこれらの者とともに入館するとき 免除

(5) 市内に居住する満65歳以上の者が入館するとき 免除

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき
市長が必要があると認める額の減額又は免除

（入館料の減免申請等）

第7条 [略]

2 市長は、条例第6条の規定により入館料の減額又は免除をしたときは、前項の規定により申請を行った者に様式第6号による入館証兼入館料減免通知書を交付する。

3 前2項の規定は、前条第3号、第4号又は第5号に該当する者その他

療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が入館するとき。 免除

(4) 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1級又は2級のものに限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）の交付を受けている者の介護人がこれらの者とともに入館するとき。 免除

(5) 市内に居住する満65歳以上の者が入館するとき。 免除

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
市長が必要があると認める額の減額又は免除

（入館料の減免申請等）

第7条 [略]

2 市長は、条例第6条の規定により入館料の減額又は免除をしたときは、様式第6号による入館申込書兼入館料減免通知書を交付する。

3 前2項の規定は、前条第3号、第4号又は第5号に該当する者その他

市長が特に必要があると認める者には適用しない。ただし、入館の際に、同条第3号又は第5号に該当する者は、同条第3号又は第5号に該当する者であることを証する書類を提示しなければならない。

(入館料の返還)

第8条 条例第7条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 天災地変その他入館しようとする者の責めに帰すことのできない理由により入館できないとき。

(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 [略]

(資料の特別利用の許可申請等)

第9条 条例第8条の規定により、美術館資料の熟覧、模写、撮影等（以下「資料の特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ様式第7号による資料の特別利用許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可を

市長が特に必要があると認める者には適用しない。ただし、入館の際に、前条第3号に該当する者は同号に規定する手帳等を、前条第5号に該当する者は市内に居住する満65歳以上の者であることを証する書類を提示しなければならない。

(入館料の返還)

第8条 条例第7条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 天災地変その他入館しようとする者の責めに帰すことのできない理由により入館できないとき。

(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 [略]

(資料の特別利用の許可申請等)

第9条 条例第8条の規定により、美術館資料の熟覧、模写、撮影等（以下「資料の特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ様式第7号による資料の特別利用許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可を

したときは、同項の規定により申請を行った者に様式第8号による資料の特別利用許可書を交付する。

3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、市長は、他の美術館、図書館、研究所その他の市長が適当と認めるものに、資料の特別利用のため美術館資料を美術館外に貸し出すことができる。

5 [略]

6 市長は、前項の規定による許可をしたときは、同項の規定により申請を行った者に様式第10号による館外貸出許可書を交付する。

7 [略]

(資料の特別利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の特別利用を許可しないものとする。

(1) 資料の特別利用によって美術館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(2) 現に美術館資料が展示されているとき。

(3) 寄託された美術館資料で寄託者の同意を得ていないとき。

(4) 著作権者がある美術館資料で著作権者の同意を得ていないとき。

したときは、前項の規定のより申請を行った者に様式第8号による資料の特別利用許可書を交付する。

3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、市長は、他の美術館、図書館、研究所その他の市長が適当と認めるものに、資料の特別利用のため資料を美術館外に貸し出すことができる。

5 [略]

6 市長は、前項の規定による許可をしたときは、前項の規定のより申請を行った者に様式第10号による館外貸出許可書を交付する。

7 [略]

(資料の特別利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の特別利用を許可しないものとする。

(1) 資料の特別利用によって資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(2) 現に資料が展示されているとき。

(3) 寄託された資料で寄託者の同意を得ていないとき。

(4) 著作権者がある資料で、著作権者の同意を得ていないとき。

(5) [略]

2 [略]

3 市長は、美術館の都合により必要があるときは、美術館資料の貸出期間中であっても当該美術館資料の返還を求めることができる。

4 市長は、資料の特別利用の許可を受けた者が、許可の条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、資料の特別利用許可を取り消し、返還を命じることができる。

(施設の特別利用)

第11条 条例第9条第1項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(施設の特別利用の許可申請等)

第12条 [略]

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、同項の規定により申請を行った者に様式第12号による施設の特別利用許可書を交付する。

3、4 [略]

(施設の特別利用の制限)

(5) [略]

2 [略]

3 市長は、美術館の都合により必要があるときは、資料の貸出期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

4 市長は、資料の特別利用の許可を受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、資料の特別利用許可を取り消し、利用の停止又は返還を命じることができる。

(施設の特別利用)

第11条 条例第9条第1項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

(3) その他市長が特に認めるとき。

(施設の特別利用の許可申請等)

第12条 [略]

2 市長は、前項の規定により許可したときは、様式第12号による施設の特別利用許可書を交付する。

3、4 [略]

(施設の特別利用の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の特別利用を許可しないものとする。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が施設の特別利用をすることを不相当と認めるとき。

2 [略]

3 市長は、施設の特別利用の許可を受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、施設の特別利用の許可を取り消し、退去を命じることができる。

(入館者の遵守事項)

第17条 市長は、入館者に対して、次に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。

(1)～(5) [略]

第18条～第20条 [略]

(施行細目の委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な

第14条 市長、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の特別利用を許可しないものとする。

(1)、(2) [略]

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が施設の特別利用をすることを不相当と認めるとき。

2 [略]

3 市長は、施設の特別利用の許可を受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、施設の特別利用の許可を取り消し、利用の停止又は退去を命じることができる。

(入館者の遵守事項)

第17条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(5) [略]

(販売行為等の禁止)

第18条 入館者は、美術館において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄附募集等を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

第19条～第21条 [略]

(施行細目の委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な

事項は、主管局長が定める。

事項は、文化スポーツ局長が定める。

様式第5号及び様式第6号中「神戸市立小磯記念美術館条例施行規則第8条」を「神戸市立小磯記念美術館条例施行規則第7条」に改める。

様式第7号中

「代表者

(担当者)

④」を

「代表者

(担当者)

」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「神戸市又は教育委員会」を「市」に、「実行委員会等」を「実行委員会」に改める。

(文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則(令和2年3月規則第95号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所在の変更)	(所在の変更)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げるときとする。	2 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の <u>各号</u> に掲げるときとする。

(1) 条例第13条第1項の規定により補助金の交付を受けて行われる管理又は修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

(2)、(3) [略]

(4) 条例第18条第1項の規定により届出された修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

(5) [略]

(6) 条例第23条第1項の規定により許可を受け、又は届出された展覧会その他の催しにおいて公開するため所在の場所を変更しようとするとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

3 [略]

(管理又は修理費補助の申請)

第8条 条例第13条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする所有者は、様式第7号による文化財保護事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市

(1) 条例第13条第1項の規定により補助金を交付されて行われる管理又は修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

(2)、(3) [略]

(4) 条例第18条第1項の規定により届け出された修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

(5) [略]

(6) 条例第23条第1項の規定により許可を受け、又は届け出された展覧会その他の催しにおいて公開するため所在の場所を変更しようとするとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に認めるとき。

3 [略]

(管理又は修理費補助の申請)

第8条 条例第13条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする所有者は、様式第7号による文化財保護事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市

長が必要があると認める書類

2 条例第13条第1項の補助金の交付を受けた者は、事業完了後1箇月以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(有償譲渡の場合の納付金)

第9条 条例第16条第1項の規定により行う納付は、第3項に規定する納付金額を市長が指定する期日までに納付することにより行わなければならない。

2 [略]

3 条例第16条第3項に規定する納付金額の算定は、条例第13条第1項の規定による補助金の額を、補助に係る修理等を施した神戸市指定有形文化財又はその部分につき市長が個別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後神戸市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額から当該修理が行われた後神戸市指定有形文化財の修理のため自己の費やした金額を控除して得た金額に相当する金額とす

長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、事業完了後1箇月以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(有償譲渡の場合の納付金)

第9条 条例第16条第1項の規定により行う納付は、第3項に規定する納付金額を市長が指定する期日までに行わなければならない。

2 [略]

3 条例第16条第3項に規定する納付金額の算定は、補助金の額を、補助に係る修理等を施した神戸市指定有形文化財又はその部分につき市長が個別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以降神戸市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額から当該修理が行われた後神戸市指定有形文化財の修理のため自己の費やした金額を控除して得た金額に相当する金額とする。

る。

(現状変更の許可を要しない維持の措置の範囲)

第11条 条例第17条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該神戸市指定有形文化財をその指定当時の原状(当該指定後に現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けたものについては、当該現状の変更後又は保存に影響を及ぼす行為後の原状)に復するとき。

(2) 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の範囲の拡大を防止するために必要な応急の措置をするとき。

(修理届等)

第12条 [略]

2 条例第18条第1項の規定により届出された修理が終了したときは、速やかに、現状変更修理終了届出書を市長に提出しなければならない。

(市の負担とする出品費用)

第13条 条例第20条第3項の規定によ

(現状変更の許可を要しない維持の措置の範囲)

第11条 条例第17条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる範囲とする。

(1) 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該神戸市指定有形文化財をその指定当時の原状(当該指定後に現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けたものについては、当該現状の変更後又は保存に影響を及ぼす行為後の原状)に復するために必要な範囲。

(2) 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の範囲の拡大を防止するために必要な応急の措置の範囲。

(修理届等)

第12条 [略]

2 条例第18条第1項の規定により届け出された修理が終了したときは、速やかに、現状変更修理終了届出書を市長に提出しなければならない。

(市の負担とする出品費用)

第13条 条例第20条第3項の規定によ

り市の負担とする費用の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 出品のための神戸市指定有形文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- (2) [略]
- (3) 前2号の移動に際し、市長が必要があると認めて神戸市指定有形文化財を運送保険に付する場合は、その保険料

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第20条 第3条から第9条まで、第12条及び第13条の規定は神戸市指定有形民俗文化財について、第8条の規定は神戸市指定無形民俗文化財について準用する。

(現状変更の許可を要しない維持の措置の範囲)

第23条 条例第43条において準用する条例第17条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 神戸市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該神戸市指定史跡

り出品のために要する費用のうち市が負担するものについて規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 出品のため神戸市指定有形文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- (2) [略]
- (3) 前2号の移動の際、市長が必要と認めて神戸市指定有形文化財を運送保険に付する場合は、その保険料

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第20条 第3条から第9条まで、第12条及び第13条の規定は、神戸市指定有形民俗文化財について、第8条の規定は、神戸市指定無形民俗文化財について準用する。

(現状変更の許可を要しない維持の措置の範囲)

第23条 条例第43条において準用する条例第17条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 神戸市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該神戸市指定史跡

名勝天然記念物をその指定当時の原状（当該指定後において現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けたものについては、当該現状変更後又は保存に影響を及ぼす行為後の原状）に復するとき。

(2) 神戸市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の範囲の拡大を防止するために必要な応急の措置をするとき。

(3) 神戸市指定史跡名勝天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去するとき。

（登録有形文化財の現状変更等の届出等）

第33条 [略]

2、3 [略]

4 第10条第2項の規定は、第1項の規定により届出された行為が終了したときについて準用する。

（登録無形文化財の登録）

第36条 [略]

2～4 [略]

名勝天然記念物をその指定当時の原状（当該指定後において現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けたものについては、当該現状変更後又は保存に影響を及ぼす行為後の原状）に復するために必要な範囲。

(2) 神戸市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の範囲の拡大を防止するために必要な応急の措置の範囲。

(3) 神戸市指定史跡名勝天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去するために必要な範囲。

（登録有形文化財の現状変更等の届出等）

第33条 [略]

2、3 [略]

4 第10条第2項の規定は、第1項の規定により届け出された行為が終了したときについて準用する。

（登録無形文化財の登録）

第36条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定による登録をした後においても、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体として登録するに足りるものがあると認めるときは、市長はそのものを保持者又は保持団体として追加登録することができる。

6、7 [略]

(登録無形文化財の登録の抹消)

第37条 [略]

2 前項の規定により神戸市登録無形文化財の登録を抹消する場合は、その旨を告示するとともに、前項第1号に該当するときは当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知するものとする。

(登録無形文化財の保持者等の氏名等の変更)

第38条 神戸市登録無形文化財の保持者が、氏名、住所、芸名若しくは雅号を変更し、死亡し、又はその保持する神戸市登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたときは、保持者又はその相続人は、その旨を市長に届け出なければならない。神戸市登録無形文化財の保持団体が、名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を

5 第1項の規定による登録をした後においても、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体として登録するに足りるものがあると認めるときは、市長はその者を保持者又は保持団体として追加登録することができる。

6、7 [略]

(登録無形文化財の登録の抹消)

第37条 [略]

2 前項の規定による神戸市登録無形文化財の登録の抹消は、その旨を告示するとともに、前項第1号のときは当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。

(登録無形文化財の保持者等の氏名等の変更)

第38条 神戸市登録無形文化財の保持者が、氏名、住所、芸名若しくは雅号を変更し、死亡し、又はその保持する神戸市登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたときは、保持者又はその相続人は、その旨を市長に届け出なければならない。神戸市登録無形文化財の保持団体が、名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を

生じ、又は解散したときも、保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

2 [略]

（行為の届出）

第52条 条例第50条第1項の規定により届出をしようとする者は、同項各号に掲げる行為に着手する日の30日前までに様式第24号による文化環境保存区域内における行為（変更）届出書を市長に提出しなければならない。届出をした内容を変更するときも、同様とする。

2、3 [略]

4 前3項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 次に掲げる行為の区分による図面

ア、イ [略]

ウ 木竹を伐採する場合 地形図

エ [略]

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（届出を要しない行為）

第53条 条例第50条第2項第1号の規定により規則で定めるものは、次に

生じ、又は解散したときも、保持団体の代表者又はその代表者であった者について、同様とする。

2 [略]

（行為の届出）

第52条 条例第50条第1項の規定により届出をしようとする者は、同項各号に掲げる行為に着手する日の30日前までに様式第24号による文化環境保存区域内における行為（変更）届出書を市長に提出しなければならない。届出をした内容を変更しするときも、同様とする。

2、3 [略]

4 前3項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 次に掲げる行為の区分による図面

ア、イ [略]

ウ 木材を伐採する場合 地形図

エ [略]

(4) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類
（届出を要しない行為）

第53条 条例第50条第2項第1号の規定により規則で定めるものは、次に

掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる工作物の新築、改築又は増築

ア 文化環境保存区域内において行う工事に必要な仮設の工作物

イ [略]

ウ 社寺境内地又は墓地における鳥居、とうろう、墓碑その他これらに類するもの

エ その他の工作物の新築、改築又は増築で、当該新築、改築又は増築に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの

(2) 次に掲げる宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の区画形質の変更

ア 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

イ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条の規定による埋蔵文化財の発掘調査

(3) [略]

(4) 土石の類の採取で、その採取に係る面積が10平方メートル以下の地形の変更で高さが1.5メートル

掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる工作物の新築、改築又は増築

ア 文化環境保存区域内において行なう工事に必要な仮設の工作物

イ [略]

ウ 社寺境内地又は墓地における鳥居、とうろう、墓碑等

エ 新築、改築又は増築に係る部分の高さが1.5メートル以下のその他の工作物

(2) 次に掲げる宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の区画形質の変更

ア 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

イ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条の規定に基づく埋蔵文化財の発掘調査

(3) [略]

(4) 土石の類の採取で、その採取面積が10平方メートル以下の地形の変更で高さが1.5メートルをこえ

を超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(5) 水面の埋立て又は干拓で、面積が10平方メートル以下のもの

(6) 建物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

(7) 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲示

ア 国、地方公共団体その他公共団体が公用のため表示し、又は掲出する屋外広告物

イ 冠婚葬祭、講演会その他これらに類するもののために一時的に表示し、又は掲出する屋外広告物

ウ、エ [略]

(認定書の交付)

第54条 市長は、条例第54条第2項及び第3項の規定による神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定(同条第4項において準用する条例第26条第4項の規定による追加認定を含む。)をしたときは、当該神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体に様式第13号による認定書を交付する。

る法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(5) 水面の埋立又は干拓で、面積が10平方メートル以下のもの

(6) 建物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

(7) 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲示

ア 国又は地方公共団体等が公用のため表示し、又は掲出する屋外広告物

イ 冠婚葬祭又は講演会等のために一時的に表示し、又は掲出する屋外広告物

ウ、エ [略]

(認定書の交付)

第54条 市長は、条例第54条第2項及び第3項の規定による認定(同条第4項において準用する条例第26条第4項の規定による追加認定を含む。)をしたときは、当該神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体に様式第13号による認定書を交付する。

(会長及び副会長)

第56条 条例第57条に規定する神戸市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を各一人を置く。

2～4 [略]

(伝建部会)

第58条の2 [略]

2 伝建部会は、伝統的建造物群保存地区を適切に保存するために、当該地区に関する重要な事項を審議する。

3～5 [略]

6 第2項に規定する事項のうち、神戸市都市景観条例(昭和53年10月条例第59号)第21条第1項の規定による伝統的建造物以外の建築物等の許可申請において、市長が許可基準及び修景基準の緩和を検討するものについては、伝建部会の議決をもって審議会の意見とする。この場合において、伝建部会長は、次の審議会においてこれを報告しなければならない。

(施行細目の委任)

第62条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

(会長及び副会長)

第56条 神戸市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を各一人を置く。

2～4 [略]

(伝建部会)

第58条の2 [略]

2 伝建部会は、伝統的建造物群保存地区を適切に保存するために、当地区に関する重要な事項を審議する。

3～5 [略]

6 第2項に規定する事項のうち、神戸市都市景観条例(昭和53年10月条例第59号)第21条第1項の規定に基づく伝統的建造物以外の建築物等の許可申請において、市長が許可基準及び修景基準の緩和を検討するものについては、伝建部会の議決をもって神戸市文化財保護審議会の意見とする。この場合において、伝建部会長は、次の審議会においてこれを報告しなければならない。

(施行細目の委任)

第62条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が定める。

別表（第27条、第36条、第41条関係）

文化財の種類	記載内容
神戸市登録有形文化財	名称 員数 種別 構造及び形式 所有者
神戸市地域有形文化財	所在地 区域 登録認定又は選定の年月日
神戸市歴史的建造物等	
神戸市登録無形文化財	名称 保持者又は保持団体 所在地 登録の年月日
神戸市地域無形文化財	
神戸市登録有形民俗文化財	名称 員数 構造及び形式 所有者 所在地
神戸市地域有形民俗文化財	登録又は認定の年月日
神戸市登録無形民俗文化財	名称 種別 保存に当たることを適当と認めらる者 所在地 登録又は認定の年月日
神戸市地域無形民俗文化財	
神戸市登録史跡名勝天然記念物	名称 種別 所有者 所在地 区域 登録又は認定の年月日
神戸市地域史跡名勝天然記念物	

別表

登録文化財台帳、地域文化財台帳及び歴史的建造物台帳に記載する事項

文化財の種類	記載内容
登録有形文化財	名称、員数、種別、構造及び形式、所有者、
地域有形文化財	所在地、区域、登録、認定又は選定の年月日
歴史的建造物等	
登録無形文化財	名称、保持者又は保持団体、所在地、登録の年月日
地域無形文化財	
登録有形民俗文化財	名称、員数、構造及び形式、所有者、所在地、
地域有形民俗文化財	登録又は認定の年月日
登録無形民俗文化財	名称、種別、保存に当たることを適当と認めらる者、所在地、登録又は認定の年月日
地域無形民俗文化財	
登録史跡名勝天然記念物	名称、種別、所有者、所在地、区域、登録又は認定の年月日
地域史跡名勝天然記念物	

念物			
----	--	--	--

様式第1号中「様式第1号（第3条第1項、第20条関係）」を「様式第1号（第3条第1項関係）」に改める。

様式第2号中「様式第2号（第3条第2項、第15条第2項、第20条、第27条第4項、第36条第7項、第42条、第48条、第50条、第55条関係）」を「様式第2号（第3条第2項関係）」に改める。

様式第3号中「様式第3号（第4条、第20条、第24条関係）」を「様式第3号（第4条関係）」に改める。

様式第4号中「様式第4号（第5条、第20条、第24条、第29条、第42条、第45条、第48条、第50条関係）」を「様式第4号（第5条関係）」に改める。

様式第5号中「様式第5号（第6条、第20条、第24条、第30条、第42条、第45条、第48条、第50条関係）」を「様式第5号（第6条関係）」に改める。

様式第6号中「様式第6号（第7条、第20条、第31条第2項、第42条、第48条、第50条関係）」を「様式第6号（第7条関係）」に改める。

様式第7号中「様式第7号（第8条、第18条、第20条、第24条、第32条第3項、第39条第3項、第42条、第45条、第48条、第50条関係）」を「様式第7号（第8条関係）」に改める。

様式第8号中「様式第8号（第10条第1項、第24条関係）」を「様式第8号（第10条第1項関係）」に改める。

様式第9号中「様式第9号（第10条第2項、第12条第2項、第20条、第24条、第33条第3項、第42条、第45条、第48条、第50条関係）」を「様式第9号（第10条第2項、第12条第2項関係）」に改める。

様式第10号中「様式第10号（第12条第1項、第20条、第24条関係）」を「様式第10号（第12条第1項関係）」に改める。

様式第14号中「様式第14号（第17条第1項、第38条第2項、第48条、第55条関係）」を「様式第14号（第17条第1項関係）」に改める。

様式第15号中「様式第15号（第19条、第33条第1項、第45条、第48条、第50条関係）」を「様式第15号（第19条、第33条第2項関係）」に改める。

様式第16号中「様式第16号（第21条第2項、第44条第2項、第48条、第50

条関係)」を「様式第16号（第21条第2項関係）」に改める。

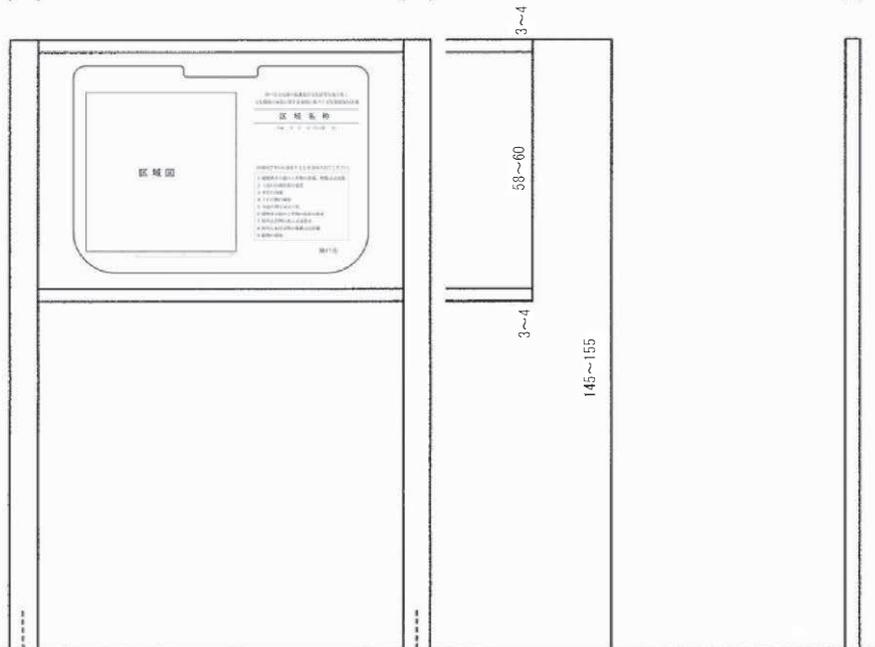
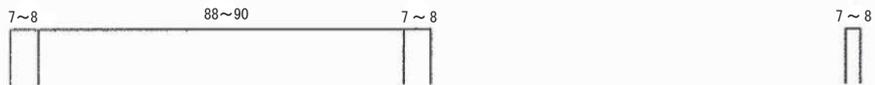
様式第17号中「様式第17号（第22条、第43条第2項、第48条、第50条関係）」を「様式第17号（第22条関係）」に改める。

様式第18号中「様式第18号（第27条第3項、第42条関係）」を「様式第18号（第27条第3項関係）」に改める。

様式第19号中「様式第19号（第36条第4項、第6項関係）」を「様式第19号（第36条第4項関係）」に改める。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第51条関係）



GL

単位：cm

様式第24号から様式第26号までの様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

(生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部改正)

第6条 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則(令和2年3月規則第97号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により、同項の施設等(以下単に「施設等」という。)の使用に係る許可を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(使用料の後納)</p> <p>第4条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があると</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により、同項の施設等の使用に係る許可を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を市長(条例第21条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に同項の業務を行わせている場合にあつては当該指定管理者。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(使用料の後納)</p> <p>第4条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があると</p>

きは、次に掲げるときとする。

- (1) [略]
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

- (1) 市長が条例第3条第1号から第5号までに掲げる事業として使用するとき 免除

- (2) 国、地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、市長が特に必要があると認めるとき 使用料の5割相当額の減額

- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別な事情がある場合において、市長が特に必要があると認めるとき 使用料の5割相当額の減額又は免除

(使用料の返還)

きは、次に掲げるときとする。

- (1) [略]
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

- (1) 指定管理者が神戸市生涯学習支援センターその他の施設（条例第4条第9号から第11号までに掲げる施設を除く。以下「支援センター」という。）の事業として使用するとき。 免除

- (2) 国、地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 使用料の5割相当額の減額

- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別な事情がある場合において、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 使用料の5割相当額の減額又は免除

(使用料の返還)

第6条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災地変、不可抗力その他使用者の責めに帰すことのできない理由により施設等を使用できないとき 全額

(2) 市長が条例第15条第2項の規定により使用許可を取り消したとき 全額

(3) 使用者が、使用しようとする日の7日前の日（当該日が休館日の場合は、その翌日）までに市長に申し出て、使用許可の取消しを受けたとき 全額

(4) 第2条第3項の規定による変更の許可を受けた場合において、変更前の使用料の額が変更後の使用料の額を超えたとき 超過して納付している額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が認める額

(禁止行為)

第7条 条例第17条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とす

第6条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災地変、不可抗力その他使用者の責めに帰すことのできない理由により施設等を使用できないとき。 全額

(2) 指定管理者が条例第15条第2項の規定により使用許可を取り消したとき。 全額

(3) 使用者が、使用しようとする日の7日前の日（当該日が休館日の場合は、その翌日）までに指定管理者に申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 全額

(4) 第2条第5項の規定による変更の許可を受けた場合において、変更前の使用料の額が変更後の使用料の額を超えたとき。 超過して納付している額

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 指定管理者が認める額

(禁止行為)

第7条 条例第17条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とす

る。

(1)～(5) [略]

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が条例第21条第1項第2号のセンター（以下「センター」という。）の管理上支障があると認める行為

(損傷の届出等)

第10条 市長は、センター内の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者に対して、直ちにその旨をセンターの係員に届け出て、その指示に従うよう求めるものとする。

(使用後の点検)

第11条 市長は、使用者がその使用が終わったときは、センターの係員に当該使用に係る施設等の点検をさせるものとする。

(使用時間)

第12条 センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項

る。

(1)～(5) [略]

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が支援センターの管理上支障があると認める行為

(損傷の届出等)

第10条 支援センター内の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を支援センターの係員に届け出て、指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第11条 使用者は、その使用が終わったときは、支援センターの係員の点検を受けなければならない。

(使用時間)

第12条 支援センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、支援センターの管理運営上特に必要があると認めると

の規定にかかわらず、同項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第13条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 12月28日から翌年1月4日までの日
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日

2 市長は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(施行細目の委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)

2 市長が条例第21条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に同項の業務を行わせている場合における第2条第1項、第2項及び第3項、第4条第2

きは、前項の規定にかかわらず、同項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第13条 支援センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

2 指定管理者は、支援センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(施行細目の委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における施設の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指

号、第5条第1号、第6条第2号、第3号及び第5号、第7条、第12条第2項並びに第13条第2項の規定の適用については、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における生涯学習支援センターその他の施設の使用については、神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する

定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第4条第2号、第5条第1号、第2号及び第3号、第6条第2号、第3号及び第5号、第7条第6号、第11条第2項並びに第12条第1項及び第2項の規定の適用については、第4条第2号中「条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、第5条第2号及び第3号、第6条第2号、第3号及び第5号、第7条第6号、第11条第2項並びに第12条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 指定管理者不在等期間における生涯学習支援センターその他の施設の使用については、神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する規則（平成18年3月教育委員会規則第14号）による改正前の神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則第2条第1項から第5項まで、第6条第2項及び第7条第2項並びに様式第1号から様式第4号ま

規則（平成18年3月教育委員会規則第14号）による改正前の神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則（平成12年3月教育委員会規則第14号）第2条第1項から第5項まで、第6条第2項及び第7条第2項並びに様式第1号から様式第4号までの規定の例による。

での規定の例による。

別表（第9条関係） [略]

別表（第3条関係） [略]

（ゆかりの美術館条例施行規則の一部改正）

第7条 神戸ゆかりの美術館条例施行規則（令和2年3月規則第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（入館料の徴収）</p> <p>第4条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第5条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) <u>国、地方公共団体</u>その他公共団</p>	<p>（入館料の徴収）</p> <p>第4条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第5条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体</u>その他公共</p>

体の職員が公益上の目的で入館するとき。

(2) [略]

(入館料の減免)

第5条 条例第6条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料を減額し、又は免除する。ただし、特別展の入館料を減額し、又は免除するときは、その都度市長が定める額を減額し、又は免除するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒又は学生を引率して入館するとき 免除

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。）の職員及び職員を補助する者が、教育上の目的のために児童を引率して入館するとき 免除

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45

団体の職員が公益上の目的で入館するとき。

(2) [略]

(入館料の減免)

第5条 条例第6条に規定する規則で定める規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料を減額し、又は免除する。ただし、特別展の入館料の減額は、その都度市長が定める。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒又は学生を引率して入館するとき。 免除

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。）の職員及び職員を補助する者が、教育上の目的のために児童を引率して入館するとき。 免除

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45

条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が入館するとき 免除

- (4) 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1級又は2級のものに限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）の交付を受けている者の介護人がこれらの者とともに入館するとき 全額

- (5) 市内に居住する満65歳以上の者が入館するとき 全額

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が必要があると認める額の減額又は免除

（入館料の減免申請等）

第6条 [略]

- 2 市長は、条例第6条の規定により 入館料の減額又は免除をしたとき

条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が入館するとき。 免除

- (4) 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1級又は2級のものに限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）の交付を受けている者の介護人がこれらの者とともに入館するとき。 全額

- (5) 市内に居住する満65歳以上の者が入館するとき。 全額

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 市長が必要があると認める額の減額又は免除

（入館料の減免申請等）

第6条 [略]

- 2 市長は、条例第6条の規定により 減免したときは、前項の規定により

は、前項の規定により申請を行った者に様式第4号による入館料減免通知書を交付する。

- 3 前2項の規定は、前条第3号、第4号又は第5号に掲げる者に該当する者その他市長が特に必要があると認める者には適用しない。ただし、入館の際に、同条第3号又は第5号に掲げる者に該当する者は、同条第3号又は第5号に掲げる者に該当する者であることを証する書類を提示しなければならない。

(入館料の返還)

第7条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 [略]

(資料の特別利用の許可申請等)

第8条 条例第8条の規定により、美術館資料の熟覧、模写、模造、撮影その他これに類する行為(以下「資料の特別利用」という。)をしよう

申請を行った者に様式第4号による入館料減免通知書を交付する。

- 3 前2項の規定は、前条第1項第3号から第6号に該当する者、その他市長が特に必要があると認める者には適用しない。ただし、入館の際に、同項第3号に該当する者は同号に規定する手帳等を、同項第5号に該当する者は市内に居住する満65歳以上の者であることを証する書類を提示しなければならない。

(入館料の返還)

第7条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する入館料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 [略]

(資料の特別利用の許可申請等)

第8条 条例第8条に規定により、美術館資料の熟覧、模写、模造、撮影等(以下「資料の特別利用」という。)をしようとする者は、様式第

とする者は、あらかじめ様式第5号による資料の特別利用許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、同項の規定により申請を行った者に様式第6号による資料の特別利用許可書を交付する。

3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、市長は、他の博物館、美術館その他の市長が適当と認めるものに、資料の特別利用のため美術館資料を美術館外に貸し出すことができる。

5 前項の規定による貸出し（以下「館外貸出し」という。）を受けようとする者は、あらかじめ様式第7号による館外貸出許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

6 市長は、前項の規定による許可をしたときは、同項の規定により申請を行った者に様式第8号による館外貸出許可書を交付する。

7 市長は、第1項及び第5項に規定する許可に美術館の管理運営上必要な条件を付することができる。

5号による資料の特別利用許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による許可をしたときは、前項の規定のより申請を行った者に様式第6号による資料の特別利用許可書を交付する。

3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、市長は、他の博物館、美術館その他の市長が適当と認めるものに、資料の特別利用のため資料を美術館外に貸し出すことができる。

5 前項の規定による貸出し（以下「館外貸出し」という。）を受けようとする者は、あらかじめ様式第7号による館外貸出許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

6 市長は、前項の規定による許可をしたときは、前項の規定のより申請を行った者に様式第8号による館外貸出許可書を交付する。

7 市長は、第1項及び第5項に規定する許可に博物館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(資料の特別利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の特別利用を許可しないものとする。

- (1) 資料の特別利用によって美術館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 現に美術館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された美術館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権者がある美術館資料で、著作権者の同意を得ていないとき。
- (5) [略]

2 [略]

3 市長は、美術館の都合により必要があるときは、美術館資料の貸出期間中であっても当該美術館資料の返還を求めることができる。

4 市長は、資料の特別利用の許可を受けた者が、許可の条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、資料の特別利用の許可を取り消し、返還を命じることができる。

(施設の特別利用)

第10条 条例第9条第1項に規定する

(資料の特別利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の特別利用を許可しないものとする。

- (1) 資料の特別利用によって資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 現に資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権者がある資料で、著作権者の同意を得ていないとき。
- (5) [略]

2 [略]

3 市長は、美術館の都合により必要があるときは、資料の貸出期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

4 市長は、資料の特別利用の許可を受けた者が、許可の条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認めるときは、資料の特別利用許可を取り消し、利用の停止又は返還を命じることができる。

(施設の特別利用)

第10条 条例第9条第1項に規定する

規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) [略]

(2) 市を構成員とする実行委員会が主催する事業に利用するとき。

(3) [略]

2 [略]

(施設の特別利用の許可申請等)

第11条 [略]

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、同項の規定により申請を行った者に様式第10号による特別利用許可書を交付する。

3 市長は、必要があると認めるときは、第3条に定める開館時間以外の時間であっても、第1項の許可をすることができる。

4 [略]

(施設の特別利用の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の特別利用を許可しないものとする。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が施設の特別利用をすることを不相当と認めるとき。

2 [略]

3 市長は、施設の特別利用の許可を

規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) [略]

(2) 市を構成員とする実行委員会等が主催する事業に利用するとき。

(3) [略]

2 [略]

(施設の特別利用の許可申請等)

第11条 [略]

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、様式第10号による特別利用許可書を交付する。

3 市長は、必要があると認めるときは、第3条に定める開館時間以外の時間であっても、第1項の施設の特別利用を許可することができる。

4 [略]

(施設の特別利用の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の特別利用を許可しないものとする。

(1)、(2) [略]

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が施設の特別利用をすることを不相当と認めるとき。

2 [略]

3 市長は、施設の特別利用の許可を

受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、施設の特別利用の許可を取り消し、退去を命じることができる。

(損害の賠償等)

第13条 市長は、資料の特別利用の許可又は施設の特別利用の許可を受けた者が、美術館の施設、設備又は資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出て、その指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償するよう求めるものとする。

(損傷の届出等)

第14条 市長は、入館者が美術館の施設、設備又は資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その旨を美術館の係員に届け出て、その指示に従うよう求めるものとする。

(施行細目の委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、施設の特別利用の許可を取消し、利用の停止又は退去を命じることができる。

(損害の賠償等)

第13条 資料の特別利用の許可又は施設の特別利用の許可を受けた者は、美術館の施設、設備又は資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出て、その指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損傷の届出等)

第14条 入館者は、美術館の施設、設備又は資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その旨を美術館の係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(施行細目の委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が定める。

様式第2号中「個人」を「団体」に改める。

様式第9号中「神戸市又は教育委員会」を「市」に、「実行委員会等」を「実行委員会」に改める。

様式第10号中「様式第10号（第11条関係）」を「様式第10号（第12条関

係)」に、「神戸市又は教育委員会」を「市」に、「実行委員会等」を「実行委員会」に改める。

(文化財保護法第184条第1項等に規定する許可申請等取扱規則の一部改正)

第8条 文化財保護法第184条第1項等に規定する許可申請等取扱規則(令和2年3月規則第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(施行細目の委任)</p> <p>第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p>	<p>(施行細目の委任)</p> <p>第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>文化スポーツ局長</u>が定める。</p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

埋蔵文化財発掘届出書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所

氏名等

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定により、文部科学省令の定める事項について、関係書類を添付し、下記のとおり届出します。

1. 所在地			
2. 面積			
3. 土地所有者	氏名等：		
	住 所：		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称		員 数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒撫地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5. 工事の目的	個人住宅 共同住宅 店舗・工場付住宅 店舗 工場 学校 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 鉄道 ガス等 通信 農業基盤整備 農業関連 土砂採取 観光開発 その他の開発（ ）		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名等：		
	住 所：		
7. 工事責任者	氏名等：		
	住 所：		
8. 着手時期	年 月 日	9. 終了時期	年 月 日
10. 参考事項			

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。

②遺跡の種類・現状・時代欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

〔添付書類〕 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面。

この書類の問い合わせ先、通知の送付先	住所： ㊦
TEL：	氏名：

様式第2号中「氏名等 印」を「氏名等 氏名」に、「〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。届出者が個人の場合、氏名を自署するときは押印省略可。」を「〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則様式第1号、第3号及び第5号、神戸市立小磯記念美術館条例施行規則様式第5号から様式第7号まで、様式第11号及び様式第12号、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則様式第1号から様式第10号まで、様式第14号から様式第19号まで及び様式第23号から様式第26号まで、神戸ゆかりの美術館条例施行規則様式第2号、様式第9号及び様式第10号並びに文化財保護法第184条第1項等に規定する許可申請等取扱規則様式第1号及び様式第2号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第2条関係）

規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則（令和2年3月規則第69号）	[略]
[略]	[略]

別表（第2条関係）

規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則（令和2年3月規則第69号）	[略]
神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則（令和2年3月規則第93号）	様式第1号
	様式第3号
	様式第5号
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則（令和2年3月規則第95号）	様式第24号
	様式第25号
	様式第26号
文化財保護法第184条第1項等に規定する許可申請等取扱規則（令和2年3月規則第99号）	様式第1号
	様式第2号
[略]	[略]

神戸市市税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第78号

神戸市市税条例施行規則等の一部を改正する規則

(市税条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市市税条例施行規則(昭和30年11月規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(条例第53条第2項の規定による固定資産税の減免)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 賦課期日現在において、次の各号のいずれかに該当する固定資産に対して課する当該賦課期日に係る年度の固定資産税に対しては、それぞれ当該各号に定める額(1棟の家屋のうちその一部について当該減免事由に該当する場合は、当該減免事由に該当する部分の当該家屋に占める割合によりあん分して算出した額)を</p>	<p>(条例第53条第2項の規定による固定資産税の減免)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 賦課期日現在において、次の各号のいずれかに該当する固定資産に対して課する当該賦課期日に係る年度の固定資産税に対しては、それぞれ当該各号に定める額(1棟の家屋のうちその一部について当該減免事由に該当する場合は、当該減免事由に該当する部分の当該家屋に占める割合によりあん分して算出した額)を</p>

減免する。ただし、当該各号に定める減免事由に該当しなくなつたときは、減免事由が消滅することとなつた日の属する年度に係る固定資産税額を12で除して得た額に当該減免事由が消滅することとなつた日の属する月の翌月からその年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額を徴収するものとする。

(1)～(8の2) [略]

(9) 市文化財保護条例第52条第1項に規定する神戸市登録文化財である家屋 固定資産税額の2分の1相当額

(10)、(11) [略]

3、4 [略]

減免する。ただし、当該各号に定める減免事由に該当しなくなつたときは、減免事由が消滅することとなつた日の属する年度に係る固定資産税額を12で除して得た額に当該減免事由が消滅することとなつた日の属する月の翌月からその年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額を徴収するものとする。

(1)～(8の2) [略]

(9) 市文化財保護条例第44条第1項に規定する神戸市登録文化財である家屋 固定資産税額の2分の1相当額

(10)、(11) [略]

3、4 [略]

(都市景観審議会規則の一部改正)

第2条 都市景観審議会規則（平成9年8月規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

神戸市都市景観審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第51条の規定に基づき、神戸市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 [略]

2～4 [略]

5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合において、副会長にも事故があるとき又は副会長も欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

都市景観審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第36条の規定に基づき、都市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 [略]

2～4 [略]

(屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市屋外広告物条例施行規則（平成12年3月規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

別表第1（第7条関係）

番号	広告物の種類	広告物等の規格及び条例第5条第1項、第3項又は第5項の許可の基準
1	[略]	(1)～(8) [略]
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第1（第7条関係）

番号	広告物の種類	広告物等の規格及び条例第5条第1項、第3項又は第5項の許可の基準
1	[略]	(1)～(8) [略] (9) 神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第10条第1項に規定する都市景観形成地域において同条例第11条第3項に規定する景観形成基準が定められた場合にあつては、広告物等を当該基準に即したものとすることを努めること。
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

（北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則（平成30年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(認定の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第1項第1号、第2項若しくは第4項、第6条第1項第1号イ、第2号ア若しくはイ、第3号ア、第2項若しくは第4項、第7条第1号イ若しくはウ又は第9条の規定による市長の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第1号による伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る認定・変更の認定申請書（以下「認定申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第50号）第46条第1項</u>の許可又は同条例<u>第48条</u>の規定による協議が成立したことを証する書類</p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第1項第1号、第2項若しくは第4項、第6条第1項第1号イ、第2号ア若しくはイ、第3号ア、第2項若しくは第4項、第7条第1号イ若しくはウ又は第9条の規定による市長の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第1号による伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る認定・変更の認定申請書（以下「認定申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第21条第1項</u>の許可又は同条例<u>第23条</u>の規定による協議が成立したことを証する書類</p>

(9)、(10) [略]	(9)、(10) [略]
2 [略]	2 [略]

(文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則（令和2年3月規則第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第5章 [略]	第1章～第5章 [略]
<u>第6章 伝統的建造物群保存地区</u> <u>(第25条—第32条)</u>	
<u>第7章 神戸市登録文化財 (第33条—第52条)</u>	<u>第6章 神戸市登録文化財 (第25条—第45条)</u>
第1節 通則等 (<u>第33条・第34条</u>)	第1節 通則等 (<u>第25条・第26条</u>)
第2節 神戸市登録有形文化財 (<u>第35条—第43条</u>)	第2節 神戸市登録有形文化財 (<u>第27条—第35条</u>)
第3節 神戸市登録無形文化財 (<u>第44条—第48条</u>)	第3節 神戸市登録無形文化財 (<u>第36条—第40条</u>)
第4節 神戸市登録民俗文化財	第4節 神戸市登録民俗文化財

(第49条・第50条)

第5節 神戸市登録史跡名勝天然
記念物 (第51条—第53
条)

第8章 神戸市地域文化財 (第54条
—第56条)

第9章 歴史的建造物その他の有形
の文化的所産 (第57条・第
58条)

第10章 文化環境保存区域 (第59条
—第61条)

第11章 市が指定した文化財の保存
技術の保護 (第62条・第63
条)

第12章 神戸市文化財保護審議会
(第64条—第70条)

第13章 補則 (第71条)

附則

第24条 [略]

第6章 伝統的建造物群保存地
区

(許可の申請等)

第25条 条例第46条第1項の規定によ
り許可を受けようとする者は、様式
第18号による伝統的建造物群保存地
区内における行為の許可申請書(以
下「許可申請書」という。)を市長
に提出しなければならない。当該許

(第41条・第42条)

第5節 神戸市登録史跡名勝天然
記念物 (第43条—第45
条)

第7章 神戸市地域文化財 (第46条
—第48条)

第8章 歴史的建造物その他の有形
の文化的所産 (第49条・第
50条)

第9章 文化環境保存区域 (第51条
—第53条)

第10章 市が指定した文化財の保存
技術の保護 (第54条・第55
条)

第11章 神戸市文化財保護審議会
(第56条—第61条)

第12章 補則 (第62条)

附則

第24条 [略]

可申請書に係る内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 付近見取図

(2) 現況写真

(3) 次のアからコまでに掲げる行為の区分に応じ、当該アからコまでに定める書類

ア 伝統的建造物の増築、改築、移転若しくは除却又はその外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 配置図、平面図、立面図、断面図、矩計図、外構平面図、完成予想図及び工事仕様書

イ 伝統的建造物の外観を変更することとなる色彩の変更 配置図、立面図、外構平面図及び工事仕様書

ウ 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築又は改築のうち伝統的建造物群保存地区保存計画により定められた修景基準によるもの 配置図、

平面図、立面図、断面図、矩計図、外構平面図、完成予想図及び工事仕様書

エ 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築又は改築のうち伝統的建造物群保存地区保存計画により定められた許可基準によるもの 配置図、平面図、立面図、断面図、外構平面図及び完成予想図

オ 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の移転又は除却 配置図及び外構平面図

カ 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の外観を変更することとなる修繕又は模様替 配置図、立面図、断面図及び外構平面図

キ 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の外観を変更することとなる色彩の変更 立面図

ク 宅地の造成その他の土地の形質の変更 地形図、平面図、断面図、法面断面図及び植栽計画図

ケ 木竹の伐採 地形図

コ 土石類の採取 地形図、平面図及び断面図

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の決定)

第26条 市長は、前条の規定により許可の申請があったときは、速やかに許可の可否を決定しなければならない。

2 市長は、条例第46条第1項の許可をしたときは様式第19号による伝統的建造物群保存地区内における行為の許可通知書により、許可をしなかったときはその旨を記載した文書により、申請者に通知するものとする。

(終了の届出)

第27条 条例第46条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を終了したときは、速やかに、様式第20号による伝統的建造物群保存地区内における行為の終了届出書を市長に提出しなければならない。

(条例第46条第2項に規定する規則で定める行為)

第28条 条例第46条第2項に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 地下に設ける建築物その他の工

作物の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 条例第45条第2項第2号に規定する伝統的建造物以外の建築物その他の工作物で次に掲げるもの（当該建築物その他の工作物が他の建築物その他の工作物に設置される場合において、当該設置後に他の建築物その他の工作物とともに構成する物の高さが13メートルを超えることとなるものを除く。）の新築、増築、改築、移転若しくは除却又はその外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

ア 煙突（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備（以下「建築設備」という。）に該当するものを除く。）又はアンテナで高さが5メートル以下のもの

イ 物干場で築造面積が5平方メートル以下のもの

ウ 高架水槽（建築設備に該当するものを除く。）で高さが8メートル以下のもの

(3) 地下に設ける建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転、

除却、大規模の修繕又は大規模の模様替

(4) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）の表示又は掲出のために必要な建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは除却又はその外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

(5) 兵庫県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

(6) 宅地の造成その他の土地の形質の変更でその水平投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが1メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(7) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項に規定する森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

(8) 伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた伝統的建造物群保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関して行う行為

(9) 法令又は法令に基づく処分による義務の履行として行う行為

(10) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(国の機関等の協議の手続)

第29条 条例第48条の規定による協議は、第25条第2項各号に規定する書類を添付した様式第21号による伝統的建造物群保存地区内における行為の協議申出書を提出して行う。

(条例第49条に規定する規則で定める行為)

第30条 条例第49条に規定する都市計画事業の施行として行う行為、道路、都市公園若しくは公園施設、公衆電話施設、電気若しくはガス工作物又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施

行として行う行為

- (2) 都市計画法による国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が、当該市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (4) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の改築（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、

維持、修繕又は災害復旧に係る行為

(8) 交通監視塔その他の道路交通の安全のために必要な施設の設置又は管理に係る行為

(9) 気象、海象、地象、洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

(10) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

(11) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(12) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

(13) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設

備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(14) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(15) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(16) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(17) 有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系の設置又は管理に係る行為

(18) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(19) ガス事業法（昭和29年法律第

51号)によるガス工作物の設置
(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。) 又は
管理に係る行為

(20) 水道法 (昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法 (昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池又は下水道法 (昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
(通知の手続)

第31条 条例第49条の規定による通知
は、様式第22号による伝統的建造物群保存地区内における行為の通知書を提出して行う。

2 前項の通知書には、第25条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

(保存に係る補助の申請)

第32条 第8条の規定は、条例第51条第2項に規定する補助金の交付につ

いて準用する。

第7章 [略]

(通則)

第33条 条例第52条第2項に規定する神戸市登録文化財の登録その他必要な事項は、この章の定めるところによる。

第34条 [略]

(登録有形文化財の登録)

第35条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定により登録をしたときは、市長は、当該神戸市登録有形文化財の所有者に様式第23号による登録証書を交付しなければならない。

4 [略]

第36条～第38条 [略]

(登録有形文化財の所在の変更)

第39条 神戸市登録有形文化財の所有者は、当該神戸市登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第41条第1項の規定により現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行うため届出をして所在の場所を変更する場合は、この限りでな

第6章 [略]

(通則)

第25条 条例第44条第2項に規定する神戸市登録文化財の登録その他必要な事項は、この章の定めるところによる。

第26条 [略]

(登録有形文化財の登録)

第27条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定により登録をしたときは、市長は、当該神戸市登録有形文化財の所有者に様式第18号による登録証書を交付しなければならない。

4 [略]

第28条～第30条 [略]

(登録有形文化財の所在の変更)

第31条 神戸市登録有形文化財の所有者は、当該神戸市登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第33条第1項の規定により現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行うため届出をして所在の場所を変更する場合は、この限りでな

い。

2 [略]

第40条～第43条 [略]

(登録無形文化財の登録)

第44条 [略]

2、3 [略]

4 第1項の規定により登録をしたときは、市長は、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体に様式第24号による登録認定書を交付する。

5～7 [略]

第45条～第49条 [略]

(登録有形文化財及び登録無形文化財の規定の準用)

第50条 第35条から第43条までの規定は神戸市登録有形民俗文化財について、第45条第1項第1号、第47条及び第48条の規定は神戸市登録無形民俗文化財について準用する。この場合において、第47条第2項及び第48条中「保持者又は保持団体」とあるのは「保存に当たることを相当と認める者」と読み替えるものとする。

第51条、第52条 [略]

(登録有形文化財の規定の準用)

第53条 第35条第1項及び第2項、第36条第1項及び第2項、第37条、第

い。

2 [略]

第32条～第35条 [略]

(登録無形文化財の登録)

第36条 [略]

2、3 [略]

4 第1項の規定により登録をしたときは、市長は、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体に様式第19号による登録認定書を交付する。

5～7 [略]

第37条～第41条 [略]

(登録有形文化財及び登録無形文化財の規定の準用)

第42条 第27条から第35条までの規定は神戸市登録有形民俗文化財について、第37条第1項第1号、第39条及び第40条の規定は神戸市登録無形民俗文化財について準用する。この場合において、第39条第2項及び第40条中「保持者又は保持団体」とあるのは「保存に当たることを相当と認める者」と読み替えるものとする。

第43条、第44条 [略]

(登録有形文化財の規定の準用)

第45条 第27条第1項及び第2項、第28条第1項及び第2項、第29条、第

38条、第40条、第41条並びに第43条の規定は、神戸市登録史跡名勝天然記念物について準用する。

第8章 [略]

(通則)

第54条 条例第53条第2項に規定する神戸市地域文化財の認定その他必要な事項は、この章の定めるところによる。

第55条 [略]

(登録文化財の規定の準用)

第56条 第35条から第43条までの規定は神戸市地域有形文化財及び神戸市地域有形民俗文化財について、第44条から第48条までの規定は神戸市地域無形文化財について、第45条第1項第1号及び第47条から第49条までの規定は神戸市地域無形民俗文化財について、第51条から第53条までの規定は神戸市地域史跡、神戸市地域名勝及び神戸市地域天然記念物について準用する。この場合において、第35条第1項、第44条第1項及び第49条第1項中「神戸市登録文化財台帳」とあるのは「神戸市地域文化財台帳」と、第35条第3項中「様式第23号による登録証書」は「様式第25号による認定証書」と、同条第4項

30条、第32条、第33条並びに第35条の規定は、神戸市登録史跡名勝天然記念物について準用する。

第7章 [略]

(通則)

第46条 条例第45条第2項に規定する神戸市地域文化財の認定その他必要な事項は、この章の定めるところによる。

第47条 [略]

(登録文化財の規定の準用)

第48条 第27条から第35条までの規定は神戸市地域有形文化財及び神戸市地域有形民俗文化財について、第36条から第40条までの規定は神戸市地域無形文化財について、第37条第1項第1号及び第39条から第41条までの規定は神戸市地域無形民俗文化財について、第43条から第45条までの規定は神戸市地域史跡、神戸市地域名勝及び神戸市地域天然記念物について準用する。この場合において、第27条第1項、第36条第1項及び第41条第1項中「神戸市登録文化財台帳」とあるのは「神戸市地域文化財台帳」と、第27条第3項中「様式第18号による登録証書」は「様式第20号による認定証書」と、同条第4項

及び第36条第3項中「登録証書」とあるのは「認定証書」と、第44条第4項中「様式第24号による登録認定書」とあるのは「様式第26号による地域無形文化財保持者認定書」と、第36条及び第45条中「抹消」とあるのは「解除」と読み替えるものとする。

第9章 [略]

(通則)

第57条 条例第54条第2項に規定する歴史的建造物その他の有形の文化的所産（以下「歴史的建造物等」という。）の選定その他必要な事項は、この章の定めるところによる。

(登録有形文化財の規定の準用)

第58条 第35条から第43条まで及び第51条の規定は歴史的建造物等について準用する。この場合において、第35条第1項中「神戸市登録文化財台帳」とあるのは「歴史的建造物台帳」と、同条第3項中「様式第23号による登録証書」は「様式第27号による選定証書」と、同条第4項及び第36条第3項中「登録証書」とあるのは「選定証書」と、第36条中「抹消」とあるのは「解除」と読み替えるものとする。

及び第28条第3項中「登録証書」とあるのは「認定証書」と、第36条第4項中「様式第19号による登録認定書」とあるのは「様式第21号による地域無形文化財保持者認定書」と、第28条及び第37条中「抹消」とあるのは「解除」と読み替えるものとする。

第8章 [略]

(通則)

第49条 条例第46条第2項に規定する歴史的建造物その他の有形の文化的所産（以下「歴史的建造物等」という。）の選定その他必要な事項は、この章の定めるところによる。

(登録有形文化財の規定の準用)

第50条 第27条から第35条まで及び第43条の規定は歴史的建造物等について準用する。この場合において、第27条第1項中「神戸市登録文化財台帳」とあるのは「歴史的建造物台帳」と、同条第3項中「様式第18号による登録証書」は「様式第22号による選定証書」と、同条第4項及び第28条第3項中「登録証書」とあるのは「選定証書」と、第28条中「抹消」とあるのは「解除」と読み替えるものとする。

第10章 [略]

(文化環境保存区域の標識)

第59条 条例第57条の規定により設置する文化環境保存区域の標識は、様式第28号による。

(行為の届出)

第60条 条例第58条第1項の規定により届出をしようとする者は、同項各号に掲げる行為に着手する日の30日前までに様式第29号による文化環境保存区域内における行為(変更)届出書を市長に提出しなければならない。届出をした内容を変更するときも、同様とする。

2 [略]

3 条例第58条第3項の規定により届出をしようとする者は、様式第30号による文化環境保存区域内における非常災害応急措置届出書又は様式第31号による文化環境保存区域内における行為着手届出書を市長に提出しなければならない。

4 前3項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2)～(4) [略]

(届出を要しない行為)

第61条 条例第58条第2項第1号の規

第9章 [略]

(文化環境保存区域の標識)

第51条 条例第49条の規定により設置する文化環境保存区域の標識は、様式第23号による。

(行為の届出)

第52条 条例第50条第1項の規定により届出をしようとする者は、同項各号に掲げる行為に着手する日の30日前までに様式第24号による文化環境保存区域内における行為(変更)届出書を市長に提出しなければならない。届出をした内容を変更するときも、同様とする。

2 [略]

3 条例第50条第3項の規定により届出をしようとする者は、様式第25号による文化環境保存区域内における非常災害応急措置届出書又は様式第26号による文化環境保存区域内における行為着手届出書を市長に提出しなければならない。

4 前3項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2)～(4) [略]

(届出を要しない行為)

第53条 条例第50条第2項第1号の規

定により規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の区画形質の変更

ア [略]

イ 文化財保護法第92条の規定による埋蔵文化財の発掘調査

(3)～(7) [略]

第11章 [略]

(認定書の交付)

第62条 市長は、条例第62条第2項及び第3項の規定による神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定（同条第4項において準用する条例第26条第4項の規定による追加認定を含む。）をしたときは、当該神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体に様式第13号による認定書を交付する。

第63条 [略]

第12章 [略]

第64条～第66条 [略]

(伝建部会)

第67条 [略]

2～5 [略]

定により規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の区画形質の変更

ア [略]

イ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条の規定による埋蔵文化財の発掘調査

(3)～(7) [略]

第10章 [略]

(認定書の交付)

第54条 市長は、条例第54条第2項及び第3項の規定による神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定（同条第4項において準用する条例第26条第4項の規定による追加認定を含む。）をしたときは、当該神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体に様式第13号による認定書を交付する。

第55条 [略]

第11章 [略]

第56条～第58条 [略]

(伝建部会)

第58条の2 [略]

2～5 [略]

6 第2項に規定する事項のうち、条例第46条第1項の規定に基づく伝統的建造物以外の建築物等の許可申請において、市長が許可基準及び修景基準の緩和を検討するものについては、伝建部会の議決をもって審議会の意見とする。この場合において、伝建部会長は、次の審議会においてこれを報告しなければならない。

第68条～第70条 [略]

第13章 [略]

第71条 [略]

6 第2項に規定する事項のうち、神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第21条第1項の規定に基づく伝統的建造物以外の建築物等の許可申請において、市長が許可基準及び修景基準の緩和を検討するものについては、伝建部会の議決をもって審議会の意見とする。この場合において、伝建部会長は、次の審議会においてこれを報告しなければならない。

第59条～第61条 [略]

第12章 [略]

第62条 [略]

様式第13号中「第54条」を「第62条」に改める。

様式第15号中「第33条第2項」を「第41条第2項」に改める。

様式第26号中「第52条第3項」を「第60条第3項」に、「第50条第3項」を「第58条第3項」に改め、同様式を様式第31号とする。

様式第25号中「第52条第3項」を「第60条第3項」に、「第50条第3項」を「第58条第3項」に改め、同様式を様式第30号とする。

様式第24号中「第52条第1項」を「第60条第1項」に、「第50条第1項」を「第58条第1項」に改め、同様式を様式第29号とする。

様式第23号中「第51条」を「第59条」に改め、同様式を様式第28号とする。

様式第22号中「第50条」を「第58条」に改め、同様式を様式第27号とする。

様式第21号中「第48条」を「第56条」に改め、同様式を様式第26号とする。

様式第20号中「第48条」を「第56条」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第19号中「第36条第4項」を「第44条第4項」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第18号中「第27条第3項」を「第35条第3項」に改め、同様式を様式第23号とし、様式第17号の次に次の5様式を加える。

様式第18号（第25条第1項関係）

伝統的建造物群保存地区内における行為の許可申請書 年 月 日					
神戸市長 宛		申請者 住所 氏名 電話 （団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）			
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例 第46条第1項 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例 の 施行規則第25条第1項 規定により伝統的建造物群保存地区内における行為の許可を申請します。					
行為地					
行為の期間	年 月 日から		年 月 日まで		
設計者	住所				
	氏名				
	() 級建築士 () 登録第 号				
施工者	住所				
	氏名				
		(電話) () 級建築士事務所 登録第 号			
伝統的建造物群保存地区名			都市計画 の 地域地区	用途地域	
				防火・準防火	
				その他	
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・移転・除却・外観を変更することとなる修繕・外観を変更することとなる模様替・外観を変更することとなる色彩の変更			
	工作物	新築・増築・改築・移転・除却・外観を変更することとなる修繕・外観を変更することとなる模様替・外観を変更することとなる色彩の変更			
	土地の形質の変更				
	木竹の伐採				
	土石類の採取				
建築物の概		申請部分	既存部分	合計	構造
	用途				階数
	敷地面積			平方メートル	屋根の形状
					地上階、地下階

要	建築面積	平方メートル		平方メートル		平方メートル		仕上材	屋根		
	延べ面積	平方メートル		平方メートル		平方メートル			煙突		
	建築物本体の高さ	メートル		メートル		メートル			外壁		
	建築物の高さ	メートル		メートル		メートル			軒裏		
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽	メートル						窓枠		
		冷却塔	メートル						色彩	屋根	
		アンテナ	メートル							煙突	
		その他 ()	メートル							外壁	
	外観を変更することとなる修繕・模様替又は色彩の変更	申請部分								軒裏	
		申請部分の面積			平方メートル					窓枠	
建ぺい率			パーセント						窓		
容積率			パーセント								
工作物の概要	種類						構造				
	規模	高さ	延長	幅	面積	その他 ()	仕上材				
		メートル	メートル	メートル	平方メートル		色彩				
土地の形質の変更の概要	行為の目的						行為面積		平方メートル		
	行為の内容・行為後の処理方法						生ずる法面の最高高さ		メートル		
							移動土量		立方メートル		
木竹の伐採の概要	伐採を行う理由						伐採の数量	A種	本		
								B種	本		
土石類の採取の概要	採取を行う理由						採取の数量				
<p>(注意) 1 この許可申請書には、必要な書類を添付してください。</p> <p>2 行為の種類については、該当の事項に○印をつけてください。</p> <p>3 工作物の概要中高さについては、工作物が他の工作物に設置されるときは、当該設置後に他の工作物とともに構成する物の高さ、面積については、築造面積又は外部面積を記入してください。</p> <p>4 木竹の伐採の概要中A種は樹高10メートル又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える木竹、B種はA種以外の木竹について記入してください。</p>											

様式第19号（第26条第2項関係）

伝統的建造物群保存地区内における行為の許可通知書 許可番号 第 号 許可年月日 年 月 日 様 神戸市長 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例第46条第1項の規定により下記のとおり許可します。					
行為地					
行為の期間		年 月 日から		年 月 日まで	
設計者	住所				
	氏名 () 級建築士 () 登録第 号				
	建築事務所名 (電話) () 級建築士事務所 登録第 号				
施工者	住所				
	氏名 (電話) 建設業者登録第 号				
伝統的建造物群保存地区名			都市計画の地域地区	用途地域	
				防火・準防火	
				その他	
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・移転・除却・外観を変更することとなる修繕・外観を変更することとなる模様替・外観を変更することとなる色彩の変更			
	工作物	新築・増築・改築・移転・除却・外観を変更することとなる修繕・外観を変更することとなる模様替・外観を変更することとなる色彩の変更			
	土地の形質の変更				
	木竹の伐採				
	土石類の採取				
建築物の概要		申請部分	既存部分	合計	構造
	用途				階数
	敷地面積			平方メートル	屋根の形状
	建築面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	仕上材 屋根 煙突
	延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	

	建築物本体の高さ	メートル			色 彩	外 壁		
	建築物の高さ	メートル				軒 裏		
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽	メートル			窓 枠		
		冷却塔	メートル			屋 根		
	アンテナ	メートル		煙 突				
	その他 ()	メートル				外 壁		
	外観を変更することとなる修繕・模様替又は色彩の変更	申請部分				軒 裏		
		申請部分の面積	平方メートル			窓 枠		
建 ぺ い 率	パーセント				窓			
容 積 率	パーセント							
工 作 物 の 概 要	種 類					構 造		
	規 模	高 さ	延 長	幅	面 積	仕 上 材	色 彩	
メートル		メートル	メートル	平方メートル	(其他)			
土 地 の 形 質 の 変 更 の 概 要	行為の目的					行為面積	平方メートル	
	行為の内容・行為後の処理方法					生ずる法面の最高高さ	メートル	
						移動土量	立方メートル	
木竹の伐採の概要	伐採を行う理由					伐採の数量	A種	本
							B種	本
土石類の採取の概要	採取を行う理由					採取の数量		
許 可 条 件								

様式第20号（第27条関係）

伝統的建造物群保存地区内における行為の終了届出書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則第27条の規定により届け出ます。

保 存 地 区 名	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
行 為 の 終 了 年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

様式第21号（第29条関係）

伝統的建造物群保存地区内における行為の協議申出書					
					年 月 日
神戸市長 宛		申請者 住所 氏名 電話 (団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例 第48条 の 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例 施行規則第29条 規定により伝統的建造物群保存地区内における行為の協議を申し出ます。					
行為地					
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
設計者	住所				
	氏名 () 級建築士 () 登録第 号				
	建築事務所名 (電話) () 級建築士事務所 登録第 号				
施工者	住所				
	氏名 (電話) 建設業者登録第 号				
伝統的 建造物群 保存地区名			都市計画 の 地域地区	用途地域	
				防火・準防火	
				その他	
行為の 種類	建築物	新築・増築・改築・移転・除却・外観を変更することとなる修繕・ 外観を変更することとなる模様替・外観を変更することとなる色彩の変更			
	工作物	新築・増築・改築・移転・除却・外観を変更することとなる修繕・ 外観を変更することとなる模様替・外観を変更することとなる色彩の変更			
	土地の形質の変更				
	木竹の伐採				
	土石類の採取				
建築物の 概		申請部分	既存部分	合計	構造
	用途				階数 地上 階、地下 階
	敷地面積			平方メートル	屋根の 形状

要	建築面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	仕上材	屋根		
	延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル		煙突		
	建築物本体の 高さ	メートル	メートル	メートル		外壁		
	建築物の高 さ	メートル	メートル	メートル		軒裏		
	屋上に設置 する建築設 備の種類及 び高さ	高架水槽	メートル			色彩	窓枠	
		冷却塔	メートル				屋根	
	外観を変更する こととなる修 繕・模様替又は 色彩の変更	申請部分				煙突		
		申請部分 の面積		平方メートル		外壁		
	建ぺい率	パーセント				軒裏		
	容積率	パーセント				窓枠		
工 作 物 の 概 要	種 類					構 造		
	規 模	高 さ	延 長	幅	面 積	仕 上 材	色 彩	
		メートル	メートル	メートル	平方メートル			そ の 他 ()
土 地 の 形 質 の 変 更 の 概 要	行為の目的					行為面積	平方メートル	
	行為の 内容・行為後 の処理方法					生ずる法面 の最高高さ	メートル	
						移動土量	立方メートル	
木 竹 の 伐 採 の 概 要	伐採を行う 理由					伐採の数量	A種	本
							B種	本
土 石 類 の 採 取 の 概 要	採取を行う 理由					採取の数量		
<p>(注意) 1 この協議申出書には、必要な書類を添付してください。</p> <p>2 行為の種類については、該当の事項に○印をつけてください。</p> <p>3 工作物の概要中高さについては、工作物が他の工作物に設置されるときは、当該設置後に他の工作物とともに構成する物の高さ、面積については、築造面積又は外部面積を記入してください。</p> <p>4 木竹の伐採の概要中A種は樹高10メートル又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える木竹、B種はA種以外の木竹について記入してください。</p>								

様式第22号（第31条関係）

伝統的建造物群保存地区内における行為の通知書					
神戸市長 宛					年 月 日
申請者 住所 氏名 電話 (団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)					
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例 第49条 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例 施行規則第31条 の規定により伝統的建造物群保存地区内における行為について通知します。					
行為地					
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
設計者	住所				
	氏名 () 級建築士 () 登録第 号				
	建築事務所名 (電話) () 級建築士事務所 登録第 号				
施工者	住所				
	氏名 (電話) 建設業者登録第 号				
伝統的 建造物群 保存地区名	都市計画 の 地域地区		用途地域		
			防火・準防火		
			その他		
行為の 種類	建築物	新築・増築・改築・移転・除却・外観を変更することとなる修繕・ 外観を変更することとなる模様替・外観を変更することとなる色彩の変更			
	工作物	新築・増築・改築・移転・除却・外観を変更することとなる修繕・ 外観を変更することとなる模様替・外観を変更することとなる色彩の変更			
	土地の形質の変更				
	木竹の伐採				
	土石類の採取				
建築物の 概		申請部分	既存部分	合計	構造
	用途				階数 地上 階、地下 階
	敷地面積			平方メートル	屋根の 形状

要	建築面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	仕上材	屋根			
	延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル		煙突			
	建築物本体の高さ	メートル	メートル	メートル		外壁			
	建築物の高さ	メートル	メートル	メートル		軒裏			
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽	メートル				色彩	屋根	
		冷却塔	メートル						
	外観を変更することとなる修繕・模様替又は色彩の変更	申請部分					煙突		
		申請部分の面積				平方メートル	外壁		
	建ぺい率					パーセント	軒裏		
	容積率					パーセント	窓枠		
工作物の概要	種類					構造			
	規模	高さ	延長	幅	面積	仕上材	色彩		
		メートル	メートル	メートル	平方メートル			その他()	
土地の形質の変更の概要	行為の目的					行為面積	平方メートル		
	行為の内容・行為後の処理方法					生ずる法面の最高高さ	メートル		
						移動土量	立方メートル		
木竹の伐採の概要	伐採を行う理由					伐採の数量	A種	本	
							B種	本	
土石類の採取の概要	採取を行う理由					採取の数量			
<p>(注意) 1 この通知書には、必要な書類を添付してください。</p> <p>2 行為の種類については、該当の事項に○印をつけてください。</p> <p>3 工作物の概要中高さについては、工作物が他の工作物に設置されるときは、当該設置後に他の工作物とともに構成する物の高さ、面積については、築造面積又は外部面積を記入してください。</p> <p>4 木竹の伐採の概要中A種は樹高10メートル又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える木竹、B種はA種以外の木竹について記入してください。</p>									

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に神戸市都市景観条例等施行規則(令和4年3月規則第59号)による改正前の神戸市都市景観条例施行規則第7条第2項の規定により交付されている許可通知書は、この規則による改正後の神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第26条第1項の規定により交付された許可通知書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定による申請書その他の書類は、それぞれ新規則の相当規定による申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に効力を有する旧規則の規定による登録証書その他の書類は、それぞれ新規則の相当規定による登録証書その他の書類とみなす。

神戸市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第79号

神戸市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
 神戸市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年7月規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（加入等の申込み等）</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定により制度への加入を申し込もうとする者は、条例第4条第2項に規定する者以外の者である場合にあつては次に掲げる書類を、同項に規定する者である場合にあつては第3号及び第5号に掲げる書類を、条例第5条の3第1項の規定により口数の追加を申し込もうとする者は、第2号に掲げる書類を様式第1号による／加入</p>	<p style="text-align: center;">（加入等の申込み等）</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定により制度への加入を申し込もうとする者は、条例第4条第2項に規定する者以外の者である場合にあつては次に掲げる書類を、同項に規定する者である場合にあつては第3号及び第5号に掲げる書類を、条例第5条の3第1項の規定により口数の追加を申し込もうとする者は、第2号に掲げる書類を様式第1号による／加入</p>

／口数の追加／申込書に添えて市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 加入の申込者及びその扶養する障害者(いずれも住民票に記載された住所が神戸市内でない者に限る。)の住民票の写し

(4)、(5) [略]

2、3 [略]

(脱退一時金の給付)

第11条 条例第14条の2第1項の規定により脱退一時金の給付を受けようとする者は、様式第22号による脱退一時金給付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 加入者(住民票に記載された住所が神戸市内でない者に限る。)の住民票の写し

(2) 障害者(住民票に記載された住所が神戸市内でない者に限る。)の住民票の写し(届け出られた障害者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍の抄本)

2 [略]

(届出等)

第13条 [略]

／口数の追加／申込書に添えて市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 加入の申込者及びその扶養する障害者の住民票の写し

(4)、(5) [略]

2、3 [略]

(脱退一時金の給付)

第11条 条例第14条の2第1項の規定により脱退一時金の給付を受けようとする者は、様式第22号による脱退一時金給付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 加入者の住民票の写し

(2) 障害者の住民票の写し(届け出られた障害者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍の抄本)

2 [略]

(届出等)

第13条 [略]

2 前項第6号に掲げる年金受給権者現況届書は、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者（住民票に記載された住所が神戸市内でない者に限る。）に係る住民票の写し（届け出られた年金受給権者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍の抄本）を添えて、その年の5月末日までに提出しなければならない。

2 前項第6号に掲げる年金受給権者現況届書は、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写し（届け出られた年金受給権者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍の抄本）を添えて、その年の5月末日までに提出しなければならない。

様式第1号中

「
 (加入申込者)
 氏名 ㊦ を
 」

「
 (加入申込者)
 氏名 に、
 」

添付書類

- 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
 - 2 申込者(被保険者)告知書
 - 3 障害の種類及び程度を証明する書類
 - 4 年金管理者指定届書
- (注)口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付して下さい。
- ・記名押印に代えて、署名することができます。

確認印	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	㊦

を

「
 添付書類
 1 加入等申込者及びその扶養する障害者の住民票の写し
 (いずれも住民票に記載された住所が神戸市内でない者に限る。)
 2 申込者(被保険者)告知書
 3 障害の種類及び程度を証明する書類
 4 年金管理者指定届書
 (注)口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付して下さい。
 」

「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	ご承認欄

に

記名押印又は署名」

改める。

様式第4号中

「
 加入申込者 住 所
 氏 名 ㊟ を
 」

「
 加入申込者 住 所 に、
 氏 名
 」

「 年金管理者氏名 ㊟ 」を

「
 年金管理者氏名 に、
 (記名押印又は署名)
 」

「
 (注意)
 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
 」

「 (注意) この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に

改める。

様式第10号中

「
 申請者 { 年金受給権者 }
 { 年金管理者 } 氏名 ㊟ を
 」

「
 申請者 { 年金受給権者 }
 { 年金管理者 } 氏名 に、
 」

「
 (注意)
 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
 2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
 」

「 (注意) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に

改める。

様式第16号中

「 氏名 ㊟ 」を

「 氏名 」に、

「

(注意)

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
- 2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。 」

「 (注意) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に

改める。

様式第19号中

「

(加入者)

氏 名 ㊟ を

」

「

(加入者)

氏 名 に、

」

「

(注意)

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
- 2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。 」

「 (注意) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に

改める。

様式第22号中

「

(加 入 者)

氏 名 ㊟ を

」

「

(加 入 者)

氏 名 に、

」

「
 (注意)
 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
 2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
 添付資料
 1 加入者の住民票の写し（届け出られた加入者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍の抄本） を
 2 障害者の住民票の写し（届け出られた障害者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍の抄本）
 」

「
 (注意) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
 添付資料
 1 加入者（住民票に記載された住所が神戸市内でない者に限る。）の住民票の写し（届け出られた加入者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍の抄本） に
 2 障害者（住民票に記載された住所が神戸市内でない者に限る。）の住民票の写し（届け出られた障害者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍の抄本）
 」

改める。

様式第25号中

「 氏 名 ㊟ 」を
 「 氏 名 」に、
 「
 (注意)
 1 この申出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
 2 個人が申出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
 」
 「 (注意) この申出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に

改める。

様式第26号及び様式第27号中

「 氏 名 ㊟ 」を
 「 氏 名 」に、
 「
 (注意)
 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
 」
 「 (注意) この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に

改める。

様式第28号中

「 氏 名 ④ 」を

「 氏 名 」に、

「
 (注意)
 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。 」

「 (注意) この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に、

「 (年金管理者)氏名 ④ 」を

「
 (年金管理者)氏名 に改める。
 (記名押印又は署名) 」

様式第30号中

「
 (年金受給権者)
 又は年金管理者
 氏 名 ④ を
 」

「
 (年金受給権者)
 又は年金管理者
 氏 名 に、
 」

「
 記入上の注意 「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者及び年金管理者が記入
 しがたい場合は、各区役所の保健福祉部健康福祉課で記入してさし を
 つかえありません。
 添 付 書 類 住民票の写し(ただし、障害者の氏名が市長に届出ている氏名と異なる
 場合は戸籍の抄本) 」

「
 添付書類
 住民票の写し(住民票に記載された住所が神戸市内でない者に係るものに限る。) に
 (ただし、障害者の氏名が市長に届けている氏名と異なる場合は戸籍の抄本) 」

改める。

様式第31号中

「 申請者氏名 ④ 」を

「 申請者氏名 」に、

「

(注意)

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
- 2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。 」

「

(注意) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市中心身障害者扶養共済制度条例施行規則の様式による申請書その他の書類は、この規則による改正後の神戸市中心身障害者扶養共済制度条例施行規則の様式による申請書その他の書類とみなして、当分の間、なお使用することができる。

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第80号

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(事務分掌規則の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 本庁の組織	第2章 本庁の組織
第1節～第3節 [略]	第1節～第3節 [略]
第4節 企画調整局(第8条一第 <u>17</u> 条)	第4節 企画調整局(第8条一第 <u>20</u> 条)
第5節 行財政局(第 <u>18</u> 条一第 <u>38</u> 条)	第5節 行財政局(第 <u>21</u> 条一第 <u>41</u> 条)
第6節 文化スポーツ局(第 <u>39</u> 条一第 <u>42</u> 条)	第6節 文化スポーツ局(第 <u>42</u> 条一第 <u>45</u> 条)
第7節 福祉局(第 <u>43</u> 条一第 <u>52</u> 条)	第7節 福祉局(第 <u>46</u> 条一第 <u>55</u> 条)

第8節 健康局（第53条—第58条）

第9節 こども家庭局（第59条—
第64条）

第10節 環境局（第65条—第69条）

第11節 経済観光局（第70条—第
77条）

第12節 建設局（第78条—第94条）

第13節 都市局（第95条—第108
条）

第14節 建築住宅局（第109条—第
119条）

第15節 港湾局（第120条—第129
条）

第3章 会計室の組織（第130条・第
131条）

第4章 区役所の組織（第132条—第
143条）

第5章 福祉事務所の組織（第144条
—第148条）

第6章 事業所の組織（第149条—第
204条）

第7章 職及び職務等（第205条—第
217条）

附則

（本庁の組織）

第2条 本庁の組織は、次の表のとおりとする。

第8節 健康局（第56条—第61条）

第9節 こども家庭局（第62条—
第67条）

第10節 環境局（第68条—第74条）

第11節 経済観光局（第75条—第
82条）

第12節 建設局（第83条—第99条）

第13節 都市局（第100条—第114
条）

第14節 建築住宅局（第115条—第
126条）

第15節 港湾局（第127条—第136
条）

第3章 会計室の組織（第137条・第
138条）

第4章 区役所の組織（第139条—第
150条）

第5章 福祉事務所の組織（第151条
—第157条）

第6章 事業所の組織（第158条—第
216条）

第7章 職及び職務等（第217条—第
230条）

附則

（本庁の組織）

第2条 本庁の組織は、次の表のとおりとする。

局又は局に相当する室	部又は部に相当する室 若しくは本部	課又は課に相当する室 若しくはセンター	係
[略]	[略]	[略]	
企画調整局		企画調整課	
		政策課	
		未来都市推進課	

局又は局に相当する室	部又は部に相当する室 若しくは本部	課又は課に相当する室、 センター 若しくは ラボ	係
[略]	[略]	[略]	
企画調整局		企画課	
		教育連携課	
		未来都市政策課	
		交通政策課	
		エネルギー政策課	

		参画 推進 課	
	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]
環境 局		環境 創造 課	
		[略]	
		環境 保全 課	
		自然 環境 課	
[略]	[略]	[略]	
都市 局		[略]	[略]
		都市 計画	調査係 都市づ くり係 相談係

		つな ぐラ ボ	
	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]
環境 局		環境 政策 課	
		事業 管理 課	
		[略]	
		事業 系廃 棄物 対策 課	
	環境 保全 部	環境 都市 課	
		環境 保全 指導 課	
[略]	[略]	[略]	
都市 局		[略]	[略]
		都市 計画	調査係 都市づ くり係

		課	推進係
		交通 政策 課	
		[略]	[略]
		用地 活用 推進 課	
		[略]	[略]
建築 住宅 局		[略]	
	建築 指導 部	安全 対策 課	安全推進係 ビ ル防災対策係 安全指導係 耐 震推進係
		[略]	[略]
		建築 課	特定建築係 建 築係
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

2 ~ 4 [略]

		課	
		指導 課	審査係 指導係
		公共 交通 課	
		[略]	[略]
		業務 課	
		[略]	[略]
建築 住宅 局		[略]	
	建築 指導 部	安全 対策 課	安全推進係 ビ ル防災対策係 安全指導係
		耐震 推進 課	
		[略]	[略]
		建築 課	特定建築係 建 築係 新中央区 総合庁舎整備係
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

2 ~ 4 [略]

(市長室広報戦略部)

第5条 市長室広報戦略部は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 市民からの問い合わせ、提案、苦情、要望等の調整及び処理に関すること。

(企画調整局企画調整課)

第8条 企画調整局企画調整課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2)～(10) [略]

(11) 教育大綱に関すること。

(12) 総合教育会議に関すること。

(13) 教育委員会との連携に関すること。

(企画調整局政策課)

第9条 企画調整局政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市政の基本的施策及び新規施策の調査、研究、立案及び推進に関すること。

(2)～(7) [略]

(市長室広報戦略部)

第5条 市長室広報戦略部は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 市民の提案、苦情、要望等の調整及び処理に関すること。

(5) 神戸市総合コールセンターに関すること。

(企画調整局企画課)

第8条 企画調整局企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 市政の基本的施策の立案及び推進に関すること。

(3)～(11) [略]

(企画調整局政策調査課)

第9条 企画調整局政策調査課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市政の基本的施策及び新規施策の調査及び研究に関すること。

(2)～(7) [略]

(8) スマートシティの推進に関する
こと。

(企画調整局未来都市推進課)

第10条 企画調整局未来都市推進課
は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(企画調整局参画推進課)

第11条 企画調整局参画推進課は、次
に掲げる事務を分掌する。

(企画調整局教育連携課)

第10条 企画調整局教育連携課は、次
に掲げる事務を分掌する。

(1) 教育大綱に関すること。

(2) 総合教育会議に関すること。

(3) 教育委員会との連携に関するこ
と。

(企画調整局未来都市政策課)

第11条 企画調整局未来都市政策課
は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(5) 神戸市土地利用審査会に関する
こと。

(企画調整局交通政策課)

第12条 企画調整局交通政策課は、新
たな交通手段を含めた、市全体の
新たな交通政策の検討に関する事務を
分掌する。

(企画調整局エネルギー政策課)

第13条 企画調整局エネルギー政策課
は、新たなエネルギー政策の企画及
び推進に関する事務を分掌する。

(企画調整局つなぐラボ)

第14条 企画調整局つなぐラボは、次
に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 個人版及び企業版ふるさと納税
に関すること。

(4) [略]

(5)～(8) [略]

(9) 地域課題の把握及び解決に向け
た総合的な調整に関すること。

(10) [略]

(11) 認可地縁団体に関すること。

(12) ふれあいのまちづくりに関す
ること(他の所管に属するものを除
く。)

(13) ふたば学舎及び丸山コミュニ
ティセンターに関すること。

(14) N P O 法人の認証及び認定に
関すること。

(15) [略]

(1)、(2) [略]

(3) [略]

(4) スマートシティの推進に関する
こと。

(5)～(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 地域課題の把握及び解決に向
けた総合的な調整に関すること。

(12) 認可地縁団体に関すること。

(13) N P O 法人の認証・認定に関す
ること。

(14) ふれあいのまちづくりに関す
ること。(他の所管に属するものを
除く)。

第12条～第23条 [略]

(行財政局人事課)

第24条 行財政局人事課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、人事に関する事。

第25条 [略]

(行財政局給与課)

第26条 行財政局給与課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2)、(3) [略]

(4)、(5) [略]

(行財政局厚生課)

第27条 行財政局厚生課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(5) 職員の衛生管理に関する事。

(6) 事業場の安全管理に関する事。

(15) ふたば学舎及び丸山コミュニティセンターに関する事。

第15条～第26条 [略]

(行財政局人事課)

第27条 行財政局人事課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 前各号に掲げるもののほか、人事に関する事。

第28条 [略]

(行財政局給与課)

第29条 行財政局給与課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 職員の公傷病に関する事。

(3)、(4) [略]

(5) 事業場の安全管理に関する事。

(6)、(7) [略]

(行財政局厚生課)

第30条 行財政局厚生課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(5) 職員の衛生管理に関する事。

(他の所管に属するものを除く。)

(7) 職員の公傷病に関すること。

第28条～第30条 [略]

(行財政局資産活用課)

第31条 行財政局資産活用課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(6) 不動産（建設局、都市局、建築住宅局及び港湾局の所管に属するものを除く。）の取得及びこれに伴う損失補償並びに処分に関すること。

(7)～(11) [略]

第32条～第36条 [略]

(行財政局税務部収税課)

第37条 行財政局税務部収税課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) [略]

第38条～第44条 [略]

(福祉局くらし支援課)

第45条 福祉局くらし支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

第31条～第33条 [略]

(行財政局資産活用課)

第34条 行財政局資産活用課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(6) 不動産（建設局、都市局及び港湾局の所管に属するものを除く。）の取得及びこれに伴う損失補償並びに処分に関すること。

(7)～(11) [略]

第35条～第39条 [略]

(行財政局税務部収税課)

第40条 行財政局税務部収税課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) [略]

第41条～第47条 [略]

(福祉局くらし支援課)

第48条 福祉局くらし支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(5) 福祉に資する人材の確保に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(6) [略]

(7) 基幹福祉避難所及び福祉避難所に関すること。

(8) 民生委員及び児童委員に関すること。

(9) 高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

第46条 [略]

(福祉局高齢福祉課)

第47条 福祉局高齢福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 高齢者の福祉事業の総合調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) [略]

(1)～(4) [略]

(5) 福祉に資する人材の確保に関すること。

(6) [略]

第49条 [略]

(福祉局高齢福祉課)

第50条 福祉局高齢福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 福祉事業の企画、開発及び推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) 基幹福祉避難所及び福祉避難所に関すること。

(5) [略]

(6) 民生委員及び児童委員に関すること。

(7) 高齢者に対する虐待の防止及び

(福祉局介護保険課)

第48条 福祉局介護保険課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 介護保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) [略]

(3) 福祉に資する人材の確保に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4)～(10) [略]

(福祉局国保年金医療課)

第49条 福祉局国保年金医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 後期高齢者医療制度に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) [略]

(福祉局障害福祉課)

第50条 福祉局障害福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(6) [略]

(7) バリアフリーの推進に関すること(他の所管に属するものを除

高齢者に対する支援のための措置等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(福祉局介護保険課)

第51条 福祉局介護保険課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 介護保険に関すること。

(2) [略]

(3)～(9) [略]

(福祉局国保年金医療課)

第52条 福祉局国保年金医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 後期高齢者医療制度に関すること。

(5) [略]

(福祉局障害福祉課)

第53条 福祉局障害福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(6) [略]

(7) バリアフリーの推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

く。)

(8) [略]

(9) 身体障害者福祉センターに関すること。

(10) 心身障害者扶養共済制度に関すること。

(11) 重度心身障害者の移動支援施策に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(12) 特別児童扶養手当等の支給に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(13) 発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。

(14) 医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害をいう。)に係る情報提供及び研修に関すること。

(福祉局障害者支援課)

第51条 福祉局障害者支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平

(8) [略]

(福祉局障害者支援課)

第54条 福祉局障害者支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平

成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に係る障害福祉サービス等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 福祉に資する人材の確保に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(4) 障害者の福祉施設に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5)～(7) [略]

(福祉局監査指導部)

第52条 福祉局監査指導部は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 社会福祉法人等の設立の認可等並びに社会福祉法人等及び社会福祉事業を行う施設(保護施設を除く。)の監査及び指導に関すること。

(2)～(6) [略]

第53条～第60条 [略]

(こども家庭局こども青少年課)

第61条 こども家庭局幼保振興課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に係る障害福祉サービス等に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

(2) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 障害者の福祉施設に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(4)～(6) [略]

(福祉局監査指導部)

第55条 福祉局監査指導部は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 社会福祉法人の設立の認可等並びに社会福祉法人及び社会福祉事業を行う施設(保護施設を除く。)の監査及び指導に関すること。

(2)～(6) [略]

第56条～第63条 [略]

(こども家庭局こども青少年課)

第64条 こども家庭局幼保振興課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) [略]

第62条 [略]

（こども家庭局幼保振興課）

第63条 こども家庭局幼保振興課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 保育所の保育料に関すること
（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。

(4) 民間の教育・保育施設及び地域型保育事業等に係る助成に関すること。

(5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6)、(7) [略]

(8) 地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するも

(4) 地域における子育て支援の推進に関すること。

(5) [略]

第65条 [略]

（こども家庭局幼保振興課）

第66条 こども家庭局幼保振興課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 保育所の保育料に関すること。

(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による控除に伴い保護者が負担することとなる費用に関すること。

(4)、(5) [略]。

(6) 地域子育て支援センターに関すること。

のを除く。)。

(こども家庭局幼保事業課)

第64条 こども家庭局幼保事業課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 保育所の保育料に関すること

(他の所管に属するものを除く。)。

(3)～(6) [略]

(7) 子ども・子育て支援法第59条に

掲げる事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(環境局環境創造課)

第65条 環境局環境創造課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 環境政策の企画推進及び計画に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(こども家庭局幼保事業課)

第67条 こども家庭局幼保事業課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。

(2) 民間の教育・保育施設及び地域型保育事業等に係る助成に関すること。

(3) [略]

(4) 子ども・子育て支援法第59条第1号から第3号までに掲げる事業に関すること。

(5)～(8) [略]

(環境局環境政策課)

第68条 環境局環境政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 環境政策の企画推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) [略]

(4) 廃棄物の排出に係る指導並びに再生利用及び処理技術に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。）の収集又は運搬に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。

(6) 廃棄物の適正処理、減量並びに資源化の企画及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 環境に配慮した都市づくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 地球温暖化対策に関すること。

(3) 家庭系一般廃棄物の適正処理、減量及び資源化施策に関すること。

(4) 路上喫煙及びぼい捨て防止対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 地域環境の保全及び美化に関すること。

(6) [略]

(7) 住居等における堆積物対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(9) エネルギー政策に関すること。

(環境局事業管理課)

第69条 環境局事業管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 一般廃棄物に関する事務の運営管理に係る総括調整に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

(2) 局の所管に係る施設に関する工事(設備工事に関するものを除く。)の設計、監督及び検査に関すること。

(3) 一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること(徴収を除く。)

(4) 局の所管に係る不動産及び施設(環境監視システム及び発生源監視システムを除く。)の管理に関すること。

(5) 一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(6) 局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。

(7) 大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

(8) 埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画(設備技術に関するものを除く。)並びに新たな技術に関すること。

(環境局業務課)

第66条 環境局業務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画及び指導に関すること。
- (2) 一般廃棄物の適正排出及びその指導に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (3) 家庭系し尿の収集及び運搬、事業系し尿搬入に係る手数料に関すること。
- (4)～(6) [略]
- (7) 一般廃棄物処理業(浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。)の許可及び指導監督に関すること。
- (8) 路上喫煙及びばい捨て防止対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (9) 地域環境の保全及び美化に関すること。
- (10) 住居等における堆積物対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (11) 家庭系一般廃棄物の適正処理、減量及び資源化施策に関すること。

(環境局業務課)

第70条 環境局業務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 家庭系一般廃棄物の処理作業の計画及び指導に関すること。
- (2) 家庭系一般廃棄物の適正排出に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (3) 家庭系し尿の収集及び運搬、事業系し尿搬入に係る手数料、許可及び指導監督に関すること。
- (4)～(6) [略]

(12) 不法投棄の防止及び対策に関すること。

(13) 一般廃棄物に関する事務の運営管理に係る総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(14) 一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。

(15) 局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。

(16) 一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(17) 大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

（環境局施設課）

第67条 環境局施設課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事の設計、監督及び検査に関すること。

(2)、(3) [略]

（環境局施設課）

第71条 環境局施設課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事（土木工事を除く。）の設計、監督及び検査に関すること。

(2)、(3) [略]

(4) 局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。

(5) 埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画並びに新たな技術に関すること。

(環境局事業系廃棄物対策課)

第72条 環境局事業系廃棄物対策課

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 廃棄物処理業（事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督並びに育成に関すること。

(2) 廃棄物処理施設の設置に係る許可並びに維持管理に係る規制及び監督に関すること。

(3) 廃棄物の再生利用及び処理技術に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。）の収集又は運搬に係る手数料に関すること（当該手数料を徴収することを除く。）。

(5) 廃棄物の適正処理、減量及びリサイクルの企画及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 廃棄物の排出に係る指導に
関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(7) 不法投棄の防止及び対策に
関すること。

(8) 自社で排出する産業廃棄物、特
定物及び有害使用済機器の保管行
為に係る規制及び指導に關するこ
と。

(9) 建設工事に係る資材の再資源化
等に関すること。

(10) 使用済自動車の適正処理に關
する登録、許可、指導に関するこ
と。

(11) 土砂の不適正な処理の防止に
関すること(他の所管に属するもの
を除く。)。

(環境局環境保全部環境都市課)

第73条 環境局環境保全部環境都市課

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 環境に配慮した都市づくりに關
すること(他の所管に属するものを
除く。)。

(2) 環境影響評価制度の運営及び審
査に関すること。

(3) 開発事業計画に係る自然環境保
全に関すること。

(4) 生物多様性の保全に関するこ

(環境局環境保全課)

第68条 環境局環境保全部環境保全指
導課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 浄化槽保守点検業者の登録に
関すること。

(4) 環境影響評価制度の運営及び審
査に関すること。

(5) 都市環境の管理に係る監視、測
定、情報の提供及び調査に関するこ
と。

(6) 太陽光発電施設の設置及び維持
管理に係る審査指導に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

(7) 廃棄物処理業(事業系し尿の収
集又は運搬を業とするものを除
く。)の許可及び指導監督並びに育

と。

(5) 都市環境の管理に係る監視、測
定、情報の提供及び調査に関するこ
と。

(6) 太陽光発電施設の設置及び維持
管理に係る審査指導に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

(環境局環境保全部環境保全指導
課)

第74条 環境局環境保全部環境保全指
導課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 浄化槽保守点検業者の登録並び
に一般廃棄物処理業(浄化槽に係る
汚泥の収集又は運搬を業とするも
のに限る。)の許可及び指導監督に
関すること。

成に関すること。

(8) 廃棄物処理施設の設置に係る許可並びに維持管理に係る規制及び監督に関すること。

(9) 自社で排出する産業廃棄物、特定物及び有害使用済機器の保管行為に係る規制及び指導に関すること。

(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。

(11) 使用済自動車の適正処理に関する登録、許可及び指導に関すること。

(12) 土砂の不適正な処理の防止に関すること。

(環境局自然環境課)

第69条 環境局自然環境課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 生物多様性の保全に関すること。

(2) 開発事業計画に係る自然環境保全に関すること。

第70条～第81条 [略]

(建設局河川課)

第82条 建設局河川課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

第75条～第86条 [略]

(建設局河川課)

第87条 建設局河川課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 河川の工事及び維持管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) [略]

第83条、第84条 [略]

(建設局道路工務課)

第85条 建設局道路工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 道路、側溝、溝渠及び街路灯の整備及び工事に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2)～(8) [略]

第86条～第91条 [略]

(建設局公園部管理課)

第92条 建設局公園部管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 都市公園及び公園施設に係る使用、設置、管理及び占用の許可に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3)～(5) [略]

(6) 有料公園施設等の管理及び運営に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(建設局公園部計画課)

(2) 河川の設計及び維持管理に関すること。

(3) [略]

第88条、第89条 [略]

(建設局道路工務課)

第90条 建設局道路工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 道路、側溝、溝渠及び街路灯の整備及び工事の調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2)～(8) [略]

第91条～第96条 [略]

(建設局公園部管理課)

第97条 建設局公園部管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 公園施設の設置及び管理運営(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(3)～(5) [略]

(建設局公園部計画課)

第93条 建設局公園部計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 緑地の保全、活用及び風致の保全に関すること。

(建設局公園部整備課)

第94条 建設局公園部整備課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) [略]

(4) 造園技術に関すること。

(5) [略]

第95条 [略]

(都市局都市計画課)

第96条 都市局都市計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(6) [略]

(7) 神戸スマート都市づくり計画に関すること。

(8) 都市計画法等の規制による開発行為の指導及び許可、集合住宅協議、開発登録簿等に関すること。

(9) 都市計画決定事項の照会、案内、指導及び啓発に関すること。

第98条 建設局公園部計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 緑地、自然環境の保全及び緑地の活用に関すること。

(建設局公園部整備課)

第99条 建設局公園部整備課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 公園緑地の美化及び街路の緑化に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

第100条 [略]

(都市局都市計画課)

第101条 都市局都市計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(6) [略]

(7) 計画的開発団地その他のまちづくりに関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(10) 都市計画法の規定による建築行為等の許可及び指導に関すること。

(11) 地区計画に係る行為の届出に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(12) 大規模集客施設の立地に係る協議に関すること。

(13) 風力発電の届出に関すること。

(14) 神戸市都市空間向上計画(立地適正化計画)に基づく届出に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(15) 神戸市開発審査会に関すること。

(都市局指導課)

第102条 都市局指導課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画法等の規制による開発行為の指導及び許可、集合住宅協議、開発登録簿等に関すること。

(2) 都市計画決定事項の照会、案内、指導及び啓発に関すること。

(3) 都市計画法の規定による建築行為等の許可及び指導に関すること。

(4) 地区計画に係る行為の届出に関すること(他の所管に属するものを

(都市局交通政策課)

第97条 都市局交通政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 新たな交通手段を含めた、市全体の新たな交通政策の検討に関すること。

(4)、(5) [略]

(都市局景観政策課)

第98条 都市局景観政策課は、都市景観の形成に関する事務を所掌する(他の所管に属するものを除く。)

第99条 [略]

除く。)。

(5) 大規模集客施設の立地に係る協議に関すること。

(6) 風力発電の届出に関すること。

(7) 神戸市都市空間向上計画(立地適正化計画)に基づく届出に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(8) 神戸市開発審査会に関すること。

(都市局公共交通課)

第103条 都市局公共交通課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3)、(4) [略]

(都市局景観政策課)

第104条 都市局景観政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市景観の形成に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) ハーバーランド地区に係る事業の調整に関すること。

第105条 [略]

(都市局駅まち推進課)

第100条 都市局駅まち推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 駅前生活エリアの活性化に係る調査、計画、連絡及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 計画的開発団地その他まちづくりに関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) ハーバーランド地区に係る事業の調整に関すること。

第101条 [略]

(都市局地域整備推進課)

第102条 都市局地域整備推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(6)、(7) [略]

(都市局用地活用推進課)

第103条 都市局用地活用推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(都市局駅まち推進課)

第106条 都市局駅まち推進課は、駅前生活エリアの活性化に係る調査、計画、連絡及び調整に関する事務を分掌する(他の所管に属するものを除く。)

第107条 [略]

(都市局地域整備推進課)

第108条 都市局地域整備推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(6) 多井畑西地区における里山の保全・活用に関すること。

(7)、(8) [略]

(都市局業務課)

第109条 都市局業務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 事業用地の企画及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 事業用地の取得、管理、利活用、処分及び取得に伴う損失補償に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 多井畑西地区における里山の保全及び活用に関すること。

(都市局工務課)

第104条 都市局工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

第105条～第107条 [略]

(都市局新都市工務課)

(2) 事業用地の取得、管理及び処分に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 土地区画整備事業に係る清算金に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) 土地区画整理事業に係る換地処分後の事業用地等に係る調整及び紛争に関すること。

(5) 土地区画整理事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(6) 土地区画整理事業に係る市有建築物の管理及び処分に関すること。

(都市局工務課)

第110条 都市局工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業の不動産の取得、管理、処分及び不動産の取得に伴う損失補償に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2)～(4) [略]

第111条～第113条 [略]

(都市局新都市工務課)

第108条 都市局新都市工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業に係る工事の実施及び臨海部等の工事の監督に関すること。
- (2) 新都市整備事業に係る道路、公園、緑地及び臨海部等の維持管理に関すること。
- (3) [略]
- (4) 新都市整備事業に係る臨海部等の造成地及び取得地(他の所管に属するものは除く。)の管理に関すること。

第109条～第114条 [略]

(建築住宅局建築指導部安全対策課)

第115条 建築住宅局建築指導部安全対策課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1)～(3) [略]
- (4) 建築物等の耐震化の促進に関すること。

第116条～第121条 [略]

第114条 都市局新都市工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業に係る工事に関すること。
- (2) 新都市整備事業に係る造成地における道路、公園、緑地等に関すること。
- (3) [略]
- (4) 一般土砂の有料受入れの事務に関すること。

第115条～第120条 [略]

(建築住宅局建築指導部安全対策課)

第121条 建築住宅局建築指導部安全対策課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1)～(3) [略]

(建築住宅局建築指導部耐震推進課)

第122条 建築住宅局建築指導部耐震推進課は、建築物等の耐震化の促進に関する事務を分掌する。

第123条～第128条 [略]

(港湾局空港調整課)

第122条 港湾局空港調整課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 神戸空港及び神戸空港島に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 神戸空港島における企業の誘致に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (3) 神戸空港島の管理、維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第123条～第131条 [略]

(区役所の組織)

第132条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
[略]	[略]	[略]
保健 福祉 部	保健福祉課	
	[略]	[略]

(港湾局空港調整課)

第129条 港湾局空港調整課は、神戸空港及び神戸空港島に係る調査、企画及び調整に関する事務を分掌する。

第130条～第138条 [略]

(区役所の組織)

第139条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
[略]	[略]	[略]
保健 福祉 部	健康福祉課	管理係 あんしん
		すこやか係
	こども家庭支援課	こども福祉係 こども保健係
	[略]	[略]

2 北神区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
	[略]	[略]
保健福祉課		保護係 暮らし支援係
	子ども家庭支援課	子ども福祉係 子ども保健係

(区役所総務部まちづくり課等)

第133条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部まちづくり課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(11) [略]

(12) 地域課題の把握及び解決に向けた調整に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(13) 各種団体との連絡及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

2 北神区役所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 各種団体との連絡及び調整に

2 北神区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
	[略]	[略]
保健福祉課		管理係 あんしんすこ
		やか係 保護係 暮らし支援係
	子ども家庭支援課	子ども福祉係 子ども保健係

(区役所総務部まちづくり課等)

第140条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部まちづくり課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(11) [略]

(12) 地域課題の把握及び解決に向けた調整に関すること。

(13) 他の部及び課の所管に属しない各種団体との連絡及び調整に関すること。

2 北神区役所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 他の部及び課の所管に属しない

関すること (他の所管に属するものを除く。)。

(3)～(19) [略]

3 北神区役所まちづくり課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 区のまちづくりの推進及び調整に関すること (他の所管に属するものを除く。)。

(5) [略]

(6) 各種団体との連絡及び調整に関すること (他の所管に属するものを除く。)。

第134条 [略]

(区役所総務部保険年金医療課)

第135条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部保険年金医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 介護保険に関すること (他の所管に属するものを除く。) (北区役所においては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(3)、(4) [略]

(5) 後期高齢者医療制度に関するこ

各種団体との連絡及び調整に関すること。

(3)～(19) [略]

3 北神区役所まちづくり課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 区のまちづくりの推進及び調整に関すること。

(5) [略]

(6) 他の課の所管に属しない各種団体との連絡及び調整に関すること。

第141条 [略]

(区役所総務部保険年金医療課)

第142条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部保険年金医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 介護保険に関すること (北区役所においては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(3)、(4) [略]

(5) 後期高齢者医療制度に関するこ

と(他の所管に属するものを除く。)

(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(区役所保健福祉部保健福祉課等)

第136条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所保健福祉部保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(6) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(7) [略]

(8) 成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(9) [略]

(10) 児童の保護及び育成に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(11) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(12) 子育て支援の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

と(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(区役所保健福祉部健康福祉課等)

第143条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所保健福祉部健康福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(6) 高齢者の福祉および介護保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(7) [略]

(8) 成人および高齢者の保健事業の実施に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(9) [略]

(13) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(14) 第10号から前号までに掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(15) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。

2 北神区役所保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(6) [略]

(7) 成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8)～(12) [略]

(13) 児童の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(14) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(15) 子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(16) 子どものための教育・保育給付

2 北神区役所保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(6) [略]

(7) 成人および高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8)～(12) [略]

に係る教育・保育給付認定に関する
こと（他の所管に属するものを除
く。）。

(17) 第10号から第13号までに掲げ
るもののほか、指導業務及び相談業
務に関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。

(18) 母子保健事業の企画、調整及び
実施に関すること。

（区役所保健福祉部こども家庭支援
課）

第144条 東灘区役所、灘区役所、中央
区役所、兵庫区役所、北区役所、北
神区役所、長田区役所、須磨区役所、
垂水区役所及び西区役所保健福祉部
こども家庭支援課は、次に掲げる事
務を分掌する。

(1) 児童の保護及び育成に関するこ
と（他の所管に属するものを除
く。）。

(2) 一人親家庭及び寡婦の福祉並び
に婦人の更生及び保護に関するこ
と（他の所管に属するものを除
く。）。

(3) 子育て支援の推進に関すること
（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 子どものための教育・保育給付
に係る教育・保育給付認定に関する

こと（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。

(7) 医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 成人および高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第137条、第138条 [略]

（須磨区役所北須磨支所の組織）

第139条 [略]

2 北須磨支所の組織は、次のとおりとする。

北須磨	[略]	[略]
支所	保健福祉課	保護係 暮らし支援係

（須磨区役所北須磨支所市民課）

第140条 須磨区役所北須磨支所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(15) [略]

(16) 介護保険に関すること（他の所

第145条、第146条 [略]

（須磨区役所北須磨支所の組織）

第147条 [略]

2 北須磨支所の組織は、次のとおりとする。

須磨区	[略]	[略]
役所北須磨支所	保健福祉課	管理係 あんしんすこやか係 こども福祉係 こども保健係 保護係 暮らし支援係

（須磨区役所北須磨支所市民課）

第148条 須磨区役所北須磨支所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(15) [略]

(16) 介護保険に関すること。

管に属するものを除く。)。

(17)、(18) [略]

(19) 後期高齢者医療制度に関する
こと (他の所管に属するものを除く。)。

(須磨区役所北須磨支所保健福祉課)

第141条 須磨区役所北須磨支所保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

(8) 成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること (他の所管に属するものを除く。)

(9)～(18) [略]

(西区役所玉津支所)

第142条 西区役所玉津支所(以下「玉津支所」という。)は、西区役所の所管とし、課相当の事務所とする。

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険に関すること (他の所管に属するものを除く。)。

(9)、(10) [略]

(11) 後期高齢者医療制度に関する
こと (他の所管に属するものを除く。)。

(17)、(18) [略]

(19) 後期高齢者医療制度に関する
こと。

(須磨区役所北須磨支所保健福祉課)

第149条 須磨区役所北須磨支所保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

(8) 成人および高齢者の保健事業の実施に関すること (他の所管に属するものを除く。)

(9)～(18) [略]

(西区役所玉津支所)

第149条の2 西区役所玉津支所(以下「玉津支所」という。)は、西区役所の所管とし、課相当の事務所とする。

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険に関すること。

(9)、(10) [略]

(11) 後期高齢者医療制度に関する
こと。

(12)～(15) [略]

第143条 [略]

(福祉事務所の組織)

第144条 [略]

2 福祉事務所の組織は、次の表のとおりとする。

福祉事務所	保健福祉課	
	[略]	[略]
	北神保健福祉課(北福祉事務所に限る。)	保護係 暮らし支援係

3 [略]

(福祉事務所保健福祉課)

第145条 福祉事務所保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(12)～(15) [略]

第150条 [略]

(福祉事務所の組織)

第151条 [略]

2 福祉事務所の組織は、次の表のとおりとする。

福祉事務所	健康福祉課	管理係 あんしんすこやか係
	こども家庭支援課	こども福祉係
	[略]	[略]
福祉事務所	保健福祉課(北福祉事務所に限る。)	管理係 あんしんすこやか係 保護係 暮らし支援係
	北神こども家庭支援課(北福祉事務所に限る。)	こども福祉係

3 [略]

(福祉事務所健康福祉課)

第152条 福祉事務所健康福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 障害者総合支援法及び児童福祉法に係る障害者、障害児の福祉サービス等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) [略]

(6) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定に基づく措置等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(7) こどもに関する諸手当に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(8) 保育料等の徴収に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(1)～(3) [略]

(4) 障害者総合支援法、および児童福祉法に係る障害者、障害児の福祉サービス等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) [略]

(福祉事務所こども家庭支援課)

第153条 福祉事務所こども家庭支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定に基づく措置等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) こどもに関する諸手当に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 保育料等の徴収に関すること

第146条 [略]

(福祉事務所北神保健福祉課)

第147条 福祉事務所北神保健福祉課

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(5) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(6) こどもに関する諸手当に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(7) 保育料等の徴収に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(8)、(9) [略]

(他の所管に属するものを除く。)。

第154条 [略]

(福祉事務所保健福祉課)

第155条 福祉事務所保健福祉課は、次

に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(5)、(6) [略]

(福祉事務所北神こども家庭支援課)

第156条 福祉事務所北神こども家庭支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) こどもに関する諸手当に関すること(他の所管に属するものを除

第148条～第150条 [略]

(男女共同参画センター)

第151条 企画調整局企画調整課男女共同参画センター (以下「男女共同参画センター」という。) は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

第152条、第153条 [略]

(市税の窓口)

第154条 行財政局税務部市民税課東灘市税の窓口、灘市税の窓口、中央市税の窓口、北市税の窓口、長田市税の窓口、須磨市税の窓口、垂水市税の窓口及び西市税の窓口(以下「市税の窓口」という。) は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

第155条～第158条 [略]

(中央図書館)

第159条 文化スポーツ局中央図書館(以下「中央図書館」という。) の組織は、次の表のとおりとする。

く。)。。

(3) 保育料等の徴収に関すること

(他の所管に属するものを除く。))。

第157条～第159条 [略]

(男女共同参画センター)

第160条 企画調整局企画課男女共同参画センター (以下「男女共同参画センター」という。) は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

第161条、第162条 [略]

(市税の窓口)

第163条 行財政局税務部市民税課東灘市税の窓口、灘市税の窓口、中央市税の窓口、兵庫市税の窓口、北市税の窓口、北神市税の窓口、長田市税の窓口、須磨市税の窓口、垂水市税の窓口及び西市税の窓口(以下「市税の窓口」という。) は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

第164条～第167条 [略]

(中央図書館)

第168条 文化スポーツ局中央図書館(以下「中央図書館」という。) の組織は、次の表のとおりとする。

課又は第2類の事業所	係又は第3類の事業所
[略]	
利用サービス課	

第160条～第163条 [略]

課又は第2類の事業所	係又は第3類の事業所
[略]	
利用サービス課	市民サービス係 調査相談係 資料係

第169条～第172条 [略]

(障害者福祉センター)

第173条 福祉局障害者福祉センター

(以下「障害者福祉センター」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 身体障害者福祉センターに関すること。

(2) 障害者の福祉の啓発に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 心身障害者扶養共済制度に関すること。

(4) 重度心身障害者の移動支援施策に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(6) 障害者等の相談、療育指導及び医学的診断に関すること。

(障害者更生相談所)

第164条 福祉局障害者更生相談所(以下「障害者更生相談所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者の相談、指導及び判定に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3)、(4) [略]

第165条 [略]

(障害者更生相談所)

第174条 福祉局障害者更生相談所(以下「障害者更生相談所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者の相談、指導及び判定に関すること。

(2) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。

(3)、(4) [略]

(発達障害者支援センター)

第175条 福祉局発達障害者支援センター(以下「発達障害者支援センター」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。

(2) 医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害をいう。)に係る情報提供及び研修に関すること。

第176条 [略]

(保健所)

第166条 健康局保健所(以下「保健所」という。)の組織は、次の表のとおりとする。

部	課又は第2類の事業所	係又は第3類の事業所
	保健課	口腔保健支援センター
	[略]	[略]
	東灘保健センター	
	灘保健センター	
	中央保健センター	
	兵庫保健センター	
	北保健センター	
	北神保健センター	

(保健所)

第177条 健康局保健所(以下「保健所」という。)の組織は、次の表のとおりとする。

部	課又は第2類の事業所	係又は第3類の事業所
	保健課	管理係 口腔保健支援センター 精神保健福祉係
	[略]	[略]
	東灘保健センター	管理係 あんしんすこやか係 こども保健係
	灘保健センター	管理係 あんしんすこやか係 こども保健係
	中央保健センター	管理係 あんしんすこやか係 こども保健係
	兵庫保健センター	管理係 あんしんすこやか係 こども保健係
	北保健センター	管理係 あんしんすこやか係 こども保健係
	北神保健センター	管理係 あんしんすこやか係 こども保健係

					健係
	長田保健センター			長田保健センター	管理係 あんしんす こやか係 こども保健係
	須磨保健センター			須磨保健センター	管理係 あんしんす こやか係 こども保健係 北須磨管理係 北須磨あんしんす こやか係 北須磨こども保健係
	垂水保健センター			垂水保健センター	管理係 あんしんす こやか係 こども保健係
	西保健センター			西保健センター	管理係 あんしんす こやか係 こども保健係
東灘保健福祉部	保健福祉課			健康福祉課	あんしんすこやか係
				こども家庭支援課	こども保健係
灘保健福祉部	保健福祉課			健康福祉課	あんしんすこやか係
				こども家庭支援課	こども保健係

部		
中央保健福祉部	<u>保健福祉課</u>	
兵庫保健福祉部	<u>保健福祉課</u>	
北保健福祉部	<u>保健福祉課</u>	
	<u>北神保健福祉課</u>	

部		
中央保健福祉部	<u>健康福祉課</u>	<u>あんしんすこやか係</u>
	こども家庭支援課	こども保健係
兵庫保健福祉部	<u>健康福祉課</u>	<u>あんしんすこやか係</u>
	こども家庭支援課	こども保健係
北保健福祉部	<u>健康福祉課</u>	<u>あんしんすこやか係</u>
	こども家庭支援課	こども保健係
	<u>保健福祉課</u>	<u>あんしんすこやか係</u>
	北神こども家庭支援課	こども保健係

長田保健福祉部	保健福祉課	
須磨保健福祉部	保健福祉課	
須磨保健福祉部	北須磨保健福祉課	
垂水保健福祉部	保健福祉課	
西保健福祉部	保健福祉課	

2 [略]

長田保健福祉部	健康福祉課	あんしんすこやか係
長田保健福祉部	こども家庭支援課	こども保健係
須磨保健福祉部	健康福祉課	あんしんすこやか係
須磨保健福祉部	こども家庭支援課	こども保健係
須磨保健福祉部	保健福祉課	あんしんすこやか係 こども保健係
垂水保健福祉部	健康福祉課	あんしんすこやか係
垂水保健福祉部	こども家庭支援課	こども保健係
西保健福祉部	健康福祉課	あんしんすこやか係
西保健福祉部	こども家庭支援課	こども保健係

2 [略]

第167条～第177条 [略]

(保健所保健福祉部)

第178条 保健所保健福祉部保健福祉

課、北保健福祉部保健福祉課及び須磨保健福祉部保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 子育て支援の推進に関すること

(他の所管に属するものを除く。)

(2) 保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第179条、第180条 [略]

(こども家庭センター)

第181条 こども家庭局こども家庭セ

ンター(以下「こども家庭センター」という。)に総務係、一時保護係、支援第1係、支援第2係、発達相談係及び判定指導係を置く。

2 こども家庭センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

第178条～第188条 [略]

(保健所保健福祉部)

第189条 保健所保健福祉部健康福祉

課、北保健福祉部保健福祉課及び須磨保健福祉部保健福祉課は、保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関する事務(他の所管に属するものを除く。)を分掌する。

2 保健所保健福祉部こども家庭支援

課、北保健福祉部北神こども家庭支援課及び須磨保健福祉部保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 子育て支援の推進に関すること

(他の所管に属するものを除く。)

(2) 保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第190条、第191条 [略]

(こども家庭センター)

第192条 こども家庭局こども家庭セ

ンター(以下「こども家庭センター」という。)に総務係、一時保護係、家庭支援係、発達相談係、養育支援係及び判定指導係を置く。

2 こども家庭センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

(8) 療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第182条～第195条 [略]

（中央卸売市場運営本部本場等）

第196条 [略]

2 本場に管理係及び業務係を置く。

3 [略]

第197条～第199条 [略]

（森林整備事務所）

第200条 建設局公園部森林整備事務所（以下「森林整備事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 六甲山系におけるハイキングコース及び自然公園施設の維持補修及び工事に関すること。

(3) 市有林の管理に関すること。

(4) 山麓の電飾の維持管理及び工事に関すること。

(5) 再度公園の使用及び占用の許可並びに工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) [略]

第193条～第206条 [略]

（中央卸売市場運営本部本場等）

第207条 [略]

2 本場及び東部市場に管理係及び業務係を置く。

3 [略]

第208条～第210条 [略]

（森林整備事務所）

第211条 建設局公園部森林整備事務所（以下「森林整備事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 六甲山系におけるハイキングコースに関すること。

(3) 市有林の維持管理に関すること。

(4) 山麓の電飾の維持管理に関すること。

(5) 再度公園の使用及び占用の許可に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) [略]

（臨海整備事務所）

第212条 都市局臨海整備事務所（以下

「臨海整備事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業に係る臨海部の工事の実施及び監督に関すること。
- (2) 新都市整備事業に係る臨海部等の造成地及び取得地(他の所管に属すものは除く。)の管理に関すること。
- (3) 新都市整備事業に係る臨海部等の道路、公園及び緑地等の維持管理に関すること。

第201条～第204条 [略]

(危機管理監、広報官、局長等)

第205条 [略]

2 局に局長を、区役所に区長等を、本部に本部長を、部(区役所の部を含む。以下同じ。)に部長を、室に室長を、課(区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の課を含む。以下同じ。)に課長を、センターにセンター長を、係(区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の係を含む。以下同じ。)に係長を置く。

3～5 [略]

6 企画調整局政策課、企画調整局デ

第213条～第216条 [略]

(危機管理監、広報官、局長等)

第217条 [略]

2 局に局長を、区役所に区長等を、本部に本部長を、部(区役所の部を含む。以下同じ。)に部長を、室に室長を、課(区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の課を含む。以下同じ。)に課長を、センターにセンター長を、ラボに所長を、係(区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の係を含む。以下同じ。)に係長を置く。

3～5 [略]

6 企画調整局デジタル戦略部に情報システム専門官を置く。

7 企画調整局デジタル戦略部及び行

デジタル戦略部及び行財政局業務改革課にデジタル化専門官を置く。

7～14 [略]

15 経済観光局経済政策課にオープンイノベーション専門官を置く。

16～18 [略]

19 東京事務所、職員研修所、こども家庭センター、環境局事業所、自動車管理事務所、建設事務所及び森林整備事務所に副所長を、総合療育センターまるやま学園及びあけぼの学園、東部療育センターひまわり学園並びに西部療育センターのぼら学園に園長を、博物館に事務局長、事務室長、事務長及び副館長を、健康科学研究所に部長を置く。

20 [略]

第206条 市長は、特に必要があると認めるときは、次の掲げる内部組織の区分に応じ、当該各号に定める補職名を置くことができる。

(1)、(2) [略]

(3) 局等、部等並びに課並びに課に相当する室及びセンター(以下「課等」という。) 担当係長又は守衛長

(4)～(22) [略]

財政局業務改革課にデジタル化専門官を置く。

8～15 [略]

16 経済観光局に都市型創造産業統括プロデューサーを置く。

17～19 [略]

20 東京事務所、職員研修所、市税事務所、こども家庭センター、環境局事業所、自動車管理事務所、建設事務所及び森林整備事務所に副所長を、総合療育センターまるやま学園及びあけぼの学園、東部療育センターひまわり学園並びに西部療育センターのぼら学園に園長を、博物館に事務局長、事務室長、事務長及び副館長を、健康科学研究所に部長を置く。

21 [略]

第218条 市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ、当該各号に定める補職名を置くことができる。

(1)、(2) [略]

(3) 局等、部等並びに課並びに課に相当する室、センター及びラボ(以下「課等」という。) 担当係長又は守衛長

(4)～(22) [略]

2 [略]

(福祉事務所の職)

第207条 [略]

2 福祉事務所保健福祉課、生活支援課の課長及び課の職員は、それぞれ区役所保健福祉部保健福祉課、生活支援課の課長及び課の職員を、生活支援課保護係及びくらし支援係の係長は、生活支援課保護係及びくらし支援係の係長をもって充てる。

3 北福祉事務所北神保健福祉課の課長及び課の職員は、北神区役所保健福祉課の課長及び課の職員を、北福祉事務所北神保健福祉課保護係及びくらし支援係の係長は、北神区役所保健福祉課保護係及びくらし支援係の係長をもって充てる。

2 [略]

(福祉事務所の職)

第219条 [略]

2 福祉事務所健康福祉課、こども家庭支援課、生活支援課の課長及び課の職員は、それぞれ区役所保健福祉部健康福祉課、こども家庭支援課、生活支援課の課長及び課の職員を、福祉事務所健康福祉課管理係及びあんしんすこやか係、こども家庭支援課こども福祉係並びに生活支援課保護係及びくらし支援係の係長は、区役所保健福祉部健康福祉課管理係及びあんしんすこやか係、こども家庭支援課こども福祉係、生活支援課保護係及びくらし支援係の係長をもって充てる。

3 北福祉事務所保健福祉課の課長及び課の職員は、北神区役所保健福祉課の課長及び課の職員を、北福祉事務所保健福祉課管理係、あんしんすこやか係、保護係及びくらし支援係の係長は、北神区役所保健福祉課管理係、あんしんすこやか係、保護係及びくらし支援係の係長をもって充てる。

4 北福祉事務所北神こども家庭支援課の課長及び課の職員は、北神区役

4 [略]

5 福祉事務所支所保護係及びくらし支援係の係長並びに支所の職員は、区役所支所保健福祉課保護係及びくらし支援係の係長並びに区役所支所保健福祉課の職員をもって充てる。

6 [略]

7 福祉事務所に置かれる担当部長、担当課長又は担当係長は、区役所の担当部長、担当課長又は担当係長のうち区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部、北神区役所保健福祉課の事務を担当するものを、福祉事務所支所に置かれる担当課長又は担当係長は、区役所支所の担当課長又は担当係長のうち区役所支所保健福祉課の事務を担当するものをもって充てる。

8 西福祉事務所保健福祉課の係長及

所こども家庭支援課の課長及び課の職員を、北福祉事務所北神こども家庭支援課こども福祉係の係長は、北神区役所こども家庭支援課こども福祉係の係長をもって充てる。

5 [略]

6 福祉事務所支所管理係、あんしんすこやか係、こども福祉係、保護係及びくらし支援係の係長並びに支所の職員は、区役所支所保健福祉課管理係、あんしんすこやか係、こども福祉係、保護係及びくらし支援係の係長並びに区役所支所保健福祉課の職員をもって充てる。

7 [略]

8 福祉事務所に置かれる担当部長、担当課長又は担当係長は、区役所の担当部長、担当課長又は担当係長のうち区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部、北神区役所保健福祉課、北神区役所こども家庭支援課の事務を担当するものを、福祉事務所支所に置かれる担当課長又は担当係長は、区役所支所の担当課長又は担当係長のうち区役所支所保健福祉課の事務を担当するものをもって充てる。

9 西福祉事務所健康福祉課の係長及

び課の職員は、前各項に掲げるものほか、玉津支所の担当係長及び課の職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）をもって充てる。

第208条 [略]

（職務）

第209条 [略]

2 [略]

3 局長、担当局長、区長等、本部長、副局長、部長（健康科学研究所の部長を除く。以下同じ。）、担当部長、室長、課長（健康科学研究所の部長を含む。）、担当課長、センター長及び事業所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員又は所掌事務を担当する職員（担当局長にあっては、局等の長及び担当局長（以下「局長等」という。）を、担当部長にあっては、局長等及び部等の長、担当部長、第1類の事業所の長その他これらに準ずる者（以下「部長等」

び課の職員は、玉津支所の係長及び課の職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）をもって充てる。

第220条 [略]

（障害者更生相談所の職）

第221条 障害者更生相談所の所長は、障害者福祉センター所長の職にある者を、更生相談所の職員は、障害者福祉センターの職員をもって充てる。

（職務）

第222条 [略]

2 [略]

3 局長、担当局長、区長等、本部長、副局長、部長（健康科学研究所の部長を除く。以下同じ。）、担当部長、室長、課長（ラボの所長及び健康科学研究所の部長を含む。）、担当課長、センター長及び事業所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員又は所掌事務を担当する職員（担当局長にあっては、局等の長及び担当局長（以下「局長等」という。）を、担当部長にあっては、局長等及び部等の長、担当部長、第1類の事業所の長その他これらに準ず

をいう。)を、担当課長にあつては、局長等、部長等及び課等の長、担当課長、第2類の事業所の長その他これらに準ずる者(以下「課長等」という)を除く。)を指揮監督する。

4～10 [略]

11 デジタル化専門官は、上司の命を受け、業務改革、庁内業務のデジタル化の推進及びスマートシティの推進を行う。

12～19 [略]

20 オープンイノベーション専門官は、上司の命を受け、都市型創造産業の推進を行う。

21、22 [略]

第210条 [略]

2 職員研修所の副所長は、上司の命を受け、所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

3～10 [略]

る者(以下「部長等」をいう。)を、担当課長にあつては、局長等、部長等及び課等の長、担当課長、第2類の事業所の長その他これらに準ずる者(以下「課長等」という)を除く。)を指揮監督する。

4～10 [略]

11 情報システム専門官は、上司の命を受け、情報システムの最適化の推進及び総合調整並びに情報システムの調達の適正化の推進を行う。

12 デジタル化専門官は、上司の命を受け、業務改革及び庁内業務のデジタル化の推進を行う。

13～20 [略]

21 都市型創造産業統括プロデューサーは、上司の命を受け、都市型創造産業の推進を行う。

22、23 [略]

第223条 [略]

2 職員研修所及び市税事務所の副所長は、上司の命を受け、所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

3～10 [略]

第211条、第212条 [略]

(事務分担)

第213条 [略]

2～5 [略]

6 第205条及び第206条に規定する職員以外の職員（第2条、第130条及び第132条に規定する組織に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、課等の長又は担当課長が定める。

7 第205条及び第206条に規定する職員以外の職員（第139条に規定する組織に属する者に限る。）の配置については所長が、担当事務については課長又は担当課長が定める。

8 第205条及び第206条に規定する職員以外の職員（玉津支所に属する者に限る。）の担当事務は、所長が定める。

9 第205条及び第206条に規定する職員以外の職員（福祉事務所及び福祉事務所支所に属する者に限る。）の担当事務は、課長（福祉事務所支所にあつては、支所長）が定める。

10 第205条及び第206条に規定する職員以外の職員（事業所に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、次の各号に掲げる事業所の区分に従い、当該各号に定める者が定める。

第224条、第225条 [略]

(事務分担)

第226条 [略]

2～5 [略]

6 第217条及び第218条に規定する職員以外の職員（第2条、第137条及び第139条に規定する組織に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、課等の長又は担当課長が定める。

7 第217条及び第218条に規定する職員以外の職員（第147条に規定する組織に属する者に限る。）の配置については所長が、担当事務については課長又は担当課長が定める。

8 第217条及び第218条に規定する職員以外の職員（玉津支所に属する者に限る。）の担当事務は、所長が定める。

9 第217条及び第218条に規定する職員以外の職員（福祉事務所及び福祉事務所支所に属する者に限る。）の担当事務は、課長（福祉事務所支所にあつては、支所長）が定める。

10 第217条及び第218条に規定する職員以外の職員（事業所に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、次の各号に掲げる事業所の区分に従い、当該各号に定める者が定める。

(1)～(4) [略]

第214条 [略]

(代行)

第215条 [略]

2 第205条及び第206条に規定する職員（係長、担当係長、作業長、守衛長及び総括班長を除く。）に事故があるときは、当該事務を所掌する直近下位の第205条及び第206条に規定する職員（作業長、守衛長及び総括班長を除く。）がその事務を代行する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業所長に事故があるときは、当該各号に定める者が、その事務を代行する。

(1)～(4) [略]

(5)、(6) [略]

(7) 本場の場長及び東部市場の場長
運営担当課長

(8) 西部市場の場長 運営担当課長

(9)、(10) [略]

第216条、第217条 [略]

(1)～(4) [略]

第227条 [略]

(代行)

第228条 [略]

2 第217条及び第218条に規定する職員（係長、担当係長、作業長、守衛長及び総括班長を除く。）に事故があるときは、当該事務を所掌する直近下位の第217条及び第218条に規定する職員（作業長、守衛長及び総括班長を除く。）がその事務を代行する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業所長に事故があるときは、当該各号に定める者が、その事務を代行する。

(1)～(4) [略]

(5) 発達障害者支援センター あらかじめ福祉局長が定める者

(6)、(7) [略]

(8) 本場の場長及び東部市場の場長
管理係長

(9) 西部市場の場長 業務係長

(10) 臨海整備事務所の所長 あらかじめ都市局長が定める者

(11)、(12) [略]

第229条、第230条 [略]

別表第1（第149条関係）

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
中央市税の窓口				
北市税の窓口	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和光園	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第1（第158条関係）

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
中央市税の窓口	[略]	[略]	[略]	[略]
兵庫市税の窓口	行財政局 税務部市民税課	第4類	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号	担当係長
北市税の窓口	[略]	[略]	[略]	[略]
北神市税の窓口	行財政局 税務部市民税課	第4類	神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号	担当係長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和光園	[略]	[略]	[略]	[略]

						障害者福祉センター	福祉局	第2類	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	所長
障害者更生相談所	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	障害者更生相談所	[略]	[略]	[略]	[略]
						発達障害者支援センター	福祉局	第2類	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	センター長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
王塚台保育所	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	王塚台保育所	[略]	[略]	[略]	[略]
						地域子育て支援センター東灘	こども家庭局幼保振興課	第4類	神戸市東灘区住吉宮町3丁目4番23号	

地域 子育て 支援セ ンター 一灘	こども家 庭局幼保 振興課	第4 類	神戸市灘 区八幡町 2丁目1 番1号
地域 子育て 支援セ ンター 一中央	こども家 庭局幼保 振興課	第4 類	神戸市中 央区古湊 通2丁目 3番23号
地域 子育て 支援セ ンター 一兵庫	こども家 庭局幼保 振興課	第4 類	神戸市兵 庫区小河 通3丁目 2番14号
地域 子育て 支援セ ンター 一北	こども家 庭局幼保 振興課	第4 類	神戸市北 区甲栄台 2丁目4 番1号

地域 子育て支援センター —北 神	こども家庭局 幼保類 振興課	第4類	神戸市北区 唐櫃台 2丁目38 番5号
地域 子育て支援センター —長 田	こども家庭局 幼保類 振興課	第4類	神戸市長 田区二葉 町7丁目 1番30号
地域 子育て支援センター —須 磨	こども家庭局 幼保類 振興課	第4類	神戸市須 磨区大黒 町4丁目 1番2号
地域 子育て支援センター —垂 水	こども家庭局 幼保類 振興課	第4類	神戸市垂 水区川原 2丁目1 番13号

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
森林整備事務所				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2 (第166条関係)

名称	所管区域
[略]	[略]
須磨保健センター	[略]

地域子育て支援センター西	こども家庭局幼保振興課	第4類	神戸市西区王塚5丁目115番地	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
森林整備事務所				
臨海整備事務所	都市局	第2類	神戸市中央区神戸空港10番地	所長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2 (第177条関係)

名称	所管区域
[略]	[略]
須磨保健センター	[略]
北須磨管理係	須磨区のうち須磨区役所北須磨支所(以下「北須磨支所」という。)の所管区域
北須磨あんしんすこやか係	須磨区のうち北須磨支所の所管区域

	[略]	[略]
北 保 健 福 祉 部	保健福祉課	[略]
	北神保健福祉課	[略]
	[略]	[略]
須 磨 保 健 福 祉 部	保健福祉課	[略]
	北須磨保健福祉課	[略]
	[略]	[略]

別表第3 (第187条関係)

[略]

別表第4 (第198条関係)

[略]

別表第5 (第199条関係)

[略]

北須磨こども保健係		須磨区のうち北須磨支所の所管区域
	[略]	[略]
北 保 健 福 祉 部	健康福祉課及びこども家庭支援課	[略]
	保健福祉課及び北神こども家庭支援課	[略]
	[略]	[略]
須 磨 保 健 福 祉 部	健康福祉課及びこども家庭支援課	[略]
	保健福祉課	[略]
	[略]	[略]

別表第3 (第198条関係)

[略]

別表第4 (第209条関係)

[略]

別表第5 (第210条関係)

[略]

別表第6（第208条関係）

[略]

別表第7（第208条関係）

保健所の職	区役所の職
保健センター担当課長	区役所保健福祉部 保健福祉課長及び 北神区役所保健福 祉課長

別表第6（第220条関係）

[略]

別表第7（第220条関係）

保健所の職	区役所の職
保健センター担当課長（北神保健センターを除く。）	区役所保健福祉部 健康福祉課長
保健センター担当課長（北神保健センターに限る。）	北神区役所保健福祉課長
管理係長（北神保健センターを除く。）	区役所保健福祉部 健康福祉課管理係長
管理係長（北神保健センターに限る。）	北神区役所保健福祉課管理係長
あんしんすこやか係長（北神保健センターを除く。）	区役所保健福祉部 健康福祉課あんしんすこやか係長
こども保健係長（北神保健センターを除く。）	区役所保健福祉部 こども家庭支援課 こども保健係長
あんしんすこやか係長（北神保健センターに限る。）	北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係長

		る。)	
		こども保健係長 (北神保健センターに限る。)	北神区役所こども 家庭支援課こども 保健係長
		北須磨管理係長	北須磨支所保健福 祉課管理係長
		北須磨あんしん すこやか係長	北須磨支所保健福 祉課あんしんすこ やか係長
		北須磨こども保 健係長	北須磨支所保健福 祉課こども保健係 長
保健センターの 担当係長	区役所保健福祉部 保健福祉課、北神区 役所保健福祉課及 び北須磨支所保健 福祉課の担当係長 並びに玉津支所の 担当係長(保健及び 福祉に係る業務を 担当するものに限 る。)	保健センターの 担当係長	区役所保健福祉部 健康福祉課の担当 係長、北神区役所保 健福祉課及びこど も家庭支援課の担 当係長、保健福祉部 北須磨支所保健福 祉課の担当係長並 びに玉津支所の担 当係長(保健及び福 祉に係る業務を担 当するものに限 る。)
保健センターの 職員	区役所保健福祉部 保健福祉課、北神区 役所保健福祉課及	保健センターの 職員	区役所保健福祉部 健康福祉課及びこ ども家庭支援課の

び北須磨支所保健福祉課の職員並びに玉津支所の職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）

職員、北神区役所保健福祉課及びこども家庭支援課の職員、保健福祉部北須磨支所保健福祉課の職員並びに玉津支所の職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）

別表第8（第208条関係）

[略]

別表第8（第220条関係）

[略]

別表第9（第208条関係）

保健所の職	区役所の職
[略]	[略]
保健福祉課長	区役所保健福祉部保健福祉課長
北神保健福祉課長	[略]
北須磨保健福祉課長	[略]

別表第9（第220条関係）

保健所の職	区役所の職
[略]	[略]
健康福祉課長	区役所保健福祉部健康福祉課長
こども家庭支援課長	区役所保健福祉部こども家庭支援課長
保健福祉課長（北神保健福祉部に限る。）	[略]
保健福祉課長（須磨保健福祉部に限る。）	[略]

担当課長	区役所保健福祉部の担当課長（ <u>区役所保健福祉部保健福祉課</u> の事務を掌理する者に限る。）、北神区役所の担当課長（ <u>保健福祉課</u> の事務を掌理する者に限る。）及び <u>北須磨支所</u> の担当課長（保健福祉課の事務を掌理する者に限る。）
保健福祉課の担当係長	区役所保健福祉部保健福祉課、北神区役所保健福祉課及び北須磨保健福祉課の担当係長並びに玉津支所の担当係長（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）
[略]	[略]
<u>保健福祉課</u> の担当係長	[略]

北神子ども家庭支援課長	北神区役所子ども家庭支援課長
担当課長	区役所保健福祉部の担当課長（ <u>区役所保健福祉部</u> の事務を掌理する者に限る。）、北神区役所の担当課長（ <u>保健福祉課</u> に関する事務を掌理する者に限る。）及び <u>支所</u> の担当課長（保健福祉課の事務を掌理する者に限る。）
[略]	[略]
<u>健康福祉課</u> の担当係長	[略]

こども家庭支援課こども保健係長	区役所保健福祉部 こども家庭支援課 こども保健係長
こども家庭支援課の担当係長	区役所保健福祉部 こども家庭支援課 の担当係長
保健福祉課管理係長（北保健福祉部に限る。）	北神区役所保健福祉課管理係長
保健福祉課管理係長（須磨保健福祉部に限る。）	北須磨支所保健福祉課管理係長
保健福祉課あんしんすこやか係長（北保健福祉部に限る。）	北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係長
保健福祉課あんしんすこやか係長（須磨保健福祉部に限る。）	北須磨支所保健福祉課あんしんすこやか係長
北神こども家庭支援課こども保健係長	北神区役所こども家庭支援課こども保健係長
保健福祉課こども保健係長	北須磨支所保健福祉課こども保健係長

		保健福祉課の担当係長（北保健福祉部に限る。）	北神区役所保健福祉課の担当係長
		保健福祉課の担当係長（須磨保健福祉部に限る。）	北須磨支所保健福祉課の担当係長
保健福祉課職員	区役所保健福祉部保健福祉課職員及び玉津支所職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）	健康福祉課職員	区役所保健福祉部健康福祉課職員及び玉津支所職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）
		こども家庭支援課職員	区役所保健福祉部こども家庭支援課職員
		保健福祉課職員（北保健福祉部に限る。）	北神区役所保健福祉課職員
		保健福祉課職員（須磨保健福祉部に限る。）	北須磨支所の保健福祉課職員
		北神こども家庭支援課職員	北神区役所こども家庭支援課職員
北神保健福祉課職員	北神区役所保健福祉課職員		
北須磨保健福祉課職員	北須磨支所保健福祉課職員		

(職員職名規則の一部改正)

第2条 神戸市職員職名規則(昭和24年9月規則第222号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(補職名)</p> <p>第4条 局、区役所、部、本部、室、課、センター、係又は事業所の長その他の管理職にある者の補職名として別表第1の左欄に掲げる補職名を置き、当該補職名の区分に応じ当該右欄に掲げる職名の職員をもって充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に規定する補職名及び職種名には、局、区、部、本部、室、課、センター、係若しくは事業所又はこれらに準ずる公務所の名称を冠するものとする。ただし、職種名については、その必要がないと認められるときは、課、係若しくは事業</p>	<p>(補職名)</p> <p>第4条 局、区役所、部、本部、室、課、センター、<u>ラボ</u>、係又は事業所の長その他の管理職にある者の補職名として別表第1の左欄に掲げる補職名を置き、当該補職名の区分に応じ当該右欄に掲げる職名の職員をもって充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に規定する補職名及び職種名には、局、区、部、本部、室、課、センター、<u>ラボ</u>、係若しくは事業所又はこれらに準ずる公務所の名称を冠するものとする。ただし、職種名については、その必要がないと認められるときは、課、係若しくは事業</p>

これらに準ずる公務所の名称を省略することがある。

別表第1（第4条関係）

補職名	職名
危機管理監 広報官 局長 担当局長 副局長 部長 本部長 業務改革 専門官 室長 担当部長 課長 国際経済連携 専門官 ホームページ監理 官 広聴専門官 総括イノベーション専門官 主任相談員 特別指導監査 専門官 児童福祉法務専 門官 担当課長 係長 デジタル化専門官 イノベーション専門官 医療イノベーション専門官 文書改革専門官 相談員 オープンイノベーショ ン専門官 担当係長 区 長 北神担当区長 副区 長 所長 副所長 館長 副館長 事務局長 事 務室長 事務長 園長 副園長 場長 センター 長	[略]

所又はこれらに準ずる公務所の名称を省略することがある。

別表第1（第4条関係）

補職名	職名
危機管理監 広報官 局長 担当局長 副局長 部長 本部長 業務改革 専門官 室長 担当部長 課長 ホームページ監 理官 広聴専門官 連携 推進専門官 情報システ ム専門官 総括イノベー ション専門官 主任相談 員 特別指導監査専門官 児童福祉法務専門官 都市型創造産業統括プロ デューサー 担当課長 係長 国際渉外専門官 デジタル化専門官 イノベーション専門官 医療イノベーション専門官 文書改革専門官 相談員 担当係長 区長 北神 担当区長 副区長 所長 副所長 館長 副館長 事務局長 事務室長 事務長 園長 副園長 場長 センター長	[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

(公印規則の一部改正)

第3条 神戸市公印規則(昭和28年9月規則第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(補助機関等の印)	(補助機関等の印)
<p>第4条 次に掲げるものが使用する印は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)<u>第205条第1項</u>に規定する危機管理監</p> <p>(4) 神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)第1条に規定する局及び室の長並びに神戸市事務分掌規則第2条第2項に規定する医療・新産業本部の長及び同規則<u>第130条</u>に規定する会計室の長</p>	<p>第4条 次に掲げるものが使用する印は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)<u>第217条第1項</u>に規定する危機管理監</p> <p>(4) 神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)第1条に規定する局及び室の長並びに神戸市事務分掌規則第2条第2項に規定する医療・新産業本部の長及び同規則<u>第137条</u>に規定する会計室の長</p>

(5) 神戸市事務分掌規則第149条第1項に規定する事業所及びその長

(6)～(11) [略]

附則別表

附則様式	公の施設	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	管守 主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
8	[略]	[略]	[略]	[略]	文化 スポ ーツ 局ス ポー ツ企 画課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
18	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
19	神戸市立青少年科学館	青少年科学館 使用許可 専用市長の 印	隸書	方24	文化 スポ ーツ 局文 化交 流課

別表第2 (第3条、第10条関係)

様式	公印 の名	書体	寸法 (ミ	用途	管守主 管課

(5) 神戸市事務分掌規則第158条第1項に規定する事業所及びその長

(6)～(11) [略]

附則別表

附則様式	公の施設	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	管守 主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
8	[略]	[略]	[略]	[略]	文化 スポ ーツ 局文 化交 流課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
18	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2 (第3条、第10条関係)

様式	公印 の名	書体	寸法 (ミ	用途	管守主 管課

	称		リ メ ー ト ル)				称		リ メ ー ト ル)		
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
11	[略]	[略]	[略]	[略]	企画調 整局参 画推進 課		11	[略]	[略]	[略]	企画調 整局つ なぐラ ボ
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
17	[略]	[略]	[略]	[略]	企画調 整局企 画調整 課		17	[略]	[略]	[略]	企画調 整局企 画課
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
22の 5	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役 所（北 神区役 所を除 く。） 保健福 祉部保 健福祉 課、北 神区役 所保健 福祉課 及び須 磨区北		22の 5	[略]	[略]	[略]	各区役 所（北 神区役 所を除 く。） 保健福 祉部健 康福祉 課、北 神区役 所保健 福祉課 及び須 磨区北

					須磨支 所保健 福祉課						須磨支 所保健 福祉課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附則様式18の次に次の1様式を加える。

附則様式19

青	少	年
科	学	館
神	戸	市
長	之	印
使用許可専用		

(行政調査規則の一部改正)

第4条 行政調査規則(昭和35年4月規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「部局」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号) <u>第130条</u>に規定する会計室</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「部局」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号) <u>第136条</u>に規定する会計室</p> <p>(3)～(5) [略]</p>

(会計規則の一部改正)

第5条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(賠償責任を負う職員の指定)</p> <p>第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することができる職員(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第215条の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員)</p> <p>(2) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(賠償責任を負う職員の指定)</p> <p>第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することができる職員(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第228条の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員)</p> <p>(2) [略]</p>

(3) 地方自治法第232条の4第2項の
確認 次に掲げる職員

ア 地方自治法第232条の4第2項の
確認を行うことについて専決することが
できる職員（神戸市事務分掌規則第215条第2項
の規定その他これに類する規定により地方自治法第232条の4
第2項の確認に係る事務を代行している
場合にあつては、当該代行を行つている職員）

イ、ウ [略]

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア～ウ [略]

エ 支出又は支払を行うことについて
専決することができる職員（神戸市事務分掌規則第215条
第2項その他これに類する規定により支出又は支払の専決に係
る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている
職員）

(5) 地方自治法第234条の2第1項
の監督又は検査 次に掲げる職員

ア 神戸市事務分掌規則第215条
の規定その他これに類する規定により、神戸市契約規則（昭和
39年3月規則第120号）第52条の2、第58条の2又は第65条の2

(3) 地方自治法第232条の4第2項の
確認 次に掲げる職員

ア 地方自治法第232条の4第2項の
確認を行うことについて専決することが
できる職員（神戸市事務分掌規則第228条第2項
の規定その他これに類する規定により地方自治法第232条の4
第2項の確認に係る事務を代行している
場合にあつては、当該代行を行つている職員）

イ、ウ [略]

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア～ウ [略]

エ 支出又は支払を行うことについて
専決することができる職員（神戸市事務分掌規則第228条
第2項その他これに類する規定により支出又は支払の専決に係
る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている
職員）

(5) 地方自治法第234条の2第1項
の監督又は検査 次に掲げる職員

ア 神戸市事務分掌規則第228条
の規定その他これに類する規定により、神戸市契約規則（昭和
39年3月規則第120号）第52条の2、第58条の2又は第65条の2

の規定により委任を受けた主管
課長の事務を代行している職員
イ～エ [略]

別表第1（第2条、第3条、第19条関係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査 出納 員
神戸市事務 分掌規則第 2条第1項 の表に規定 する課（行 財政局業務 改革課並び に建築住宅 局建築課、 設備課及び 保全課を除 く。）	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市事務 分掌規則第 2条第1項 の表に規定 する課に相 当する室	[略]	[略]	[略]	[略]

の規定により委任を受けた主管
課長の事務を代行している職員
イ～エ [略]

別表第1（第2条、第3条、第19条関係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査 出納 員
神戸市事務 分掌規則第 2条第1項 の表に規定 する課（行 財政局業務 改革課、 <u>環 境局施設課</u> 並びに建築 住宅局建築 課、設備課 及び保全課 を除く。）	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市事務 分掌規則第 2条第1項 の表に規定 する課に相 当する室	[略]	[略]	[略]	[略]

					神戸市事務 分掌規則第 2条第1項 の表に規定 する課に相 当するラボ	所長 又は 担当 課長	所長 又は 担当 課長	所長	所長 又は 担当 課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局業 務改革課	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局業 務改革課	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	環境局施設 課	事業 管理 課長 又は 担当 課長	事業 管理 課長 又は 担当 課長	事業 管理 課長	事業 管理 課長 又は 担当 課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第2類の事 業所（文化 スポーツ局 博物館小磯 記念美術 館、健康局 保健所精神 保健福祉セ ンター及び 保健センタ ー並びにこ	[略]	[略]	[略]	[略]	第2類の事 業所（文化 スポーツ局 博物館小磯 記念美術 館、福祉局 障害福祉セ ンター、健 康局保健所 精神保健福 祉センター	[略]	[略]	[略]	[略]

ども家庭局 若葉学園を 除く。)及び 第3類の事 業所(文化 スポーツ局 博物館小磯 記念美術館 神戸ゆかり の美術館を 除く。)					及び保健セ ンター並び にこども家 庭局若葉学 園を除く。) 及び第3類 の事業所 (文化スポ ーツ局博物 館小磯記念 美術館神戸 ゆかりの美 術館を除 く。)				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポー ツ局博物館 小磯記念美 術館神戸ゆ かりの美術 館	[略]	[略]	[略]	[略]	文化スポー ツ局博物館 小磯記念美 術館神戸ゆ かりの美術 館	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	福祉局障害 者福祉セン ター	所長 又は 担当 課長	所長 又は 担当 課長	所長 又は 担当 課長	所長 又は 担当 課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市消防 本部組織規	課長 又は	課長 又は	[略]	課長 又は	神戸市消防 本部組織規	課長	課長	[略]	課長

則（昭和38年12月規則第68号）第2条に規定する課	担当 課長	担当 課長		担当 課長
消防局警防部航空機動隊	副隊長又は担当課長	副隊長又は担当課長	副隊長	副隊長又は担当課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

則（昭和38年12月規則第68号）第2条に規定する課				
消防局警防部航空機動隊	隊長	隊長	隊長	隊長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2) 区会計管理者の所管に係るものの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
消防局市民防災総合センター	担当課長	担当課長	総務部の担当課長	担当課長
消防局消防署（水上消防署を除く。）	課長、担当課長又は分署長	課長、担当課長又は分署長	[略]	課長、担当課長又は分署長

(2) 区会計管理者の所管に係るものの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
消防局市民防災総合センター	センター長	センター長	センター長	センター長
消防局消防署（水上消防署を除く。）	課長又は分署長	課長又は分署長	[略]	課長又は分署長

	長	長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(3)、(4) [略]

別表第2 (第3条関係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局企 画調整課男女 共同参画セン ター	[略]		
企画調整局参 画推進課	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局障害者 更生相談所	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭局 西部療育セン ター	[略]		

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(3)、(4) [略]

別表第2 (第3条関係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局企 画課男女共同 参画センター	[略]		
企画調整局つ なぐラボ	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局障害者 福祉センター	[略]		
福祉局発達障 害者支援セン ター	担当係 長及び 事務担 当者		
[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭局 西部療育セン ター	[略]		

こども家庭局 幼保振興課	担当係 長及び 事務担 当者						
こども家庭局 幼保振興課保 育所	[略]			こども家庭局 幼保振興課保 育所	[略]		
				こども家庭局 幼保振興課地 域子育て支援 センター東灘、 地域子育て支 援センター灘、 地域子育て支 援センター中 央、地域子育て 支援センター 兵庫、地域子育 て支援センタ ー北、地域子育 て支援センタ ー北神、地域子 育て支援セン ター長田、地域 子育て支援セ ンター須磨、地 域子育て支援 センター垂水	担当係 長及び 事務担 当者		

[略]	[略]	[略]	[略]
環境局環境創造課	[略]		
環境局業務課	[略]	事務担当者	
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局布施畑環境センター	[略]	[略]	[略]
環境局環境保全課	[略]		
環境局自然環境課	担当係長		
[略]	[略]	[略]	[略]

及び地域子育て支援センター西			
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局環境政策課	[略]	事務担当者	
環境局事業管理課	担当係長		
環境局業務課	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局布施畑環境センター	[略]	[略]	[略]
環境局事業系廃棄物対策課	担当係長		
環境局環境保全全部環境都市課	担当係長		
環境局環境保全全部環境保全指導課	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]

都市局都市計画課	係長		一部の 収納 は、金 銭登録 機によ る。
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局用地活用推進課	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所保健福祉部保健福祉課	担当係長	[略]	

都市局市計画課	係長		
都市局指導課	係長		一部の 収納は、 金銭 登録 機によ る。
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局業務課	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所保健福祉部健康福祉課	係長及び担当係長	[略]	
区役所保健福祉部こども家	係長	事務 担当	

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">[略]</td> <td style="width: 25%;">[略]</td> <td style="width: 25%;">[略]</td> <td style="width: 25%;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注) [略]</p> <p>(3)、(4) [略]</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">庭支援課</td> <td style="width: 25%;">者</td> <td style="width: 25%;">[略]</td> <td style="width: 25%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(注) [略]</p> <p>(3)、(4) [略]</p>	庭支援課	者	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]										
庭支援課	者	[略]	[略]										
[略]	[略]	[略]	[略]										

(物品会計規則の一部改正)

第6条 神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前										
<p>別表第1（第4条、第5条関係）</p> <p>(1) 会計管理者の所管に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所</td> <td style="width: 10%;">物品出納員等及び物品管理員と</td> <td style="width: 10%;">物品管理者</td> <td style="width: 15%;">そのほか物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない</td> <td style="width: 10%;">物品出納員等及び物品管理員と</td> </tr> </table>	物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員と	物品管理者	そのほか物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない	物品出納員等及び物品管理員と	<p>別表第1（第4条、第5条関係）</p> <p>(1) 会計管理者の所管に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所</td> <td style="width: 10%;">物品出納員等及び物品管理員と</td> <td style="width: 10%;">物品管理者</td> <td style="width: 15%;">そのほか物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない</td> <td style="width: 10%;">物品出納員等及び物品管理員と</td> </tr> </table>	物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員と	物品管理者	そのほか物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない	物品出納員等及び物品管理員と
物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員と	物品管理者	そのほか物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない	物品出納員等及び物品管理員と							
物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員と	物品管理者	そのほか物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない	物品出納員等及び物品管理員と							

			場所	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当する室	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市消防本部組織規則（昭和38年12月規則第68号）第2条に規定する課及び消防局警防部航空機動隊	係長 又は 担当 係長	課長 又は 副隊長 長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

			場所	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当する室	[略]	[略]		
神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当するラボ	担当 係長	所長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市消防本部組織規則（昭和38年12月規則第68号）第2条に規定する課及び消防局警防部航空機動隊	係長	課長 又は 隊長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第3類の事業所（企画調整局企画調整課男女共同参画センター及び文化スポーツ局博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館を除く。）	[略]	[略]		
企画調整局 企画調整課 男女共同参画センター	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員と	物品管理者となる	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければな	物品出納員等及び物品管理員となるべき
--------------------------	----------------	----------	-----------------------------	--------------------

第3類の事業所（企画調整局企画調整課男女共同参画センター及び文化スポーツ局博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館を除く。）	[略]	[略]		
企画調整局 企画課男女共同参画センター	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員と	物品管理者となる	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければな	物品出納員等及び物品管理員となるべき
--------------------------	----------------	----------	-----------------------------	--------------------

	者		らない者 場所	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所保健 福祉部及び 北神区役所 保健福祉課	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
消防局市民 防災総合セ ンター	係長 又は 担当 係長	総務 担当 の担 当課 長		
消防局消防 署（水上消 防署を除 く。）	係長 又は 担当 係長	[略]		
消防局水上 消防署	係長 又は 担当 係長	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

	者		らない者 場所	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所保健 福祉部並び に北神区役 所保健福祉 課及びこど も家庭支援 課	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
消防局市民 防災総合セ ンター	係長	セン ター 長		
消防局消防 署（水上消 防署を除 く。）	係長 及び 担当 係長	[略]		
消防局水上 消防署	係長	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正)

第7条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和39年10月

規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(賠償責任を負う職員の指定)</p> <p>第124条 地方公営企業法第34条の規定により準用される地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することができる職員(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第215条第2項の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあっては、当該代行を行つている職員)</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(賠償責任を負う職員の指定)</p> <p>第124条 地方公営企業法第34条の規定により準用される地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することができる職員(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第228条第2項の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあっては、当該代行を行つている職員)</p> <p>(2) [略]</p>

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 第37条第2項の審査を行う経理担当課長(神戸市事務分掌規則第215条第2項の規定その他これに類する規定により第37条第2項の審査に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つて
いる職員)

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア、イ [略]

ウ 支出又は支払を行うことについて専決することができる職員(神戸市事務分掌規則第215条第2項その他これに類する規定により支出又は支払の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つて
いる職員)

(5) 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査 次に掲げる職員
ア 神戸市事務分掌規則第215条の規定その他これに類する規定により、神戸市契約規則第52条の2、第58条の2又は第65条の2の規定により委任を受けた
主管課長の事務を代行している
職員

イ～エ [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 第37条第2項の審査を行う経理担当課長(神戸市事務分掌規則第228条第2項の規定その他これに類する規定により第37条第2項の審査に係る事務を代行している
場合にあつては、当該代行を行つて
いる職員)

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア、イ [略]

ウ 支出又は支払を行うことについて専決することができる職員(神戸市事務分掌規則第228条第2項その他これに類する規定により支出又は支払の専決に係る事務を代行している
場合にあつては、当該代行を行つて
いる職員)

(5) 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査 次に掲げる職員
ア 神戸市事務分掌規則第228条の規定その他これに類する規定により、神戸市契約規則第52条の2、第58条の2又は第65条の2の規定により委任を受けた
主管課長の事務を代行している
職員

イ～エ [略]

別表第1（第3条関係）

設置箇所	金銭出納員	金銭分任出納員
[略]	[略]	[略]
都市局新都市工務課	[略]	
[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表第2（第3条、第66条関係）

設置箇所	物品管理者	物品出納員及び物品管理員	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局新都市工務課	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表第6（第20条、第35条、第46条関係）

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第1（第3条関係）

設置箇所	金銭出納員	金銭分任出納員
[略]	[略]	[略]
都市局新都市工務課	[略]	
都市局臨海整備事務所	担当係長	
[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表第2（第3条、第66条関係）

設置箇所	物品管理者	物品出納員及び物品管理員	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局新都市工務課	[略]	[略]	[略]
都市局臨海整備事務所	所長	担当係長	所長
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表第6（第20条、第35条、第46条関係）

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
[略]	[略]	[略]	[略]

都市局新都市 工務課	[略]	[略]	[略]	都市局新都市 工務課	[略]	[略]	[略]
				都市局臨海整 備事務所	所長	所長	所長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(公有財産規則の一部改正)

第8条 神戸市公有財産規則(昭和44年10月規則第43の2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 部局 神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)第1条に規定する局及び室、神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第130条に規定する会計室、区役所、消防局、市会事務局、教育委</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 部局 神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)第1条に規定する局及び室、神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第137条に規定する会計室、区役所、消防局、市会事務局、教育委</p>

<p>員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに農業委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 課等 部局の課並びにこれに準ずる室及びセンター、神戸市事務分掌規則第149条に規定する第2類の事業所及びこれに準ずるもの並びに室及び同条に規定する第1類の事業所並びにこれらに準ずるもののうち課を置かないもの</p>	<p>員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに農業委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 課等 部局の課並びにこれに準ずる室及びセンター、神戸市事務分掌規則第158条に規定する第2類の事業所及びこれに準ずるもの並びに室及び同条に規定する第1類の事業所並びにこれらに準ずるもののうち課を置かないもの</p>
--	--

(開発登録簿閲覧規則の一部改正)

第9条 神戸市開発登録簿閲覧規則(昭和45年12月規則第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(閲覧所の設置)</p> <p>第2条 閲覧所は、<u>都市局都市計画課</u>内に置く。</p>	<p>(閲覧所の設置)</p> <p>第2条 閲覧所は、<u>都市局指導課</u>内に置く。</p>

(職員の勤務時間に関する規則の一部改正)

第10条 神戸市職員の勤務時間に関する規則(平成6年12月規則第72号)の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
対象職員	勤務 時間 の区 分	勤務時間	休憩時間	対象職員	勤務 時間 の区 分	勤務時間	休憩時間
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
2 神戸 市中央 区港島 中町8 丁目に 所在す る公署 に勤務 する建 設局職 員		[略]	[略]	2 神戸 市中央 区港島 中町8 丁目に 所在す る公署 に勤務 する建 設局職 員		[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第2 (第2条関係)

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
[略]		[略]	[略]
2 神戸市中央区港島中町8丁目に所在する公署に勤務する建設局職		[略]	[略]

3 神戸市中央区神戸空港に所在する公署に勤務する都市局職員	(1)	月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後5時まで	午前11時30分から午後0時30分まで
	(2)	月曜日から金曜日までの午前9時15分から午後6時まで	午後0時30分から午後1時30分まで
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第2 (第2条関係)

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
[略]		[略]	[略]
2 神戸市中央区港島中町8丁目に所在する公署に勤務する建設局職		[略]	[略]

員			
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第3（第2条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
[略]	[略]	[略]	[略]
2 神戸 市中央 区港島 中町8	[略]	[略]	[略]

員			
3 神戸 市中央 区神戸 空港に 所在す る公署 に勤務 する都 市局職 員	(1)	月曜日から 金曜日まで の午前8時 15分から午 後5時まで	午前11時 30分から 午後0時 30分まで
	(2)	月曜日から 金曜日まで の午前9時 15分から午 後6時まで	午後0時 30分から 午後1時 30分まで
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第3（第2条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
[略]	[略]	[略]	[略]
2 神戸 市中央 区港島 中町8	[略]	[略]	[略]

丁目に
所在す
る公署
に勤務
する建
設局職
員

丁目に
所在す
る公署
に勤務
する建
設局職
員

3 神戸 市中央 区神戸 空港に 所在す る公署 に勤務 する都 市局職 員	(1)	月曜日から 金曜日まで の午前8時 15分から午 後3時15分 まで	午前11時 30分から 午後0時 30分まで
	(2)	月曜日から 金曜日まで の午前9時 30分から午 後4時30分 まで	午後0時 45分から 午後1時 45分まで
	(3)	月曜日から 金曜日まで の午前10時 から午後5 時まで	午後1時 15分から 午後2時 15分まで

[略] [略] [略] [略]

備考 [略]

別表第5 (第2条関係)

対象職員	標準時間の区分	標準時間	休憩時間
[略]	[略]	[略]	[略]
2 神戸市中央区港島中町8丁目に所在する公署に勤務する建設局職員	[略]	[略]	[略]

[略] [略] [略] [略]

備考 [略]

別表第5 (第2条関係)

対象職員	標準時間の区分	標準時間	休憩時間
[略]	[略]	[略]	[略]
2 神戸市中央区港島中町8丁目に所在する公署に勤務する建設局職員	[略]	[略]	[略]
3 神戸市中央区神戸空港に所在す	(1)	月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後5時まで	午前11時30分から午後0時30分まで

				る公署 に勤務 する都 市局職 員	(2)	月曜日から 金曜日まで の午前9時 15分から午 後6時まで	午後0時 30分から 午後1時 30分まで
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]				備考 [略]			

(リサイクル工房あづま管理規則の一部改正)

第11条 神戸市リサイクル工房あづま管理規則（平成13年11月規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(工場の管理)</p> <p>第4条 工場についての神戸市庁舎利用規則（平成元年8月規則第33号）第4条第2項の規定の適用については、同項中「当該事務所の長」とあるのは、「<u>環境局地域環境担当課長</u>」とする。</p>	<p>(工場の管理)</p> <p>第4条 工場についての神戸市庁舎利用規則（平成元年8月規則第33号）第4条第2項の規定の適用については、同項中「当該事務所の長」とあるのは、「<u>環境局環境政策課長</u>」とする。</p>

(市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例施行規則（平成14年8月規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（審査会の庶務）	（審査会の庶務）
第15条 審査会の庶務は、 <u>環境局環境保全課</u> において処理する。	第15条 審査会の庶務は、 <u>環境局環境保全指導課</u> において処理する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正）

第13条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（ケースワーク業務手当）	（ケースワーク業務手当）

第4条 条例第6条に規定する規則で定めるケースワーク業務は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の右欄に定める業務とする。

組織	業務
[略]	[略]
<u>区役所保健福祉部保健福祉課</u> （北神区役所保健福祉課及び区役所支所保健福祉課を含む。）	[略]
<u>区役所保健福祉部保健福祉課</u> （北神区役所保健福祉課及び区役所支所保健福祉課を含む。）	[略]
[略]	[略]

第4条 条例第6条に規定する規則で定めるケースワーク業務は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の右欄に定める業務とする。

組織	業務
[略]	[略]
<u>区役所保健福祉部健康福祉課</u> （北神区役所保健福祉課及び区役所支所保健福祉課を含む。）	[略]
<u>区役所保健福祉部こども家庭支援課</u> （北神区役所こども家庭支援課及び区役所支所保健福祉課を含む。）	[略]
[略]	[略]

（副市長事務分担規則の一部改正）

第14条 副市長事務分担規則（平成25年11月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(合議)	(合議)

第3条 市長の決裁を得ようとするときは、必要に応じ、他の副市長の決裁を経るものとする。ただし、次に掲げる事項については、全副市長の決裁を経なければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

2 [略]

第3条 市長の決裁を得ようとするときは、必要に応じ、他の副市長の決裁を経るものとする。ただし、次に掲げる事項については、全副市長の決裁を経なければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 課長以上の人事に関すること。

(8) [略]

2 [略]

(消防長及び消防署長の資格を定める条例施行規則の一部改正)

第15条 神戸市消防長及び消防署長の資格を定める条例施行規則（平成26年3月規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行政事務に従事した者に係る規則で定める職)</p> <p>第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第205条第2項に</u></p>	<p>(行政事務に従事した者に係る規則で定める職)</p> <p>第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第217条第2項に</u></p>

規定する局長、本部長及び室長（局に相当する室に置かれるもの及び会計室長に限る。）の職
 (2)～(6) [略]

規定する局長、本部長及び室長（局に相当する室に置かれるもの及び会計室長に限る。）の職
 (2)～(6) [略]

（市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

第16条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（健康増進法に規定する事務の委任）</p> <p>第2条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条の規定に基づき、次に掲げる健康増進法（平成14年法律第103号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>（健康増進法に規定する事務の委任）</p> <p>第2条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条の規定に基づき、次に掲げる健康増進法（平成14年法律第103号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 法第26条第2項の規定による特別用途表示の許可に係る申請書の經由事務に関すること。</u></p>

(6) 法第61条第1項（法第66条第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査及び収去に関すること。

(7) 法第66条第1項又は第2項の規定による勧告又は命令及び同条第4項の規定による通知に関すること。

（毒物及び劇物取締法に規定する事務の委任）

第34条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この条において「令」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第4条第3項の規定による販売業の登録の更新に関すること。

(3)～(7) [略]

(8) 法第18条第1項（同法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入り、検査、質問及び収去に関すること。

(9)～(29) [略]

(7) 法第27条第1項（法第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査及び収去に関すること。

(8) 法第32条第1項又は第2項の規定による勧告又は命令及び同条第4項の規定による通知に関すること。

（毒物及び劇物取締法に規定する事務の委任）

第34条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この条において「令」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第4条第4項の規定による販売業の登録の更新に関すること。

(3)～(7) [略]

(8) 法第17条第2項（同法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入り、検査、質問及び収去に関すること。

(9)～(29) [略]

(介護保険に関する事務の委任)

第51条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる介護保険に関する事務は、区長に委任する。

(1)、(2) [略]

(3) 保険料その他徴収金の賦課徴収に関すること(特別徴収義務者に係る賦課徴収に関すること(特別徴収対象被保険者に係る保険料の調定及び滞納整理に関するものを除く。))並びに介護保険法第22条第3項の規定による返還金及び加算金の徴収に関するものを除く。)

(4) [略]

(後期高齢者医療に関する事務の委任)

第53条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる後期高齢者医療に関する事務は、区長に委任する。

(1)、(2) [略]

(3) 保険料その他徴収金の徴収に関すること(特別徴収義務者に係る徴収及び滞納整理に関するものを除く。)

(障害者の日常生活及び社会生活の総合的に支援するための法律に規定する事務の委任)

(介護保険に関する事務の委任)

第51条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる介護保険に関する事務は、区長に委任する。

(1)、(2) [略]

(3) 保険料その他諸収入金の賦課徴収に関すること(特別徴収義務者に係る賦課徴収に関すること(特別徴収対象被保険者に係る保険料の調定に関するものを除く。))並びに介護保険法第22条第3項の規定による返還金及び加算金の徴収に関するものを除く。)

(4) [略]

(後期高齢者医療に関する事務の委任)

第53条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる後期高齢者医療に関する事務は、区長に委任する。

(1)、(2) [略]

(3) 保険料その他諸収入金の徴収に関すること(特別徴収義務者に係る徴収に関するものを除く。)

(障害者の日常生活及び社会生活の総合的に支援するための法律に規定する事務の委任)

第62条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、福祉事務所に委託する。

(1)～(7) [略]

第62条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、福祉事務所に委託する。

(1) 神戸市障害支援区分判定審査会の合議体に関すること(法第15条)。

(2)～(8) [略]

（職員退職手当金条例の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第17条 神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例施行規則（令和2年3月規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（特例条例第2条第1号に規定する規則で定める者）</p> <p>第2条 特例条例第2条第1号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 神戸市事務分掌規則（平成31年</p>	<p>（特例条例第2条第1号に規定する規則で定める者）</p> <p>第2条 特例条例第2条第1号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 神戸市事務分掌規則（平成31年</p>

3月規則第66号) 第132条に規定する東灘区役所、灘区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所又は須磨区役所総務部まちづくり課に勤務する者であって、神戸市職員職名規則(昭和24年9月規則第222号)第4条第2項の規定に基づく職種名が、電話交換手であるもの

(2) [略]

3月規則第66号) 第138条に規定する東灘区役所、灘区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所又は須磨区役所総務部総務課に勤務する者であって、神戸市職員職名規則(昭和24年9月規則第222号)第4条第2項の規定に基づく職種名が、電話交換手であるもの

(2) [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令 甲

訓令甲第13号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市職員出勤簿等取扱等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員出勤簿等取扱等規程の一部を改正する訓令

神戸市職員出勤簿等取扱等規程（平成18年3月訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（出勤簿等の認証）</p> <p>第4条 職員は、<u>出勤及び退勤する</u>ときは、行財政局長が必要がないと認める場合を除くほか、自ら出勤簿に<u>その記録をし</u>、又は職員証読取機に職員証を認識させなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（出勤簿等の認証）</p> <p>第4条 職員は、<u>出勤した</u>ときは、行財政局長が必要がないと認める場合を除くほか、自ら出勤簿に<u>押印し</u>、又は職員証読取機に職員証を認識させなければならない。</p> <p style="margin-top: 10px;"><u>2 職員は、退勤する</u>ときは、行財政局長が必要がないと認める場合を除く</p>

2 次項に定める場合を除くほか、前項の規定による認識ができないと行財政局長が認めるときは、出勤簿等の認証は行財政局長が定める方法によるものとする。

3 特別の事情により第1項の規定による記録又は認識ができない場合は、出勤簿等管理者において、行財政局長の承認を得て、出勤簿等の認証につき別の定めをすることができる。

(出勤簿及び職員証読取機の取扱い)

第5条 出勤簿は、一定の場所に備え置き、出退勤時に前条第1項に係る記録をできるようにし、出勤簿等管理者において適切に管理するものとする。

2 職員証読取機は、一定の場所に備え置き、出退勤時に前条第1項に係る職員証の認識をできるようにする。

(休暇等の承認及び届出)

第6条 次の各号に掲げる者は、当該各号ごとに電子情報処理組織(所属長等の使用に係る電子計算機と承認

ほか、自ら職員証読取機に職員証を認識させなければならない。

3 次項に定める場合を除くほか、前2項の規定による認識ができないと行財政局長が認めるときは、出勤簿等の認証は行財政局長が定める方法によるものとする。

4 特別の事情により第1項及び第2項の規定による押印又は認識ができない場合は、出勤簿等管理者において、行財政局長の承認を得て、出勤簿等の認証につき別の定めをすることができる。

(出勤簿及び職員証読取機の取扱い)

第5条 出勤簿は、出勤時限前一定の場所に備え置き、出勤時限の経過後直ちにこれを引き上げる。

2 職員証読取機は、一定の場所に備え置き、出勤時限前に前条第1項に係る職員証の認識をできるようにし、出勤時限の経過後直ちに当該認識をできないようにする。

(休暇等の承認及び届出)

第6条 次の各号に掲げる者は、当該各号ごとに電子情報処理組織(所属長等の使用に係る電子計算機と承認

を受ける者又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)により事前に所属長等の承認を受け、又は所属長等への届出をしなければならない。ただし、電子情報処理組織を利用することができないと行財政局長が認めるときは、行財政局長が定める様式により、これらの行為を行うことができる。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(必要な手続等を怠った場合の取扱い)

第8条 [略]

2 正当な理由なく出勤簿への記録若しくは出勤時における職員証読取機への職員証の認識若しくは承認等の手続を怠り、又は前条第1項若しくは第2項の書類を提出しないときは、承認のない欠勤とみなす。

(簿冊の管理)

第9条 第6条第1項ただし書の様式の簿冊は、出勤簿等管理者が管理する。

を受ける者又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)により事前に所属長等の承認を受け、又は所属長等への届出をしなければならない。ただし、電子情報処理組織を利用することができないと行財政局長が認めるときは、行財政局長が定める様式による書面により、これらの行為を行うことができる。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(必要な手続等を怠った場合の取扱い)

第8条 [略]

2 正当な理由なく出勤簿の押印若しくは出勤時における職員証読取機への職員証の認識若しくは承認等の手続を怠り、又は第7条第1項若しくは第2項の書類を提出しないときは、承認のない欠勤とみなす。

(簿冊の管理)

第9条 第6条第1項ただし書の書面の簿冊は、出勤簿等管理者が管理する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓令甲第14号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成4年11月訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

指定する。

(6)	午後6時まで 午前9時25分 から午後5時35分 まで
(7)	午前9時55分 から午後6時5分 まで
(8)	午前10時25分 から午後6時35分 まで
(9)	午前10時55分 から午後7時5分 まで
[略]	午前8時から午 後3時25分まで
[略]	午前8時30分 から午後3時55分 まで
[略]	午前9時から午 後4時25分まで
[略]	午前9時30分 から午後4時55分 まで
[略]	午前10時35分 から午後6時まで
[略]	午前10時10分 から午後5時35分 まで

(5)	午後5時10分まで 午前9時30分 から午後5時40分 まで
(6)	午前9時55分 から午後6時5分 まで
(7)	午前10時25分 から午後6時35分 まで
(8)	午前10時55分 から午後7時5分 まで
(9)	午前7時から午 後2時25分まで
[略]	午前7時30分 から午後2時55分 まで
[略]	午前8時から午 後3時25分まで
[略]	午前8時30分 から午後3時55分 まで
[略]	午前9時から午 後4時25分まで
[略]	午前9時30分 から午後4時55分 まで

平日 (7)	午前10時から午後4時30分まで
平日 (8)	午後0時5分から午後6時35分まで
平日 (9)	午後0時35分から午後7時5分まで
[略]	午前7時から午後0時45分まで
[略]	午前7時30分から午後1時15分まで
[略]	午前8時から午後1時45分まで
土曜日 (4)	午前8時30分から午後2時15分まで
土曜日 (5)	午前9時から午後2時45分まで
土曜日 (6)	午前9時30分から午後3時15分まで
土曜日 (7)	午前10時から午後3時45分まで
土曜日 (8)	午後0時50分から午後6時35分まで

[略]	午前8時から午後1時45分まで
[略]	午前8時30分から午後2時15分まで
[略]	午前9時から午後2時45分まで
土曜日 (4)	午前9時30分から午後3時15分まで

[略]	[略]	[略]	平日	午前7時30分から午後4時10分まで	1時間	4週間を通じ11日	交替勤務							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	土曜日	午前7時30分から午後0時まで	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

備考 [略]

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓令甲第15号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令

(市長の権限に属する事務の専決規程の一部改正)

第1条 神戸市長の権限に属する事務の専決規程(平成31年3月訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長、危機管理監、局長(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第2条第1項の表に規定する局に相当する室(以下単に「局に相当する室」という。))</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長、危機管理監、局長(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第2条第1項の表に規定する局に相当する室(以下単に「局に相当する室」という。))</p>

の長、企画調整局医療・新産業本部長、建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。以下同じ。）、担当局長、区長、北神担当区長、部長（経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。）、担当部長、室長（局に相当する室の長を除く。以下同じ。）、区役所支所長、西区役所玉津支所長、事業所長（神戸市事務分掌規則第149条第1項に規定する事業所の長をいう。以下同じ。）、課長（同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。）、担当課長、課内室長、課内所長、係長及び担当係長並びに消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

（危機管理監の専決事項）

第3条 危機管理監の専決事項は、次のとおりとする。

危機管理監専決事項

- (1) [略]
- (2) 神戸市事務分掌規則第209条第

の長、企画調整局医療・新産業本部長、建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。以下同じ。）、担当局長、区長、北神担当区長、部長（経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。）、担当部長、室長（局に相当する室の長を除く。以下同じ。）、区役所支所長、西区役所玉津支所長、事業所長（神戸市事務分掌規則第158条第1項に規定する事業所の長をいう。以下同じ。）、課長（同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。）、担当課長、課内室長、課内所長、係長及び担当係長並びに消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

（危機管理監の専決事項）

第3条 危機管理監の専決事項は、次のとおりとする。

危機管理監専決事項

- (1) [略]
- (2) 神戸市事務分掌規則（平成31年

1項の規定により市長が特に指定する事務に関すること。

(3)～(6) [略]

(局長及び担当局長の専決事項)

第4条 局長及び担当局長の専決事項は、次のとおり（企画調整局長にあっては、企画調整局医療・新産業本部長、建設局長にあっては、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局長にあっては、都市局都心再整備本部長の専決事項に係るものを除く。）とする。この場合において、担当局長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、局長及び担当局長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

局長及び担当局長共通専決事項

[略]

企画調整局長専決事項

(1) [略]

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁に

3月規則第66号）第222条第1項の規定により市長が特に指定する事務に関すること。

(3)～(6) [略]

(局長及び担当局長の専決事項)

第4条 局長及び担当局長の専決事項は、次のとおり（企画調整局長にあっては、企画調整局医療・新産業本部長の専決事項に係るものを除く。）とする。この場合において、担当局長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、局長及び担当局長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

局長及び担当局長共通専決事項

[略]

企画調整局長専決事項

(1) [略]

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁に

よる団体の認可(第7条企画調整局担当課長(神戸市事務分掌規則第11条に規定する事務を所掌する担当課長に限る。)専決事項の項第1号エ及びオに規定するものを除く。)及びこれに伴う告示(同号アに規定するものを除く。)並びに認可の取消しに関する事。

(3) [略]

企画調整局医療・新産業本部長専決事項～行財政局担当局長(資産活用担当)専決事項 [略]

文化スポーツ局長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 条例第52条の規定に基づく神戸市登録文化財の登録及び抹消に関する事。

(6) 条例第53条の規定に基づく神戸市地域文化財の認定及び解除に関する事。

(7) 条例第54条の規定に基づく神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定及び解除に関する事。

(8) 条例第55条及び第56条の規定に基づく文化環境保存区域の指定及び解除に関する事。

(9) 条例第62条及び第63条の規定に

よる団体の認可(第7条企画調整局担当課長(神戸市事務分掌規則第14条に規定する事務を所掌する担当課長に限る。)専決事項の項第1号エ及びオに規定するものを除く。)及びこれに伴う告示(同号アに規定するものを除く。)並びに認可の取消しに関する事。

(3) [略]

企画調整局医療・新産業本部長専決事項～行財政局担当局長(資産活用担当)専決事項 [略]

文化スポーツ局長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 条例第44条の規定に基づく神戸市登録文化財の登録及び抹消に関する事。

(6) 条例第45条の規定に基づく神戸市地域文化財の認定及び解除に関する事。

(7) 条例第46条の規定に基づく神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定及び解除に関する事。

(8) 条例第47条及び第48条の規定に基づく文化環境保存区域の指定及び解除に関する事。

(9) 条例第54条及び第55条の規定に

基づく神戸市選定保存技術の選定等及び解除に関すること。

福祉局長専決事項～こども家庭局長専決事項 [略]

環境局長専決事項

(1) [略]

(2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)及び神戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年10月条例第16号)の規定に基づく計画変更命令、改善命令、措置命令、移転命令、許可、届出の内容の審査、勧告等重要な事項に関すること。

(3) 神戸市環境影響評価等に関する

基づく神戸市選定保存技術の選定等及び解除に関すること。

福祉局長専決事項～こども家庭局長専決事項 [略]

環境局長専決事項

(1) [略]

(2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)及び神戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年10月条例第16号)の規定に基づく計画変更命令、改善命令、措置命令、移転命令、許可等重要な事項に関すること。

(3) 神戸市環境影響評価等に関する

条例（平成9年10月条例第29号）の規定に基づく事前配慮書、実施計画書又は評価書案に対する市長意見書の作成、勧告、指導、公表、関係地域の決定及び資料の提出の請求等重要な事項に関すること。

(4)～(7) [略]

経済観光局長専決事項～都市局長専決事項 [略]

都市局都心再整備本部長専決事項 [略]

建築住宅局長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（都市局長、環境局担当課長（地域環境担当）、経済観光局農政計画課長、経済観光局担当課長（農政企画担当）、建築住宅局建築指導部長及び建築指導部安全対策課長の専決事項に属するものを除く。）。

(5) [略]

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円

条例（平成9年10月条例第29号）の規定に基づく事前配慮書、実施計画書又は評価書案に対する市長意見書の作成、勧告、指導、公表等重要な事項に関すること。

(4)～(7) [略]

経済観光局長専決事項～都市局長専決事項 [略]

都市局担当局長専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所掌する担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

都市局都心再整備本部長専決事項 [略]

建築住宅局長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（都市局長、環境局担当課長（地域環境政策担当）、経済観光局農政計画課長、経済観光局担当課長（農政企画担当）及び建築指導部長の専決事項に属するものを除く。）。

(5) [略]

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円

滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第21条の規定に基づく命令及び同法第22条の規定に基づく認定の取消しに関すること。

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第13条の規定に基づく命令及び同法第14条第1項第1号の規定に基づく認定の取消しに関すること。

(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第57条の規定に基づく命令及び同法第58条の規定に基づく認定の取消しに関すること。

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項、第16条第2項、第19条第3項及び第33条の規定に基づく命令並びに同法第34条及び第37条の規定に基づく認定の取消しに関すること。

(10) [略]

建築住宅局担当局長（設備担当）
専決事項、港湾局長専決事項
[略]

滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第21条の規定に基づく命令及び第22条の規定に基づく認定の取消しに関すること。

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第13条の規定に基づく命令及び第14条第1項第1号の規定に基づく認定の取消しに関すること。

(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第57条の規定に基づく命令及び第58条の規定に基づく認定の取消しに関すること。

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項、第16条第2項、第19条第3項及び第33条の規定に基づく命令並びに第34条及び第37条の規定に基づく認定の取消しに関すること。

(10) [略]

建築住宅局担当局長（設備担当）
専決事項、港湾局長専決事項
[略]

港湾局担当局長専決事項

別表第1に定める特定担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

(副局長専決事項)

第5条 副局長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、副局長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、副局長共通専決事項の項に規定する事項を専決するものとする。

(1)～(4) [略]

行財政局副局長専決事項～港湾局副局長専決事項 [略]

(部長、担当部長及び室長の専決事項)

第6条 部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）、担当部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する担当部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）

(副局長専決事項)

第5条 副局長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

行財政局副局長専決事項～港湾局副局長専決事項 [略]

(部長、担当部長及び室長の専決事項)

第6条 部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）、担当部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する担当部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）

を専決するものとする。

部長、担当部長及び室長共通専決事項～行財政局税務部長専決事項 [略]

行財政局担当部長（市税徴収担当）専決事項

(1) [略]

(2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療（以下この条及び次条において「国民健康保険等」という。）に係る保険料その他徴収金の滞納処分の停止又は不納欠損処分（地方税法第15条の7第5項の規定によるものに限る。）に関すること。

福祉局監査指導部長専決事項

(1) 社会福祉法人等の定款の変更等のうち重要な事項に関すること。

(2) 社会福祉法人等の監査及び指導のうち重要な事項に関すること。

(3)～(9) [略]

こども家庭局担当部長（指導監督担当）専決事項

保育等の指導及び研修の費用の支出に関すること（こども家庭局担当課長（指導研修担当）の専決事項に属するものを除く。）。

を専決するものとする。

部長、担当部長及び室長共通専決事項～行財政局税務部長専決事項 [略]

行財政局担当部長（市税徴収担当）専決事項

(1) [略]

(2) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の滞納処分の停止又は不納欠損処分（地方税法第15条の7第5項の規定によるものに限る。）に関すること。

福祉局監査指導部長専決事項

(1) 社会福祉法人の定款の変更のうち重要な事項に関すること。

(2) 社会福祉法人の監査及び指導のうち重要な事項に関すること。

(3)～(9) [略]

環境局環境保全部長専決事項

(1) 土壌汚染対策法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく許可、重要な届出の内容の審査、勧告等に関すること。

(2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、浄化槽法、ダイオキシン類対策特別措置法及び神戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定に基づく重要な届出の内容の審査、勧告等に関すること。

(3) 神戸市環境影響評価等に関する条例の規定に基づく関係地域の決定及び資料の提出の請求に関すること。

建設局担当部長（防災担当）専決事項～建設局公園部長専決事項
[略]

建設局担当部長（防災担当）専決事項～建設局公園部長専決事項
[略]

都市局都心再整備本部都心再整備部長専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所掌する部長の決裁区分に属する事項に関すること。

都市局担当部長（新都市事業担

都市局担当部長（新都市事業担

当)専決事項、都市局担当部長(新都市整備担当)専決事項 [略]
 建築住宅局建築指導部長専決事項

- (1) [略]
- (2) 建築基準法及びこれに基づく条例の規定による承認、許可、認定、立入検査等同法の施行に関すること(建築住宅局建築指導部安全対策課長の専決事項に属するものを除く。)
- (3) [略]
- (4) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第102条の認定及び同法第105条の許可に関すること。
- (5) [略]
- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例の規定に基づく立入調査等及び応急的危険回避措置に関すること。

(7)～(9) [略]

港湾局担当部長(工務・防災担当)専決事項 [略]
 会計室長専決事項

(1)、(2) [略]

当)専決事項、都市局担当部長(新都市整備担当)専決事項 [略]
 建築住宅局建築指導部長専決事項

- (1) [略]
- (2) 建築基準法及びこれに基づく条例の規定による承認、許可、認定、立入検査等同法の施行に関すること。
- (3) [略]
- (4) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第102条の認定及び第105条の許可に関すること。
- (5) [略]
- (6) 神戸市空家空地対策の推進に関する条例の規定に基づく応急的危険回避措置に関すること。

(7)～(9) [略]

港湾局担当部長(工務・防災担当)専決事項 [略]
 会計室長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）第43条第30号の規定により請求書の添付の省略を特に認めることのうち重要でない事項に関すること。

(4) 神戸市会計規則第45条第32号の規定により資金前渡を特に認める事項に関すること。

（課長、担当課長、課内室長及び課内所長の専決事項）

第7条 課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、担当課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する担当課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、担当課長、課内室長及び課

(3) 神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）第43条第29号の規定により請求書の添付の省略を特に認めることのうち重要でない事項に関すること。

（課長、担当課長、課内室長及び課内所長の専決事項）

第7条 課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、担当課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する担当課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、担当課長、課内室長及び課

内所長共通専決事項、危機管理室
担当課長（総務担当）専決事項
〔略〕

企画調整局企画調整課長専決事
項 〔略〕

企画調整局担当課長（神戸市事務
分掌規則第11条に規定する事務
を所掌する担当課長に限る。）専
決事項 〔略〕

行財政局担当課長（総務・文書改
革担当）専決事項～行財政局厚生
課長専決事項 〔略〕

行財政局総務事務センター長専
決事項

(1)、(2) 〔略〕

(3) 共通物品の品目の指定に関する
こと。

行財政局財務課長専決事項～行
財政局契約監理課長専決事項
〔略〕

行財政局資産活用課長専決事項

(1) 〔略〕

(2)～(4) 〔略〕

行財政局税務部市民税課長専決
事項～行財政局税務部担当課長

内所長共通専決事項、危機管理室
担当課長（総務担当）専決事項
〔略〕

企画調整局企画課長専決事項
〔略〕

企画調整局担当課長（神戸市事務
分掌規則第14条に規定する事務
を所掌する担当課長に限る。）専
決事項 〔略〕

行財政局担当課長（総務・文書改
革担当）専決事項～行財政局厚生
課長専決事項 〔略〕

行財政局総務事務センター長専
決事項

(1)、(2) 〔略〕

行財政局財務課長専決事項～行
財政局契約監理課長専決事項
〔略〕

行財政局資産活用課長専決事項

(1) 〔略〕

(2) 市有財産に係る保険契約に関す
ること。

(3)～(5) 〔略〕

行財政局税務部市民税課長専決
事項～行財政局税務部担当課長

(滞納整理担当)専決事項 [略]
行財政局税務部担当課長(特別滞納整理担当)専決事項

- (1) [略]
- (2) 国民健康保険等に係る保険料その他徴収金の滞納処分(滞納処分の停止に関するものを除く。)に関する事
こと。
- (3) 国民健康保険等に係る保険料その他徴収金の徴収猶予に関する事
こと(滞納整理に関するものに限る。)
- (4) 国民健康保険等に係る徴収金の減免に関する事(滞納整理に関するものに限る。)

文化スポーツ局スポーツ企画課長専決事項～福祉局障害者支援課長専決事項 [略]

福祉局監査指導部担当課長(監査指導担当)専決事項

- (1) 社会福祉法人等の定款の変更等のうち軽易な事項に関する事
こと。
- (2) 社会福祉法人等の監査及び指導のうち軽易な事項に関する事
こと。
- (3)～(10) [略]

健康局環境衛生課長専決事項～こども家庭局担当課長(指導監督

(滞納整理担当)専決事項 [略]
行財政局税務部担当課長(特別滞納整理担当)専決事項

- (1) [略]
- (2) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の滞納処分(滞納処分の停止に関するものを除く。)に関する事
こと。
- (3) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の徴収猶予に関する事
こと(滞納整理に関するものに限る。)
- (4) 国民健康保険に係る徴収金の減免に関する事(滞納整理に関するものに限る。)

文化スポーツ局スポーツ企画課長専決事項～福祉局障害者支援課長専決事項 [略]

福祉局監査指導部担当課長(監査指導担当)専決事項

- (1) 社会福祉法人の定款の変更のうち軽易な事項に関する事
こと。
- (2) 社会福祉法人の監査及び指導のうち軽易な事項に関する事
こと。
- (3)～(10) [略]

健康局環境衛生課長専決事項～こども家庭局担当課長(指導監督

担当) 専決事項 [略]

こども家庭局担当課長(指導研修
担当) 専決事項

保育等の指導及び研修の費用の支出
に関すること(こども家庭局担当部
長(指導研修担当)の専決事項に属
するものを除く。)。

環境局担当課長(調整担当) 専決
事項

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及
び環境美化に関する条例の規定に基
づく適正処理困難物及び一般廃棄物
等に関することのうち重要でない事
項に関すること(環境局業務課長、
担当課長(地域環境担当)、担当課
長(事業管理担当)及び担当課長(民
間施設担当)の専決事項に属するも
のを除く。)。

担当) 専決事項 [略]

こども家庭局担当課長(指導研修
担当) 専決事項

保育等の指導及び研修の費用の支出
に関すること。

環境局担当課長(企画推進担当)
専決事項

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及
び環境美化に関する条例(平成5年
3月条例第57号)の規定に基づく適
正処理困難物及び家庭系一般廃棄物
等に関することのうち重要でない事
項に関すること(担当課長(地域環
境政策担当)、事業管理課長、業務
課長、事業系廃棄物対策課長及び担
当課長(施設担当)の専決事項に属
するものを除く。)。

環境局担当課長(地域環境政策担
当) 専決事項

(1) 神戸市住居等における廃棄物そ
他の物の堆積による地域の不良
な生活環境の改善に関する条例の
規定に基づく軽易な事項に関する
こと。

(2) 神戸市住居等における廃棄物そ
他の物の堆積による地域の不良

な生活環境の改善に関する条例に基づく経済的支援に関すること。

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること(廃棄物及び物の堆積に係るものに限る。)。

(4) 神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例の規定に基づく重要でない事項に関すること。

(5) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく自動販売機の届出等に関することのうち重要でない事項に関すること(担当課長(企画推進担当)、事業管理課長、業務課長、事業系廃棄物対策課長及び担当課長(施設担当)の専決事項に属するものを除く。)。

環境局事業管理課長専決事項

(1) 別表第2に定める環境局事業管理課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく家庭系一般廃棄物等に関することのうち重要でない事項に関すること(担当課長(企画推進

環境局業務課長専決事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理業に関する収集又は運搬及び処分の事業（環境局担当課長（調整担当）及び環境保全課長の専決事項に属するものを除く。）に係る重要でない届出等の内容の審査、報告、指導、監督等に関すること。
- (2) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく一般廃棄物及び保管場所等に関することのうち重要でない事項に関すること（環境局担当課長（調整担当）、担当課長（地域環境担当）、担当課長（事業管理担当）及び担当課長（民間施設担当）の専決事項に属するものを除く。）。
- (3) 事業活動に伴う多量の一般廃棄物の運搬場所及び運搬方法の指示に関すること。

環境局担当課長（地域環境担当）
専決事項

担当）、担当課長（地域環境政策担当）、業務課長、事業系廃棄物対策課長及び担当課長（施設担当）の専決事項に属するものを除く。）。

環境局業務課長専決事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理業（し尿に係る収集又は運搬の業に関するものに限る。）に係る重要でない届出等の内容の審査、報告、指導、監督等に関すること。
- (2) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく家庭系一般廃棄物及び保管場所等に関することのうち重要でない事項に関すること（担当課長（企画推進担当）、担当課長（地域環境政策担当）、事業管理課長、事業系廃棄物対策課長及び担当課長（施設担当）の専決事項に属するものを除く。）。

- (1) 神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例の規定に基づく軽易な事項に関すること。
- (2) 神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例に基づく経済的支援に関すること。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること(廃棄物及び物の堆積に係るものに限る。)
- (4) 神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例の規定に基づく重要でない事項に関すること。
- (5) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく自動販売機の届出等に関することのうち重要でない事項に関すること(環境局担当課長(調整担当)、業務課長、担当課長(事業管理担当)及び担当課長(民間施設担当)の専決事項に属するものを除く。)
- 環境局担当課長(事業管理担当)
専決事項

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく家庭系一般廃棄物等に関するこのうち重要でない事項に関すること（環境局担当課長（調整担当）、業務課長、担当課長（地域環境担当）及び担当課長（民間施設担当）の専決事項に属するものを除く。）。

環境局施設課長専決事項

別表第2に定める環境局施設課長の決裁区分に属する事項に関すること。

環境局事業系廃棄物対策課長専決事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理業に関する収集又は運搬及び処分の事業（業務課長及び環境保全部環境保全指導課長の専決事項に属するものを除く。）に係る重要でない届出の内容の審査、報告、指導、監督等に関すること。
- (2) 事業活動に伴う多量の一般廃棄物の運搬場所及び運搬方法の指示に関すること。
- (3) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく事業系一般廃棄物等に

関することのうち重要でない事項
に関すること（担当課長（企画推進
担当）、担当課長（地域環境政策担
当）、事業管理課長、業務課長及び
担当課長（施設担当）の専決事項に
属するものを除く。）。

環境局担当課長（施設担当）専決
事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する
法律の規定に基づく次に掲げるも
のに係る重要でない届出の内容の
審査、報告、指導、監督等に関する
こと。

ア 産業廃棄物処理業に関する収
集又は運搬の事業（産業廃棄物の
積替え又は保管の業務に係るも
のに限る。）及び処分の事業に係
るもの

イ 産業廃棄物処理施設

ウ 一般廃棄物処理施設

エ 廃棄物が地下にある土地の形
質の変更

オ 有害使用済機器の保管及び処
分

(2) 産業廃棄物の収集又は運搬の業
に係る許可の更新に関すること。

(3) 次に掲げる法律又は兵庫県条例
の規定に基づく重要でない届出の

内容の審査、報告、指導、監督等に関すること。

ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律

ウ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例。

(4) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく産業廃棄物に関すること（担当課長（企画推進担当）、担当課長（地域環境政策担当）、事業管理課長、業務課長及び事業系廃棄物対策課長の専決事項に属するものを除く。）。

(5) 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の規定に基づく重要でない届出の内容の審査、報告、指導等（環境保全部環境保全指導課長の専決事項に属するものを除く。）に関すること。

環境局環境保全課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市環境影響評価等に関する条例の規定に基づき提出された事

環境局環境保全部環境保全指導課長専決事項

(1)、(2) [略]

前配慮書、実施計画書及び評価書案の内容の審査に関すること。

(4) 神戸市環境影響評価等に関する条例の規定に基づく公述意見書の作成に関すること。

(5) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の規定に基づく設置に係る許可及び届出内容の審査並びに維持管理に係る届出内容の審査、報告、指導及び監督等に関すること。

環境局担当課長（民間施設担当）
専決事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく次に掲げるものに係る重要でない届出の内容の審査、報告、指導、監督等に関すること。

ア 産業廃棄物処理業に関する収集又は運搬の事業（産業廃棄物の積替え又は保管の業務に係るものに限る。）及び処分の事業に係るもの

イ 産業廃棄物処理施設

ウ 一般廃棄物処理施設

エ 廃棄物が地下にある土地の形態の変更

オ 有害使用済機器の保管及び処

分

(2) 産業廃棄物の収集又は運搬の業に係る許可の更新に関すること。

(3) 次に掲げる法律又は兵庫県条例の規定に基づく重要でない届出の内容の審査、報告、指導、監督等に関すること。

ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律

ウ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例

環境局自然環境課長専決事項
神戸市生物多様性の保全に関する条例の規定に基づく届出、助言、指導、命令及び保全団体の認定に関すること。

環境局環境保全部担当課長（自然環境担当）専決事項

(1) 神戸市環境影響評価等に関する条例の規定に基づき提出された事前配慮書、実施計画書又は評価書案の内容の審査に関すること。

(2) 神戸市環境影響評価等に関する条例の規定に基づく公述意見書の作成に関すること。

(3) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の規定に基づく設置に係る許可及び届出内容の審査並びに維持管理に係る届出内容の審査、報告、指導及

経済観光局担当課長（企画担当）
専決事項～都市局都市計画課長
専決事項 [略]

び監督等に関すること。

(4) 神戸市生物多様性の保全に関する条例の規定に基づく届出、助言、指導、命令及び保全団体の認定に関すること。

経済観光局担当課長（企画担当）
専決事項～都市局都市計画課長
専決事項 [略]

都市局指導課長専決事項

(1) 都市計画法第53条第1項の規定による許可に関すること及び同法第65条第1項の規定による許可に関すること（工務課長の専決事項に属するものを除く。）。

(2) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第7条第1項及び第26条第1項の規定による許可に関すること。

(3) 国土利用計画法第24条に規定する土地の利用目的の審査のうち軽易なものに関すること。

(4) 都市計画法の規定に基づく次に掲げる事項に関すること（市街化区域に限る。）。

ア 第29条の許可及び第34条の2の協議のうち重要でない事項

イ 第35条の2の許可

ウ 第36条の検査

エ 第37条第1号の規定により支障がないと認めること。

オ 第41条第1項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めること。

カ 第41条第2項ただし書の規定による許可

キ 第42条第1項ただし書の許可及び同条第2項の協議

ク 第45条の承認

ケ 第80条第1項の報告及び資料提出の要求、勧告並びに助言

(5) 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ及び第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ並びに第63条第3項第5号イ及び第7号イの認定に関すること(市街化区域に限る。)

(6) 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例(以下この号において「条例」という。)に関する次に掲げる事項に関すること(市街化区域に限る。地域整備推進課長専決事項に属するものを除く。)

ア 条例第13条の承認のうち重要でない事項に関すること。

イ 条例第14条の承認に関するこ

と。

ウ 条例第29条第2項の承認に関する
こと。

エ 条例第31条の規定による開発
承認及び変更承認の取消しに関
すること。

オ 条例第41条の規定による開発
許可及び開発承認の取消しに関
すること。

カ 条例第42条の規定による助言
及び指導に関する
こと。

キ 条例第43条の規定による勧告
及び公表のうち重要でない事項
に関する
こと。

ク 条例第44条の規定による立入
検査等に関する
こと。

都市局担当課長（調整区域担当）
専決事項 [略]

都市局担当課長（開発調整担当）
専決事項

(1) 都市計画法第53条第1項の規
定による許可に関する
こと及び同
法第65条第1項の規定による許可
に関する
こと（都市局工務課長の専
決事項に属するものを除く。）。

(2) 大都市地域における住宅及び
住宅地の供給の促進に関する特別
措置法（昭和50年法律第67号）第7

都市局担当課長（調整区域担当）
専決事項 [略]

条第1項及び第26条第1項の規定による許可に関すること。

(3) 国土利用計画法第24条に規定する土地の利用目的の審査のうち軽易なものに関すること。

(4) 都市計画法（以下この号において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事項に関すること（市街化区域に限る。）。

ア 法第29条の許可及び法第34条の2の協議のうち重要でない事項

イ 法第35条の2の許可

ウ 法第36条の検査

エ 法第37条第1号の規定により支障がないと認めること。

オ 法第41条第1項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めること。

カ 法第41条第2項ただし書の規定による許可

キ 法第42条第1項ただし書の許可及び同条第2項の協議

ク 法第45条の承認

ケ 法第80条第1項の報告及び資料提出の要求、勧告並びに助言

(5) 租税特別措置法第28条の4第

3項第5号イ及び第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ並びに第63条第3項第5号イ及び第7号イの認定に関すること（市街化区域に限る。）。

(6) 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事項に関すること（市街化区域に限る。都市局地域整備推進課長専決事項に属するものを除く。）。

ア 条例第13条の承認のうち重要でない事項に関すること。

イ 条例第14条の承認に関すること。

ウ 条例第29条第2項の承認に関すること。

エ 条例第31条の規定による開発承認及び変更承認の取消しに関すること。

オ 条例第41条の規定による開発許可及び開発承認の取消しに関すること。

カ 条例第42条の規定による助言及び指導に関すること。

キ 条例第43条の規定による勧告及び公表のうち重要でない事項に関すること。

ク 条例第44条の規定による立入
検査等に関すること。

都市局まち再生推進課長専決事
項 [略]

都市局都心再整備本部都心再整
備部都心三宮再整備課長専決事
項

別表第2に定める都市局都心再整備
本部都心再整備部都心三宮再整備課
長の決裁区分に属する事項に関する
こと。

都市局地域整備推進課長専決事
項

(1)～(5) [略]

(6) 都市再開発法第7条の4第1項
の許可に関すること及び同法第66
条第1項の許可に関すること。

都市局用地活用推進課長専決事
項

(1) 別表第2に定める用地取得事務
担当課の課長及び都市局用地活用
推進課長の決裁区分に属する事項
に関すること。

(2) [略]

都市局工務課長専決事項

(1) 別表第2に定める都市局工務課

都市局まち再生推進課長専決事
項 [略]

都市局都心再整備本部都心再整
備部都心三宮再整備課長専決事
項

別表第2に定める用地取得事務担当
課の課長の決裁区分に属する事項に
関すること。

都市局地域整備推進課長専決事
項

(1)～(5) [略]

(6) 都市再開発法第7条の4第1項
の許可に関すること及び第66条第
1項の許可に関すること(工務課長
の専決事項に属するものを除く。)。

都市局業務課長専決事項

(1) 別表第2に定める用地取得事務
担当課の課長及び業務課長の決裁
区分に属する事項に関すること。

(2) [略]

都市局工務課長専決事項

(1) 別表第2に定める用地取得事務

長の決裁区分に属する事項に関する
こと。

(2) [略]

(3) 都市計画法第65条第1項の規定
による許可に関すること(都市局担
当課長(開発調整担当)課長の専決
事項に属するものを除く。)

都市局新都市管理課長専決事項
～建築住宅局建築指導部建築安
全課長専決事項 [略]

建築住宅局建築指導部安全対策
課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 建築基準法の規定による違反建
築物に係る軽易な事項に関するこ
と。

(4) [略]

(5) 空家等対策の推進に関する特
別措置法及び神戸市空家空地対策
の推進に関する条例に係る軽易な
事項に関すること(環境局担当課長
(地域環境担当)の専決事項、経済
観光局農政計画課長及び担当課長
(農政企画担当)の専決事項に属す
るものを除く。)

担当課の課長及び工務課長の決裁
区分に属する事項に関すること。

(2) [略]

(3) 都市再開発法第66条第1項の規
定による許可に関すること(地域整
備推進課長の専決事項に属するも
のを除く。)及び都市計画法第65
条第1項の規定による許可に関す
ること(指導課長の専決事項に属す
るものを除く。)

都市局新都市管理課長専決事項
～建築住宅局建築指導部建築安
全課長専決事項 [略]

建築住宅局建築指導部安全対策
課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) [略]

(4) 空家等対策の推進に関する特
別措置法及び神戸市空家空地対策
の推進に関する条例に係る軽易な
事項に関すること(環境局担当課長
(地域環境政策担当)の専決事項、
経済観光局農政計画課長及び担当
課長(農政企画担当)の専決事項に
属するものを除く。)

建築住宅局技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長の専決事項～港湾局担当課長（調整担当）専決事項 [略]

港湾局空港調整課長専決事項

造成地の軽易定例な貸付け及びその解除に関すること。

港湾局担当課長（空港調整担当）

専決事項

別表第2に定める港湾局担当課長

（空港調整担当）の決裁区分に属する事項に関すること。

港湾局経営課長専決事項～港湾局担当課長（整備担当）専決事項 [略]

（区役所の部長、担当部長及び北須磨支所長の専決事項）

第11条 区役所の部長、担当部長及び北須磨区役所北須磨支所長（以下「北須磨支所長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長及び北須磨支所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定める

建築住宅局技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長の専決事項～港湾局担当課長（調整担当）専決事項 [略]

港湾局空港調整課長専決事項

造成地の軽易定例な貸付け及びその解除に関すること。

港湾局担当課長（空港調整担当）

専決事項

別表第2に定める港湾局担当課長

（空港調整担当）の決裁区分に属する事項に関すること。

港湾局経営課長専決事項～港湾局担当課長（整備担当）専決事項 [略]

（区役所の部長、担当部長及び北須磨支所長の専決事項）

第11条 区役所の部長、担当部長及び北須磨区役所北須磨支所長（以下「北須磨支所長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長及び北須磨支所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第226条第1項の規定に基づき事務分担に定める

ことにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の部長、担当部長及び北須磨支所長共通専決事項～北須磨支所長専決事項 [略]

(区役所等の課長及び担当課長の専決事項)

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の課長及び担当課長共通専決事項～区役所(北神区役所を除く。)総務部市民課長専決事項 [略]

区役所(北神区役所を除く。)総務部保険年金医療課長専決事項

(1)、(2) [略]

ことにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の部長、担当部長及び北須磨支所長共通専決事項～北須磨支所長専決事項 [略]

(区役所等の課長及び担当課長の専決事項)

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の課長及び担当課長共通専決事項～区役所(北神区役所を除く。)総務部市民課長専決事項 [略]

区役所(北神区役所を除く。)総務部保険年金医療課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 国民健康保険に係る保険料その

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部保健福祉課長専決事項
子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定の変更に関すること（保育認定子どもに関連するものに限る。）。

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部担当課長（保健担当）及び北神区役所担当課長（保健担当）専決事項

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項、第34条第2項又は第38条の4の規定により精神障害者の家族等に代わり市長が行うこととされている事務に関すること。

(2) 障害者総合支援法に規定する精神障害者に係る介護給付費等の支給決定の申請に係る障害支援区分の認定及び支給要否決定に関すること。

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部生活支援課長専決事項

他徴収金の滞納処分に係る資料の調査に関すること（保険年金医療課長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部健康福祉課長専決事項
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項、第34条第2項又は第38条の4の規定により精神障害者の家族等に代わり市長が行うこととされている事務に関すること。

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部こども家庭支援課長及び北神区役所こども家庭支援課長専決事項

子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定の変更に関すること（保育認定子どもに関連するものに限る。）。

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部生活支援課長専決事項

[略]

北神区役所保健福祉課長専決事項

(1) [略]

(2) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定の変更に
関すること(保育認定子どもに関連
するものに限る。)。

北神区役所市民課長及び須磨区
役所北須磨支所市民課長専決事
項 [略]

須磨区役所北須磨支所保健福祉
課長専決事項

子どものための教育・保育給付に係
る教育・保育給付認定の変更に關
すること(保育認定子どもに関連す
るものに限る。)。

須磨区役所北須磨支所担当課長
(保険年金担当)専決事項 [略]

須磨区役所北須磨支所担当課長

[略]

北神区役所保健福祉課長専決事
項

(1) [略]

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に
関する法律第33条第3項、第34条第
2項又は第38条の4の規定により
精神障害者の家族等に代わり市長
が行うこととされている事務に關
すること。

北神区役所市民課長及び須磨区
役所北須磨支所市民課長専決事
項 [略]

須磨区役所北須磨支所担当課長
(保険年金担当)専決事項 [略]

須磨区役所北須磨支所担当課長
(こども家庭支援担当)専決事項

子どものための教育・保育給付に係
る教育・保育給付認定の変更に關
すること(保育認定子どもに関連す
るものに限る。)

須磨区役所北須磨支所担当課長

(生活支援担当)専決事項 [略]

(第1類事業所長等の専決事項)

第15条 第1類の事業所（以下「第1類事業所」という。）の所長、事務局長、副所長、課長、担当課長、係長及び担当係長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、第1類事業所の副所長、課長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項

(神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

第1類事業所長共通専決事項～
保健所担当課長（予防衛生担当）
専決事項 [略]

こども家庭センター担当課長（発達相談・判定指導担当）専決事項療育手帳の交付に関すること（障害者更生相談所長の専決事項に属するものを除く。）。

第1類事業所の係長及び担当係長共通専決事項 [略]
(第2類事業所長等の専決事項)

(生活保護担当)専決事項 [略]

(第1類事業所長等の専決事項)

第15条 第1類の事業所（以下「第1類事業所」という。）の所長、事務局長、副所長、課長、担当課長、係長及び担当係長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、第1類事業所の副所長、課長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項

(神戸市事務分掌規則第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

第1類事業所長共通専決事項～
保健所担当課長（予防衛生担当）
専決事項 [略]

第1類事業所の係長及び担当係長共通専決事項 [略]
(第2類事業所長等の専決事項)

第16条 [略]

第2類事業所長共通専決事項～
和光園長専決事項 [略]

障害者更生相談所長専決事項

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付に関すること。

(2) 療育手帳の交付に関すること

(こども家庭センター担当課長(発達相談・判定指導担当)の専決事項に属するものを除く。)

精神保健福祉センター所長専決事項～森林整備事務所長専決事項 [略]

西神整備事務所長専決事項 [略]

神戸港管理事務所長専決事項、第2類事業所の係長及び担当係長共通専決事項 [略]

(第3類事業所長の専決事項)

第16条 [略]

第2類事業所長共通専決事項～
和光園長専決事項 [略]

障害者福祉センター所長専決事項

(1) 障害者福祉センターの使用の許可及びその取消し、使用の停止等に関すること。

(2) 特別児童扶養手当に係る審査及び認定に関すること。

障害者更生相談所長専決事項

身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付に関すること。

精神保健福祉センター所長専決事項～森林整備事務所長専決事項 [略]

臨海整備事務所長及び西神整備事務所長専決事項 [略]

神戸港管理事務所長専決事項、第2類事業所の係長及び担当係長共通専決事項 [略]

(第3類事業所長の専決事項)

第17条 [略]

第3類事業所長（神戸ゆかりの美術館長を除く。）共通専決事項、神戸ゆかりの美術館事務長専決事項 [略]

墓園管理センター長専決事項
墓園施設及び附属施設の使用許可（神戸市立墓園条例第4条及び第9条に関する使用許可をいう。）、使用に係る届出、使用料（同条例第6条及び第7条に関する使用料をいう。）及び返還並びに改葬許可（市立墓園に限る。）に関すること。

斎場管理センター長専決事項、妙賀山クリーンセンター、荻藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンター所長専決事項 [略]

（第1類の事業所の所長等の専決区分の特例）

第18条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、飲食に係る額が100万円を超えるときは、副市長の決裁を得なければならない（専決事項の代決）

第19条 危機管理監、局長、担当局長、区長、北神担当区長、部長、室長、担当部長、事業所長、事務局長、副

第17条 [略]

第3類事業所長（神戸ゆかりの美術館長を除く。）共通専決事項、神戸ゆかりの美術館事務長専決事項 [略]

墓園管理センター長専決事項
墓園施設及び附属施設の使用許可（神戸市立墓園条例（昭和41年3月条例第45号）第4条及び第9条に関する使用許可をいう。）、使用に係る届出、使用料（神戸市立墓園条例第6条及び第7条に関する使用料をいう。）及び返還並びに改葬許可（市立墓園に限る。）に関すること。

斎場管理センター長専決事項妙賀山クリーンセンター、荻藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンター所長専決事項 [略]

（第1類の事業所の所長等の専決区分の特例）

第18条 [略]

2 前2項の規定にかかわらず、飲食に係る額が100万円を超えるときは、副市長の決裁を得なければならない（専決事項の代決）

第19条 危機管理監、局長、担当局長、区長、北神担当区長、部長、室長、担当部長、事業所長、事務局長、副

所長（第1類事業所の副所長をいう。）、課長、担当課長、課内室長、課内所長、北須磨支所長、玉津支所長又は事務室長（以下「局長等」という。）に事故があるときは、神戸市事務分掌規則第215条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 [略]

所長（第1類事業所の副所長をいう。）、課長、担当課長、課内室長、課内所長、北須磨支所長、玉津支所長又は事務室長（以下「局長等」という。）に事故があるときは、神戸市事務分掌規則第228条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第2 (第2条、第4条、第6条—第7条関係)

財務関係事務

決裁区分副市長	行政局長 特定局長 及び 特定担当局長	局長及び担当局長 共通	行政副局長 特定副局長、特 定部長及び室 長	部長担当及び室長 共通	契約監理課長 特定課長	課長担当課内 課内室長及び 課内所長 共通	消防局長	教育委員事務局 教育次長 監査事務局 選挙管理委員 事務局 人事委員 事務局 市会 事務局	備考
決裁事項									
調達 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1、2 [略]
契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	①～④	⑤ 全 て (共通 物品の うち市	3 共通物品のうち市 長が指定す るものとは、総務 事務センター長 が別に定める。 4～6 [略]

改正前

別表第2 (第2条、第4条、第6条—第7条関係)

財務関係事務

決裁区分副市長	行政局長 特定局長 及び 特定担当局長	局長及び担当局長 共通	行政副局長 特定副局長、特 定部長及び室 長	部長担当及び室長 共通	契約監理課長 特定課長	課長担当課内 課内室長及び 課内所長 共通	消防局長	教育委員事務局 教育次長 監査事務局 選挙管理委員 事務局 人事委員 事務局 市会 事務局	備考
決裁事項									
調達 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1、2 [略]
契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	①～④	⑤ 全 て (共通 物品の うち市	3 共通物品のうち市 長が指定す るものとは、総務 事務センター長 が別に定める。 4～6 [略]

	行財政局担当局長 (資産活用担当) (8,000万円以上。 資産活用課長(経由) 又は資産活用課長 (8,000万円未満の もの)に合議するこ
並びに証明書発行等に係る手数料)	[略]
[略]	[略]

長、担当課長（施設担当）、建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長、住宅管理課長、技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全並びに港湾

整備推進課長、用地活用推進課長、工務課長、新都市工務課長、担当課長（施設担当）、建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長、住宅管理課長、技

局工
務課
 長、担
 当課
 長(建
 築担
 当)及
 び担
 当課
 長(設
 備担
 当)全
 て(建
 物の
 ガス
 設備
 に係
 るも
 の。た
 だし、
 ガス
 冷暖
 房工
 事を
 除く。
)

術管
理課
 長、建
 築課
 長、設
 備課
 長及
 び保
 全課
 長並
 びに
港湾
局担
当課
長(空
港調
整担
当)、
工務
課長、
 担当
 課長
 (建
 築担
 当)及
 び担
 当課
 長(設
 備担

理課
長 150万
円以
下 (建
物、設
備又
は構
築物
の保
繕又
は小
改修
に係
るも
の)

都市
局担
当局
長、建
築住
宅局
長及
び港
湾局
長 250万
円以
下(建
物、設
備又
は構
築物
の保
繕又
は小
改修
に係
るも
の)

務課
長、
建築
住宅
局住
宅整
備課
長、住
宅建
設課
長、技
術管
理課
長 150万
円以
下 (建
物、設
備又
は構
築物
の保
繕又
は小
改修
に係
るも
の)

建築
住宅
局長
及び
港湾
局長 250万
円以
下(建
物、設
備又
は構
築物
の保
繕又
は小
改修
に係
るも
の)

係る変更を含む。	の変更	を超えるもの	のものかつ100万円を超えるもの	契約電力が500キロワット以上のもの(契約電力が500キロワット以上のものを除く。以下この項において同じ。))		[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	共通物品の 払出請求	[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	共通物品のうち 市長が指定するものとは、総務事務センタ一長が定める	[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	共通物品のうち 市長が指定するものとは、総務事務センタ一長が定める	[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	共通物品のうち 市長が指定するものとは、総務事務センタ一長が定める	[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	[[略]]	共通物品のうち 市長が指定するものとは、総務事務センタ一長が定める
----------	-----	--------	------------------	---	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	--------------------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	--------------------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	--------------------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	--------------------------------------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第3（第10条—第13条関係）

人事関係事務

決裁区分	北神 区長	部長、担 部長及び 北須磨支 所長共通	課長及び 担当課長 共通	玉津支所 長	備考
決裁事項	[略]	[略]	[略]	[略]	
服務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
人事評価	課長以下				

改正前

別表第3（第10条—第13条関係）

人事関係事務

決裁区分	北神 区長	部長、担 部長及び 北須磨支 所長共通	課長及び 担当課長 共通	玉津支所 長	備考
決裁事項	[略]	[略]	[略]	[略]	
服務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第6 (第15条—第17条関係)

財務関係事務

決裁区分	第1類事業所 所長共通 特定所長	第2類事業所 副所長、 課長及 び担当 課長共 通 特定課 長及び 副所長	第3類事業所 長共通 特定所 長	備考
	決裁事項	決定	①、② 100万 円以下	
調達	[略]	① [略] ② 全 て (各種 施設に おける 給食若 しくは 備材料 その他 の食料、 一般使 用料等 (貸借 に係る	①、② [略]	2～4 [略]

改正後

別表第6 (第15条—第17条関係)

財務関係事務

決裁区分	第1類事業所 所長共通 特定所長	第2類事業所 副所長、 課長及 び担当 課長共 通 特定課 長及び 副所長	第3類事業所 長共通 特定所 長	備考
	決裁事項	決定	①、② 100万 円以下	
調達	[略]	① [略] ② 全 て (各種 施設に おける 給食若 しくは 備材料 その他 の食料、 一般使 用料等 (貸借 に係る	①、② [略] ③ 全 て (共通 物品の うち市 長が指 定する ものを 除く。)	①、② 100万 円以下 ② 全 て (共通 物品の うち市 長が指 定する ものを 除く。)

ものを除く。以下この項において同じ。)、
保険料
(市有財産に係るものを除く。以下この表において同じ。)、
 給与品又は証明書発行等に
 係る手数料)

ものを除く。以下この項において同じ。)、
保険料、
給与品
 又は証明書
発行等に
係る手
数料)

③ 全
て
(共通
物品の
うち市
長が指

[略]	<p>設計又は仕様の変更</p> <p>① (課長) 20%以下 (課長) 20%以下又はは100万円以下 20%を超えるもの かつ100万円を超えるもの</p> <p>② 全て (電気使用料 (契約電力が500キロワット以上のものを除く。以下この項において同じ。))</p> <p>① (課長) 20%以下又はは100万円以下 20%を超えるもの かつ100万円以下 20%を超えるもの</p> <p>② 全て (電気使用料 (契約電力が500キロワット以上のものを除く。以下この項において同じ。))</p>	[略]	[略]	[略]	<p>1 設計又は仕様の一部変更の項中、()内は変更前の決裁区分を、数字はその契約金額に対する変更の割合又は変更に伴う差額を示す。</p> <p>2 本項は、経理契約における決定及び契約事務手続規程第2条に規定する専決契約の場合に適用する。</p>	[略]	[略]	[略]							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]													

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	変更については、変更後の総額に基づき決裁区分によるものとする。ただし、減額により、変更後の決裁区分が変更前の決裁区分よりも下位の区分となる場合は、上記にかかわらず変更前の決裁区分によることとする。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1～3 [略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの（以下「負担金等」という。）の金額を一の決裁により決定した場合において、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個々の負担金等の額に基づきものとする。この場合において、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1～3 [略]

4. 決裁事項の欄に掲げる事項について設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。

(職員の提案に関する規程の一部改正)

第2条 職員の提案に関する規程(昭和30年11月訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(提案審査会)	(提案審査会)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 会長は行財政局職員研修所長を、 審査員は <u>企画調整局政策課長</u> 、企画調整局デジタル戦略部担当課長(情報政策担当)、行財政局業務改革課長、行財政局人事課長、行財政局財務課長、建設局技術管理課長及び提案事項に係りのある所属の長をもって充てる。	2 会長は行財政局職員研修所長を、 審査員は <u>企画調整局企画課長</u> 、企画調整局デジタル戦略部担当課長(情報政策担当)、行財政局業務改革課長、行財政局人事課長、行財政局財務課長、建設局技術管理課長及び提案事項に係りのある所属の長をもって充てる。
3～5 [略]	3～5 [略]

(公文書管理規程の一部改正)

第3条 公文書管理規程(昭和35年4月訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 局等 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室（以下「局」という。）、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第130条</u>に規定する会計室をいう。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>（総務・文書改革担当課長の職務）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 総務・文書改革担当課長は、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、必要な調査を行い、その結果に基づいて、公文書担当課の課長又は<u>担当課長</u>及び所管課長に対し必要な措置を求めることができる。</p> <p>（公文書担当課の<u>課長等</u>の職務）</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 局等 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室（以下「局」という。）、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第137条</u>に規定する会計室をいう。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>（総務・文書改革担当課長の職務）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 総務・文書改革担当課長は、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、必要な調査を行い、その結果に基づいて、公文書担当課の課長及び所管課長に対し必要な措置を求めることができる。</p> <p>（公文書担当課の<u>課長</u>の職務）</p>

第4条の2 公文書担当課の課長又は担当課長は、当該局等における公文書事務を統括し、当該局等に到達する文書の收受及び配布の事務を処理するとともに、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、所管課長及び公文書主任に対し必要な指示をすることができる。

2 [略]

(公文書主任)

第6条 所管課に公文書主任を置き、当該所管課の庶務を担当する係長（これに準ずる者を含む。以下同じ。）をもつて充てる。ただし、係長が置かれていない所管課及び神戸市事務分掌規則第149条第1項に規定する事業所（以下単に「事業所」という。）のうち第3類のものにあつては、所管課長が兼任する。

2～4 [略]

(記号及び番号)

第9条 文書に付する記号及び番号は、次に掲げるところによる。ただし、特に定めのあるものについては、この限りでない。

(1) 記号は、次の例示によること。

ただし、これにより難いときは、公文書担当課の課長又は担当課長に

第4条の2 公文書担当課の課長は、当該局等における公文書事務を統括し、当該局等に到達する文書の收受及び配布の事務を処理するとともに、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、所管課長及び公文書主任に対し必要な指示をすることができる。

2 [略]

(公文書主任)

第6条 所管課に公文書主任を置き、当該所管課の庶務を担当する係長（これに準ずる者を含む。以下同じ。）をもつて充てる。ただし、係長が置かれていない所管課及び神戸市事務分掌規則第158条第1項に規定する事業所（以下単に「事業所」という。）のうち第3類のものにあつては、所管課長が兼任する。

2～4 [略]

(記号及び番号)

第9条 文書に付する記号及び番号は、次に掲げるところによる。ただし、特に定めのあるものについては、この限りでない。

(1) 記号は、次の例示によること。

ただし、これにより難いときは、公文書担当課の課長に合議の上、別に

合議の上、別に定めることができる。

ア、イ [略]

(2) [略]

(到達した文書の取扱い)

第11条 総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長若しくは担当課長は、到達した文書を次に掲げるところにより処理し、所管課の公文書主任に配布する。ただし、総務・文書改革担当課長が配布するときは、原則として局の公文書担当課の課長又は担当課長を経由するものとする。

(1)～(4) [略]

(公文書分類表)

第32条 [略]

2 公文書分類表を修正しようとするときは、所管課長は、当該所管課の属する局等の公文書担当課の課長又は担当課長に合議した上で総務・文書改革担当課長に依頼しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

定めることができる。

ア、イ [略]

(2) [略]

(到達した文書の取扱い)

第11条 総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長若しくは担当課長は、到達した文書を次に掲げるところにより処理し、所管課の公文書主任に配布する。ただし、総務・文書改革担当課長が配布するときは、原則として局の公文書担当課の課長を経由するものとする。

(1)～(4) [略]

(公文書分類表)

第32条 [略]

2 公文書分類表を修正しようとするときは、所管課長は、当該所管課の属する局等の公文書担当課の課長に合議した上で総務・文書改革担当課長に依頼しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

所管課	所管課長	所管課	所管課長
神戸市事務分掌規則第2条の表に規定する課、課に相当するセンター及び室並びに部又は部に相当する室であつて課を置かないもの（以下「課を置かない部等」という。）	課長、センター長又は室長（課を置かない部等にあつては、担当課長）	神戸市事務分掌規則第2条の表に規定する課、課に相当するラボ、センター及び室並びに部又は部に相当する室であつて課を置かないもの（以下「課を置かない部等」という。）	課長、 <u>所長</u> 、センター長又は室長（課を置かない部等にあつては、担当課長）
[略]	[略]	[略]	[略]
須磨区役所北須磨支所の課	課長	区役所支所の課	課長
西区役所玉津支所	所長		
区役所出張所	所長		
[略]	[略]	[略]	[略]

（電子署名規程の一部改正）

第4条 電子署名規程（平成18年3月訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみが存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第4条、第5条関係）	別表（第4条、第5条関係）

電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者	電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
[略]	[略]	[略]	[略]
部（区役所の部を含む。）若しくは部に相当する室若しくは本部又は課（区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の課を含む。）若しくは課に相当する室若しくはセンターの長	[略]	部（区役所の部を含む。）若しくは部に相当する室若しくは本部又は課（区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の課を含む。）若しくは課に相当する室、センター若しくはラボの長	[略]

（職員出勤簿等取扱規程の一部改正）

第5条 神戸市職員出勤簿等取扱規程（平成18年3月訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この訓令において、次の各号	第2条 この訓令において、次の各号

に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第130条に規定する会計室の職員をいう。ただし、常時勤務を要しない者（任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任用された職員をいう。）、育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）、再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項の規定により任用された職員をいう。）及び会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）を除く。）を除く。

(2)～(4) [略]

に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第137条に規定する会計室の職員をいう。ただし、常時勤務を要しない者（任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任用された職員をいう。）、育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）、再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項の規定により任用された職員をいう。）及び会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）を除く。）を除く。

(2)～(4) [略]

(職員の被服貸与規程の一部改正)

第6条 神戸市職員の被服貸与規程(平成31年3月訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、「職員」とは、神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下この条において「給与条例」という。)又は労務職員の給与等に関する規則(昭和31年7月規則第40号)の適用を受ける職員であって、次の各号に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>(1) 給与条例第10条の6第1項に規定する人事委員会規則で指定する職にある者(行財政局厚生課長(以下「<u>厚生課長</u>」という。))が認める者を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>厚生</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、「職員」とは、神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下この条において「給与条例」という。)又は労務職員の給与等に関する規則(昭和31年7月規則第40号)の適用を受ける職員であって、次の各号に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>(1) 給与条例第10条の6第1項に規定する人事委員会規則で指定する職にある者(行財政局<u>給与課長</u>(以下「<u>給与課長</u>」という。))が認める者を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>給与</u></p>

課長が指定する職員

(被服の貸与)

第4条 被服は、次の各号に掲げる職務を遂行する職員に貸与する。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、職務の遂行にあたり、厚生課長が特に必要があると認める職員

2 貸与する被服の種類及びその貸与期間は、職務の内容及び被服の汚損度に基づいて厚生課長が別に定める。

3 被服の貸与期間の満了前に、職員が退職し、死亡し、又は転任その他の事由により当該被服と同一種類の被服を貸与する職務に勤務しなくなったときは、当該職員は、貸与を受けた被服を返納しなければならない。ただし、厚生課長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4、5 [略]

(亡失又はき損の届出)

第7条 職員が、被服の貸与期間中において、その全部又は一部を亡失又はき損したときは、速やかにその旨を厚生課長に届け出なければならない。

課長が指定する職員

(被服の貸与)

第4条 被服は、次の各号に掲げる職務を遂行する職員に貸与する。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、職務の遂行にあたり、給与課長が特に必要があると認める職員

2 貸与する被服の種類及びその貸与期間は、職務の内容及び被服の汚損度に基づいて給与課長が別に定める。

3 被服の貸与期間の満了前に、職員が退職し、死亡し、又は転任その他の事由により当該被服と同一種類の被服を貸与する職務に勤務しなくなったときは、当該職員は、貸与を受けた被服を返納しなければならない。ただし、給与課長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4、5 [略]

(亡失又はき損の届出)

第7条 職員が、被服の貸与期間中において、その全部又は一部を亡失又はき損したときは、速やかにその旨を給与課長に届け出なければならない。

2 [略]

(所属長による被服の調達)

第9条 所属長は、第4条第2項に規定する厚生課長が定めた被服以外の被服を調達しようとするときは、厚生課長に報告しなければならない。

(貸与実態の調査)

第10条 厚生課長は、必要に応じ、貸与された被服の使用状況及び被服に関する帳簿その他必要な書類を調査し、又は所属長に対して、当該書類の提出を求めることができる。

(施行細目の委任)

第11条 この訓令の施行に関し必要な事項は、厚生課長が定めるものとする。

2 [略]

(所属長による被服の調達)

第9条 所属長は、第4条第2項に規定する給与課長が定めた被服以外の被服を調達しようとするときは、給与課長に報告しなければならない。

(貸与実態の調査)

第10条 給与課長は、必要に応じ、貸与された被服の使用状況及び被服に関する帳簿その他必要な書類を調査し、又は所属長に対して、当該書類の提出を求めることができる。

(施行細目の委任)

第11条 この訓令の施行に関し必要な事項は、給与課長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第46号

次の港湾施設は、令和4年4月10日から、その供用を開始する。

令和4年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 上 屋

名 称	位 置	構 造	規 模
東神戸埠頭上屋	神戸市東灘区 青木1丁目313番1	鉄骨造2階建てのう ち1階部分	597.93㎡

2 事務室

名 称	位 置	構 造	規 模
東神戸埠頭上屋事務室	神戸市東灘区 青木1丁目313番1	鉄骨造2階建てのう ち2階部分	529.20㎡

神戸市告示第60号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、胃がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

- (1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号
公益財団法人 兵庫県予防医学協会
会長 深谷 隆
- (2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号
一般社団法人 神戸市医師会
会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、子宮頸がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

- (1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号
公益財団法人 兵庫県予防医学協会
会長 深谷 隆
- (2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号
一般社団法人 神戸市医師会
会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、肺がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

- 神戸市中央区橘通4丁目1番20号
一般社団法人 神戸市医師会
会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、乳がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

- (1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号
公益財団法人 兵庫県予防医学協会
会長 深谷 隆
- (2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号
一般社団法人 神戸市医師会
会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第64号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大腸がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

- (1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号
公益財団法人 兵庫県予防医学協会
会長 深谷 隆
- (2) 神戸市中央区海岸通1番地
兵庫県厚生農業協同組合連合会
代表理事長 福本 博之

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第65号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和4年3月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 2台	令和4年3月5日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 0台	令和4年3月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 55台 原動機付自転車 0台	令和4年3月9日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 0台	令和4年3月15日	
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台			

	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 46台 原動機付自転車 1台	令和4年3月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和4年3月19日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 53台 原動機付自転車 1台	令和4年3月23日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台		
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 45台 原動機付自転車 1台	令和4年3月28日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 34台 原動機付自転車 1台	令和4年3月30日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 1台		
	中央区・兵庫区長期放置	自転車 163台 原動機付自転車 4台	令和4年3月31日	
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和4年3月3日	
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台		令和4年3月11日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		

新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和4年3 月16日
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年3 月24日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和4年3 月29日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第66号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
岡田整形外科クリニック	神戸市長田区菅原通4丁目205番地16	令和4年4月1日
糖尿病・腎透析にしかげクリニックアネックス	神戸市垂水区福田3丁目3番11号	令和4年3月1日
学が丘かかりつけクリニック	神戸市垂水区学が丘5丁目1番4号	令和4年4月1日
アイバ薬局	神戸市兵庫区浜山通2丁目5番15号	令和4年3月1日
ファースト訪問看護ステーション灘	神戸市灘区篠原南町1丁目5番3号	令和4年4月1日
ユニバーサル訪問看護ステーション リハ・リハ	神戸市垂水区名谷町字横尾1825番地1	令和4年4月1日
訪問看護ステーションぷくぷく	神戸市北区山田町上谷上字古々山29番地339	令和4年4月1日
訪問看護ステーションこころんく	神戸市北区鳴子2丁目17番2号	令和4年4月1日
訪問看護ステーション アポロ	神戸市西区高雄台24番28号	令和4年3月1日

神戸市告示第67号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
-----	-------	-------

大西内科クリニック	神戸市東灘区住吉宮町7丁目2番10号	平成31年3月31日
医療法人社団向井眼科医院	神戸市兵庫区西出町2丁目15番5号	令和2年11月1日
齊藤医院	神戸市垂水区山手3丁目9番21号	平成30年8月21日
アイバ薬局	神戸市兵庫区浜山通2丁目5番15号	令和4年2月28日
あさがお薬局	神戸市兵庫区入江通1丁目1番9号	令和3年9月30日

神戸市告示第68号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
三宅接骨院	三宅 靖浩	神戸市東灘区森南町3丁目1番13号	令和4年3月1日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問マッサージエガオプラス	小山 宗三	神戸市東灘区北青木2丁目6番12号	令和4年3月1日

神戸市告示第69号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
--------	--------	---------	-------

たけだ整骨院 長 田院	岩崎 正樹	神戸市長田区一番町5丁目8番2号	令和4年2月28日
----------------	-------	------------------	-----------

神戸市告示第70号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
あさがお薬局	神戸市兵庫区入江通1丁目1番9号	株式会社エムロード	神戸市兵庫区羽坂通4丁目2番28号	令和3年9月30日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
カシダス神戸	神戸市兵庫区水木通1丁目5番26号	カシダス株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目3番18号	令和4年3月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

神戸市告示第71号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、

及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車1台 原動機付自転車0台	令和4年3 月1日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所 電話854-2191
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車1台 原動機付自転車1台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車17台 原動機付自転車2台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車1台 原動機付自転車0台	令和4年3 月2日	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車3台 原動機付自転車0台		
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車5台 原動機付自転車0台		
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車4台 原動機付自転車0台	令和4年3 月7日	
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車1台 原動機付自転車0台		
	阪神御影駅周辺	自転車5台		

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車1台 原動機付自転車0台	令和4年3 月8日
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車3台 原動機付自転車0台	
	JR住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車1台 原動機付自転車0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車2台 原動機付自転車0台	令和4年3 月16日
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車1台 原動機付自転車0台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車15台 原動機付自転車5台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	JR住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車6台 原動機付自転車0台	令和4年3 月17日
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車2台 原動機付自転車0台	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車2台 原動機付自転車0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車4台 原動機付自転車0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘区管内 自転車等長期放置	自転車24台 原動機付自転車0台	令和4年3 月22日
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車3台 原動機付自転車1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	東灘区管内 自転車等長期放置	自転車6台 原動機付自転車0台	令和4年3 月23日
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車6台 原動機付自転車0台	
	JR住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車3台 原動機付自転車0台	

神戸市告示第72号

次のとおり街区の区域を変更及び新設するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 街区の区域の変更及び新設

別図1の須磨区北落合1丁目の2街区の区域を別図2に示すとおり変更し、同図に示すとおり、5街区を新設する。

2 実施する期日

令和4年4月26日





神戸市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務を次の者に委託する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 委託先

名 称	所 在 地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町17番地6
株式会社ウイング	神戸市東灘区御影石町2丁目14番21号
株式会社吉岡清掃	神戸市東灘区御影塚町1丁目4-3
株式会社トーホーストア	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
株式会社河田商会	神戸市東灘区向洋町東2丁目4番地
株式会社森川貫一商店	神戸市東灘区住吉南町4丁目1番7号
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3-19
株式会社マキ包装	神戸市東灘区森南町3丁目4番8号
株式会社上野商事	神戸市東灘区深江南町4丁目7番3号
有限会社モリカワ	神戸市東灘区深江浜町1番
神戸市東部水産物卸売協同組合	神戸市東灘区深江浜町1番1
株式会社兵庫容器販売センター	神戸市東灘区深江浜町1番1
有限会社菅野商店	神戸市東灘区深江浜町1番地1
株式会社シンセー	神戸市灘区都通2丁目1番16号
株式会社北神	神戸市灘区浜田町1丁目1番22号
有限会社神戸清掃舎	神戸市灘区味泥町7番32号
株式会社リョーサン	神戸市中央区雲井通2丁目1番29-204号
有限会社富士商会	神戸市中央区雲井通5丁目3番1号
石原アメニテック株式会社	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
宇治川商業協同組合	神戸市中央区下山手通8丁目9-27
薬カッチャン	神戸市中央区旗塚通5丁目3-8
株式会社沖食器	神戸市中央区元町通4丁目3番12号
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1-1
株式会社井原商店	神戸市中央区相生町4丁目4番13号
株式会社加納商店	神戸市中央区二宮町3丁目10番11号

大安亭市場協同組合	神戸市中央区八雲通5丁目4-17
株式会社極東エンタープライズ	神戸市中央区脇浜町2丁目1番8号
有限会社MINATO	神戸市中央区脇浜町3丁目7番5号
株式会社アダチ	神戸市兵庫区駅南通3丁目5番16号
藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
株式会社頭木	神戸市兵庫区上沢通3丁目3番6号
株式会社イナガワ	神戸市兵庫区水木通5丁目2-7
株式会社ユウコウ	神戸市兵庫区大開通3丁目1番35号
神戸水産物卸協同組合	神戸市兵庫区中之島1丁目1番1号
神戸中央青果卸売協同組合	神戸市兵庫区中之島1丁目1番1号
株式会社かご武	神戸市兵庫区中之島1丁目1番4号
東山商店街振興組合	神戸市兵庫区東山町2丁目3-20
丸神商業協同組合	神戸市兵庫区東山町2丁目8番地の61
株式会社長澤音次郎商店	神戸市兵庫区門口町1番15号
有限会社大清	神戸市長田区苅藻島町1丁目1-43
神港衛生株式会社	神戸市長田区苅藻島町2丁目2番11号
株式会社松本興業社	神戸市長田区五番町5丁目1番地27-104号
有限会社リカーショップタナカ	神戸市長田区川西通3丁目6
株式会社イノウエ	神戸市長田区東尻池町9丁目1番20号
株式会社白石組	神戸市長田区片山町1丁目15番20号
有限会社オフィスドリーム	神戸市長田区蓮宮通2丁目2-10
株式会社マスオカ	神戸市長田区六番町2丁目1番地の27
腕塚食材商業協同組合	神戸市長田区腕塚町5丁目3番1-001号
月見山公設市場協同組合	神戸市須磨区月見山本町2丁目1番15号
有限会社デルタベーシック	神戸市須磨区常磐町1丁目1番4号
ゼニヤ産業株式会社	神戸市須磨区多井畑南町19-16
カドヤ産商株式会社	神戸市須磨区弥栄台1丁目1番地
有限会社美化推進西山商店	神戸市垂水区つつじが丘1丁目6番地の10
昭和商事有限会社	神戸市西区伊川谷町有瀬1450-1
株式会社曾根物産	神戸市西区玉津町今津427-1
有限会社ナガタ商会	神戸市西区見津が丘6丁目1番地の1
サンベビー株式会社	神戸市西区上新地3丁目2番9号
株式会社オカダ	神戸市西区池上1丁目11番5号
株式会社山陽	神戸市西区平野町堅田338番地
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号

イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
イオンリテールストア株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
ウェルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田2丁目2番15号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
DCM株式会社	東京都品川区南大井6丁目22番7号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社西友	東京都北区赤羽2丁目1番1号
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
大木開発株式会社	愛知県豊橋市広小路1丁目43番
株式会社ボトルワールドOK	奈良県吉野郡吉野町大字新子317番地
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪府大阪市西区阿波座1丁目5番16号
株式会社光洋	大阪府大阪市北区天神橋2丁目3番16号
近畿クリーンエイド販売株式会社	大阪府大阪市東成区東小橋1丁目11番10号
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町4丁目401番地1
三栄商事株式会社	大阪府東大阪市新池島町2丁目19番16号
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野225番地1
ゴダイ株式会社	兵庫県姫路市錦町104番地スクエアビル2F
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129-1
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南1丁目3番52号
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

神戸市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、職員の通勤用車両駐車使用料収納代行業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 委託契約の相手方の氏名及び住所

株式会社シーエスエス

代表取締役社長 小阪 博司

大阪府中央区備後町3丁目6番2号

2 委託期間

令和4年4月1日から令和4年4月30日まで

神戸市告示第75号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2860190426	エストみなとがわ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市東灘区本山南町8丁目5-29-3B	医療法人尚生会	兵庫県神戸市兵庫区湊川町3丁目13番20号	令和4年4月1日	介護予防訪問看護
2860190426	エストみなとがわ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市東灘区本山南町8丁目5-29-3B	医療法人尚生会	兵庫県神戸市兵庫区湊川町3丁目13番20号	令和4年4月1日	訪問看護
2860290432	ファースト訪問看護ステーション 灘	兵庫県神戸市灘区篠原南町1丁目5番3号カールム六甲101号	株式会社first	兵庫県神戸市北区桜森町12番地の5	令和4年4月1日	介護予防訪問看護
2860290432	ファースト訪問看護ステーション 灘	兵庫県神戸市灘区篠原南町1丁目5番3号カールム六甲101号	株式会社first	兵庫県神戸市北区桜森町12番地の5	令和4年4月1日	訪問看護
2860890447	ユニバーサル訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区名谷町字横尾	株式会社REHA・LIBERO	兵庫県神戸市垂水区学が丘1丁目	令和4年4月1日	介護予防訪問看護

	ンリハ・リハ	1825-1		12-11		
2860890447	ユニバーサル訪問看護ステーション ンリハ・リハ	兵庫県神戸市垂水区名谷町字横尾1825-1	株式会社R E H A ・ L I B E R O	兵庫県神戸市垂水区学が丘1丁目12-11	令和4年4月1日	訪問看護
2865090548	訪問看護ステーション ぶくぶく	兵庫県神戸市北区山田町上谷上字古々山29番地339blancube大池103	一般社団法人ぶくぶく	兵庫県神戸市北区山田町上谷上字古々山29番地339blancube大池103	令和4年4月1日	訪問看護
2865090555	訪問看護ステーション こころんく	兵庫県神戸市北区鳴子2丁目17-2サクセス星和台	一般社団法人日本終末期ケア協会	兵庫県神戸市北区桂木3丁目32-2-101	令和4年4月1日	介護予防訪問看護
2865090555	訪問看護ステーション こころんく	兵庫県神戸市北区鳴子2丁目17-2サクセス星和台	一般社団法人日本終末期ケア協会	兵庫県神戸市北区桂木3丁目32-2-101	令和4年4月1日	訪問看護
2865190595	訪問看護ステーション わっしい	兵庫県神戸市中央区港島中町3-1-2 ポートアベニュー南棟1階3号室	医療法人さんと会	兵庫県神戸市須磨区桜の杜1-16-2	令和4年4月1日	訪問看護
2865290569	訪問看護ステーション 絆	兵庫県神戸市西区竜が岡4丁目20番14号アーク竜が岡A-2F	株式会社R & Y	埼玉県川越市霞ヶ関北2丁目6番地1-103号	令和4年4月1日	介護予防訪問看護
2865290569	訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区竜が岡	株式会社R & Y	埼玉県川越市霞ヶ関北	令和4年4月1日	訪問看護

	絆	岡4丁目20番14号アーク竜が岡A-2F		2丁目6番地1-103号		
2870103724	居宅介護支援事業所 エガオプラン	兵庫県神戸市東灘区本山中町三丁目1番12号2階	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区本山中町三丁目1番12号2階	令和4年4月1日	居宅介護支援
2870603582	テレサケアサービス	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1番20号	一般社団法人マザーイズム福祉協会	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1-20	令和4年4月1日	訪問介護
2870603590	リハビリテーションデイ GREEN APPLE west	兵庫県神戸市長田区上池田3丁目18-22惣町サンハイツ1号棟	株式会社GreenApple	兵庫県神戸市兵庫区上沢通7丁目1-2ド・ミール神戸	令和4年4月1日	通所介護
2870603608	神戸まどか園居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市長田区大丸町1丁目5番1号	社会福祉法人正久福祉会	兵庫県宍粟市一宮町福祉571	令和4年4月1日	居宅介護支援
2870603616	特別養護老人ホーム雲雀ヶ丘すみれ園	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1-2	社会福祉法人すみれ会	兵庫県神戸市長田区鹿松町2丁目9番43号	令和4年4月1日	介護予防短期入所生活介護
2870603616	特別養護老人ホーム雲雀ヶ丘すみれ園	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1-2	社会福祉法人すみれ会	兵庫県神戸市長田区鹿松町2丁目9番43号	令和4年4月1日	短期入所生活介護
2870703481	スマイルこすもす	兵庫県神戸市須磨区大田町7丁目3番15号	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	兵庫県神戸市中央区磯上通3丁目1-32こうべ市民福祉交流センター4階	令和4年4月1日	通所介護
2870804495	ケアプラン	兵庫県神戸	合同会社H	兵庫県神戸	令和4年4	居宅介護支

	センターH ARU	市垂水区平 磯4丁目3 番21号フェ ニックスK 2-402	ARU m a n a g e m e n t g r o u p	市垂水区つ つじが丘5 丁目2番地 の15	月1日	援
2870804503	フタツカ薬 局・指定居 宅介護事業 所(桃山南 店)	兵庫県神戸 市垂水区桃 山台2-9 -3	株式会社コ コカラファ インヘルス ケア	神奈川県横 浜市港北区 新横浜三丁 目17番6号	令和4年4 月1日	居宅介護支 援
2870804511	T r y u s (トリア ス舞子)	兵庫県神戸 市垂水区舞 子台2丁目 9-13	アシックス トリアス サービス株 式会社	兵庫県神戸 市中央区港 島中町7丁 目1番1	令和4年4 月1日	通所介護
2875004125	株式会社セ イコー介護 ショップオ ランジュ	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	株式会社セ イコー	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	令和4年4 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2875004125	株式会社セ イコー介護 ショップオ ランジュ	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	株式会社セ イコー	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	令和4年4 月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
2875004125	株式会社セ イコー介護 ショップオ ランジュ	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	株式会社セ イコー	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	令和4年4 月1日	特定福祉用 具販売
2875004125	株式会社セ イコー介護 ショップオ ランジュ	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	株式会社セ イコー	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	令和4年4 月1日	福祉用具貸 与
2875104271	ケアセンタ ーいくた	兵庫県神戸 市中央区旭 通1丁目1 番1号サン ピア105	合同会社い くた	兵庫県神戸 市中央区旭 通1丁目1 番1号サン ピア105	令和4年4 月1日	訪問介護
2875104289	レオ営業所	兵庫県神戸 市中央区北 長狭通3丁 目5-6	株式会社デ ィーシーワ ールド	兵庫県神戸 市中央区北 長狭通3丁 目5-6	令和4年4 月1日	訪問介護

		リュウホウビル302				
2875104297	永神館ヘルパーステーション	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1-4	社会福祉法人豊益会	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1番10号	令和4年4月1日	訪問介護
2875205128	居宅介護支援センターファミリア神戸	兵庫県神戸市西区池上2丁目37-1	株式会社S&S	大阪府大東市氷野三丁目3番17-405号	令和4年4月1日	居宅介護支援

神戸市告示第76号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870804511	Tryus（トライアス舞子）	兵庫県神戸市垂水区舞子台2丁目9-13	アシックストライアスサービス株式会社	兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1	令和4年4月1日	介護予防通所サービス
2875104271	ケアセンターいくた	兵庫県神戸市中央区旭通1丁目1番1号サンピア105	合同会社いくた	兵庫県神戸市中央区旭通1丁目1番1号サンピア105	令和4年4月1日	介護予防訪問サービス
2875104271	ケアセンターいくた	兵庫県神戸市中央区旭通1丁目1番1号サンピア105	合同会社いくた	兵庫県神戸市中央区旭通1丁目1番1号サンピア105	令和4年4月1日	生活支援訪問サービス
2875104297	永神館ヘルパーステーション	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目	社会福祉法人豊益会	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目	令和4年4月1日	介護予防訪問サービス

		1-4		1番10号		
2890100403	デイサービススイッチオン神戸御影	兵庫県神戸市東灘区御影本町8-1-8	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16-10	令和4年4月1日	介護予防通所サービス
2890100411	デイサービスフルール	兵庫県神戸市東灘区御影石町2丁目23番4号	合同会社幸岳	兵庫県神戸市東灘区御影石町2丁目23番4号	令和4年4月1日	介護予防通所サービス
2890800606	歩くりハビリデイサービスさんぽ	兵庫県神戸市垂水区舞子台8-5-21	株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市新横浜3-17-6	令和4年4月1日	介護予防通所サービス

神戸市告示第77号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2890100403	デイサービススイッチオン神戸御影	兵庫県神戸市東灘区御影本町8-1-8	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16-10	令和4年4月1日	地域密着型通所介護
2890100411	デイサービスフルール	兵庫県神戸市東灘区御影石町2丁目23番4号	合同会社幸岳	兵庫県神戸市東灘区御影石町2丁目23番4号	令和4年4月1日	地域密着型通所介護
2890200203	コウダイケアコールセンター灘	兵庫県神戸市灘区永手町3丁目2-16 有本ビル2階	コウダイケアサービス株式会社	兵庫県神戸市中央区八幡通3丁目1番14号サンサポートビル3F	令和4年4月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2890800606	歩くりハビリ	兵庫県神戸	株式会社コ	神奈川県横	令和4年4	地域密着型

	リデイサー ビスさんぽ	市垂水区舞 子台8-5 -21	コカラファ インヘルス ケア	浜市港北区 新横浜3- 17-6	月1日	通所介護
2895200463	看護小規模 多機能型居 宅介護 伊 川谷すみれ ハウス	兵庫県神戸 市西区白水 1丁目2- 25	アイビーム ディカル株 式会社	兵庫県神戸 市長田区御 蔵通5丁目 205番地3	令和4年4 月1日	複合型サー ビス（看護 小規模多機 能型居宅介 護）

神戸市告示第78号

次の施設について、介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の指定をしたので、同法第93条の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事 業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービスの 種類
2870603616	特別養護老 人ホーム雲 雀丘すみれ 園	兵庫県神戸 市長田区雲 雀ヶ丘1丁 目1-2	社会福祉法 人すみれ会	兵庫県神戸 市長田区鹿 松町2丁目 9番43号	令和4年4 月1日	介護老人福 祉施設

神戸市告示第79号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事 業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	事業者の名 称	事業者の主 たる事務所 の所在地	廃止・辞退 の年月日	サービスの 種類
2870103153	ワクワク未 来ケアサポ ート	兵庫県神戸 市東灘区田 中町二丁目	株式会社P r i n c e s s R o	兵庫県神戸 市東灘区田 中町二丁目	令和4年3 月1日	居宅介護支 援

		13番4号 大桂マンション204号室	s e	13番4号 大桂マンション204号室		
2870602493	株式会社ソ フトケア	兵庫県神戸 市長田区神 楽町4丁目 6-10-106号 パルティー レ神楽の杜	株式会社ソ フトケア	兵庫県神戸 市長田区二 葉町6丁目 7番1-203号 アスタくに づか6番館 北棟	令和4年3 月20日	訪問介護
2870502685	カシダス神 戸	兵庫県神戸 市兵庫区水 木通一丁目 5番26号 ローレル水 木通101号 室	カシダス株 式会社	東京都新宿 区西新宿新 宿スクエア タワー(5 階)	令和4年3 月31日	介護予防福 祉用具貸与
2870502685	カシダス神 戸	兵庫県神戸 市兵庫区水 木通一丁目 5番26号 ローレル水 木通101号 室	カシダス株 式会社	東京都新宿 区西新宿新 宿スクエア タワー(5 階)	令和4年3 月31日	特定介護予 防福祉用具 販売
2870502685	カシダス神 戸	兵庫県神戸 市兵庫区水 木通一丁目 5番26号 ローレル水 木通101号 室	カシダス株 式会社	東京都新宿 区西新宿新 宿スクエア タワー(5 階)	令和4年3 月31日	特定福祉用 具販売
2870502685	カシダス神 戸	兵庫県神戸 市兵庫区水 木通一丁目 5番26号 ローレル水 木通101号 室	カシダス株 式会社	東京都新宿 区西新宿新 宿スクエア タワー(5 階)	令和4年3 月31日	福祉用具貸 与
2870700594	有限会社ほ ほえみ	兵庫県神戸 市須磨区菅	有限会社ほ ほえみ	兵庫県神戸 市須磨区菅	令和4年3 月31日	居宅介護支 援

		の台6丁目 12-7		の台6丁目 12-7		
2870700594	有限会社ほ ほえみ	兵庫県神戸 市須磨区菅 の台6丁目 12-7	有限会社ほ ほえみ	兵庫県神戸 市須磨区菅 の台6丁目 12-7	令和4年3 月31日	訪問介護
2870800154	株式会社大 新堂 フタ ツカ薬局・ 指定居宅介 護支援事業 所(桃山南 店)	兵庫県神戸 市垂水区桃 山台2丁目 9-3	株式会社大 新堂	兵庫県神戸 市中央区小 野柄通7 丁目1-1 日本生命三 宮駅前ビル 9階	令和4年3 月31日	居宅介護支 援
2875000743	神戸サポー ト	兵庫県神戸 市北区緑町 6丁目1- 25	有限会社神 戸ライフサ ポート	兵庫県神戸 市北区緑町 6丁目1- 25	令和4年3 月31日	訪問介護
2875000818	株式会社セ イコー介護 ショップオ ランジュ	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	株式会社セ イコー	京都府八幡 市男山竹園 2丁目1番 A3-105	令和4年3 月31日	介護予防福 祉用具貸与
2875000818	株式会社セ イコー介護 ショップオ ランジュ	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	株式会社セ イコー	京都府八幡 市男山竹園 2丁目1番 A3-105	令和4年3 月31日	特定介護予 防福祉用具 販売
2875000818	株式会社セ イコー介護 ショップオ ランジュ	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	株式会社セ イコー	京都府八幡 市男山竹園 2丁目1番 A3-105	令和4年3 月31日	特定福祉用 具販売
2875000818	株式会社セ イコー介護 ショップオ ランジュ	兵庫県神戸 市北区花山 東町3-32	株式会社セ イコー	京都府八幡 市男山竹園 2丁目1番 A3-105	令和4年3 月31日	福祉用具貸 与
2875001048	神鉄デザイ ナービスセン ター	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台南町6丁 目1-1	神戸電鉄株 式会社	兵庫県神戸 市兵庫区新 開地1-3 -24	令和4年3 月31日	通所介護
2875003762	ヘルパース テーション	兵庫県神戸 市北区山田	有限会社フ レリー	兵庫県神戸 市北区山田	令和4年3 月31日	訪問介護

	・フレリー	町小部字大 歳馬場2ー 102		町小部字大 歳馬場2ー 102		
2875204428	正峰会ケア プランセン ター	兵庫県神戸 市西区春日 台1丁目6 ー10	社会医療法 人社団正峰 会	兵庫県西脇 市黒田庄町 田高313番 地	令和4年3 月31日	居宅介護支 援

神戸市告示第80号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870602493	株式会社ソフトケア	兵庫県神戸市長田区神楽町4丁目6-10-106号 パルティール神楽の杜	株式会社ソフトケア	兵庫県神戸市長田区二葉町6丁目7番1-203号 アスタくにつか6番館北棟	令和4年3月20日	介護予防訪問サービス
2870602493	株式会社ソフトケア	兵庫県神戸市長田区神楽町4丁目6-10-106号 パルティール神楽の杜	株式会社ソフトケア	兵庫県神戸市長田区二葉町6丁目7番1-203号 アスタくにつか6番館北棟	令和4年3月20日	生活支援訪問サービス
2870700594	有限会社ほほえみ	兵庫県神戸市須磨区菅の台6丁目12ー7	有限会社ほほえみ	兵庫県神戸市須磨区菅の台6丁目12ー7	令和4年3月31日	介護予防訪問サービス
2870803695	歩くりハビ	兵庫県神戸	株式会社	兵庫県神戸	令和4年3	介護予防通

	リデイサー ビスさんぽ	市垂水区舞 子台八丁目 5-21	大新堂	市中央区小 野柄通7- 1-1	月31日	所サービス
2875000743	神戸サポー ト	兵庫県神戸 市北区緑町 6丁目1- 25	有限会社神 戸ライフサ ポート	兵庫県神戸 市北区緑町 6丁目1- 25	令和4年3 月31日	介護予防訪 問サービス
2875000743	神戸サポー ト	兵庫県神戸 市北区緑町 6丁目1- 25	有限会社神 戸ライフサ ポート	兵庫県神戸 市北区緑町 6丁目1- 25	令和4年3 月31日	生活支援訪 問サービス
2875001048	神鉄デイ サービスセ ンター	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台南町6丁 目1-1	神戸電鉄株 式会社	兵庫県神戸 市兵庫区新 開地1-3 -24	令和4年3 月31日	介護予防通 所サービス
2875003762	ヘルパース テーション ・フレリー	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字大 歳馬場2- 102	有限会社フ レリー	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字大 歳馬場2- 102	令和4年3 月31日	介護予防訪 問サービス
2875003762	ヘルパース テーション ・フレリー	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字大 歳馬場2- 102	有限会社フ レリー	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字大 歳馬場2- 102	令和4年3 月31日	生活支援訪 問サービス

神戸市告示第81号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事 業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	事業者の名 称	事業者の主 たる事務所 の所在地	廃止・辞退 の年月日	サービスの 種類
2870701899	リベロスタ	兵庫県神戸	株式会社R	兵庫県神戸	令和4年3	地域密着型

	ジオリハ・リハ	市須磨区白川台3丁目61アニモン白川1階	EHA・LIBERO	市垂水区学が丘1丁目12-11	月31日	通所介護
2870803695	歩くりハビリデイサービスさんぽ	兵庫県神戸市垂水区舞子台八丁目5-21	株式会社大新堂	兵庫県神戸市中央区小野柄通7-1-1	令和4年3月31日	地域密着型通所介護
2890600261	リハビリテーショングリーンアップルウエスト	兵庫県神戸市長田区上池田3丁目18-22 惣町サンハイツ1号棟	株式会社GreenApple	兵庫県神戸市兵庫区下沢通7丁目2-26	令和4年3月31日	地域密着型通所介護
2895200422	小規模多機能型居宅介護 伊川谷すみれハウス	兵庫県神戸市西区白水1丁目2-25	アイビームディカル株式会社	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205番地3	令和4年3月31日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2895200422	小規模多機能型居宅介護 伊川谷すみれハウス	兵庫県神戸市西区白水1丁目2-25	アイビームディカル株式会社	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205番地3	令和4年3月31日	小規模多機能型居宅介護

神戸市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号

アマノマネジメントサービス株式会社

代表取締役社長 前川 龍男

2 指定納付受託者に納入させる歳入

キャッシュレス決済を利用して納付する都市公園内駐車場（西代公園、下中島公園、落合中央公園、妙法寺川左岸公園）における使用料

- 3 指定納付受託者による納付事務開始年月日
令和4年4月1日
- 4 指定日
令和4年4月1日
-

神戸市告示第83号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
三菱重工業株式会社 取締役社長 泉澤 清次
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号
三菱重工業株式会社 神戸造船所
- (3) 特定施設に関する事項
変更なし
- (4) 汚水等の処理に関する事項
変更なし
- (5) 変更許可申請の概要
非常用雨水専用排水口2箇所を新設。
※既設排水口からの排出水の汚染状態及び量は変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年4月26日から令和4年5月23日
- (2) 場所 神戸市環境局環境保全課
-

神戸市告示第84号

神戸市立博物館条例施行規則（昭和57年7月教育委員会規則第8号）第3条第2項の規定に基づき、令和4年4月29日から令和4年5月8日までの間、神戸市立博物館の開館時間及び入場時間を次のとおり変更する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 開館時間の変更

令和4年4月29日(金)から令和4年5月8日(日)までの間、開館時間及び入場時間を次に掲げるとおりに変更する。

(1) 午前9時から午後6時まで(入館時間は午後5時30分まで)

尚、金曜及び土曜日は、午前9時から午後7時30分まで(入館時間は午後7時まで)

神戸市告示第85号

神戸市立文化センター条例(昭和56年8月6日条例第21号。以下「条例」という。)第18条の規定により神戸市立文化センター(東灘区文化センター、灘区文化センター、兵庫区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、長田区文化センター、須磨区文化センター、北須磨文化センター、垂水区文化センター及び西区文化センター)の指定管理者の指定を受けた公益財団法人神戸市民文化振興財団が、その収入として収受する施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)について、条例第10条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

(1) 各施設の利用料金

ア 東灘区文化センター

施設			利用料金(単位 円)							
名称	面積 (単位平方メートル)	定員 (単位人)	専用使用の場合							個人使用の場合
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用 (1時間未満の端数は、1時間として計算する。以下同じ。)につき	
大ホール	798	650	24,800	33,100	28,900	52,100	55,800	73,800	8,300	
会議室	大	98	4,200	5,600	4,900	8,800	9,500	12,500	1,400	
	中	67	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000	
	小	56	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100	800	
		49	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700	

		44	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	700	
多目的ホール	中	112	60	4,800	6,400	5,600	10,100	10,800	14,300	1,600	1人1時間につき 150
	小	73	40	3,100	4,200	3,700	6,600	7,000	9,300	1,100	1人1時間につき 150
料理教室		91	36	5,100	6,800	5,900	10,700	11,400	15,100	1,700	
和室		40	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	700	1人1時間につき 150
衣服文化室		60	24	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000	1人1時間につき 150
				2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900	
音楽室		77	25	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	
視聴覚室		51	20	2,400	3,200	2,800	5,100	5,400	7,200	800	
美術室		57	24	2,700	3,600	3,100	5,600	6,100	8,000	900	
陶芸室		64	24	3,000	4,000	3,500	6,300	6,800	9,000	1,000	1人1時間につき 150

イ 灘区文化センター

施設			利用料金（単位 円）								
名称	面積 (単位平方メートル)	定員 (単位人)	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用 (1時間につき)		
会議室	大	270	200	5,800	7,800	6,800	12,200	13,100	17,400	2,000	
	中	91	48	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	小	45	24	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700	
		40	18	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
		34	14 18	1,500	1,900	1,700	3,100	3,300	4,300	500	
料理教室		144	48	8,000	10,700	9,400	16,900	18,100	23,900	2,700	
美術室		110	30	5,200	6,900	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800	1人1時間につき 150
工芸室		73	30	3,400	4,600	4,000	7,200	7,800	10,200	1,200	1人1時

											間につき 150	
服飾室	91	36	4,300	5,700	5,000	9,000	9,700	12,800	1,500			
音楽室	100	40	4,700	6,300	5,500	9,900	10,600	14,000	1,600			
陶芸室	121	40	5,700	7,600	6,700	12,000	12,800	17,000	1,900	1人3時間（3時間未満の端数は、3時間として計算する。以下同じ。）につき 450		
和室	63	30	3,000	4,000	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000			
伝承芸能室	50	24	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800			
体育館	全面	530		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300		
	バドミントンコート			1面 2時間（2時間未満の端数は、2時間として計算する。以下同じ。）につき 700								
	卓球台			1台 2時間につき 300								

ウ 兵庫区文化センター

施設			利用料金（単位 円）								
名称	面積（単位平方メートル）	定員（単位人）	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用（1時間につき）		
会議室	大	90	54	3,900	5,100	4,500	8,100	8,700	11,500	1,300	
	中	61	45	2,600	3,500	3,100	5,500	5,900	7,800	900	
	小	45	26	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700	
		42	27	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
		39	15	1,700	2,200	2,000	3,500	3,800	5,000	600	
特別会議室	52	21	2,200	3,000	2,600	4,700	5,000	6,600	700		
料理教室	114	48	6,400	8,500	7,400	13,400	14,300	18,900	2,200		

講習室	109	72	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600		
美術室	105	40	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700	1人1時間につき 150	
日曜大工室	87	39	4,100	5,500	4,800	8,600	9,200	12,200	1,400	1人1時間につき 150	
服飾室	77	42	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200		
音楽練習室	82	40	3,900	5,200	4,500	8,100	8,700	11,500	1,300		
体育館	全面	1,086		7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600	
				15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200	
	半面	500		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	バドミントンコート			1面 2時間につき 700							
	卓球台			1台 2時間につき 300							

エ 北区文化センター

施設			利用料金(単位 円)								
名称	面積 (単位平方メートル)	定員 (単位人)	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用 1時間につき		
大ホール	756	504	22,800	30,400	26,600	47,800	51,300	67,800	7,600		
会議室	中	48	30	1,000	1,700	2,000	2,400	3,300	3,900	400	
	小	30	15	800	1,500	1,400	2,100	2,700	3,200	300	
多目的ホール	127	70	5,400	7,300	6,400	11,400	12,300	16,200	1,800	1人1時間につき 150	
研修室	45	30	1,000	1,600	2,000	2,400	3,300	4,000	400		
料理教室	60	24	2,500	3,700	3,600	5,500	6,500	8,400	900		
和室	30	15	800	1,500	1,500	2,100	2,700	3,300	300	1人1時間につき 150	
音楽室	68	20	3,200	4,300	3,700	6,700	7,200	9,500	1,100		

トレーニング室		72									1人2時間につき 300
体育館	競技場	540	4,200	5,000	4,900	8,500	9,000	12,000	1,400		1人2時間につき 150 (児童及び生徒は、 100)
			午前9時から午後5時までの間に使用する場合 1時間につき800(児童及び生徒は、550) 午後5時から午後9時までの間に使用する場合 1時間につき1,150(児童及び生徒は、650)								
	体育室	240	1,700	2,000	1,900	3,300	3,600	4,900	600		1人2時間につき 300 (児童及び生徒は、 100)

オ 北神区文化センター

施設			利用料金(単位 円)								
名称	面積 (単位平方メートル)	定員 (単位人)	専用使用の場合							個人使用 の場合	
			午前 (午前 9時から正午 まで)	午後 (午後 1時から午後 5時まで)	夜間 (午後 5時30 分から午後9 時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から午後 5時まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から午後 9時まで)	終日 (午前 9時から午後 9時まで)	時間外 の使用 1時間 につき		
大ホール	731	498	22,000	29,400	25,700	46,300	49,600	65,600	7,300		
会議室	1	41	20	1,800	2,300	2,100	3,700	4,000	5,200	600	
	2	35	18	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	
	3	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
	4	58	29	2,500	3,300	2,900	5,200	5,600	7,400	800	
	5	39	20	1,700	2,200	2,000	3,500	3,800	5,000	600	
多目的ホール	1	131	133	5,600	7,500	6,600	11,800	12,600	16,700	1,900	1人1時間につき 150
	2	66	68	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	900	1人1時間につき 150
和室	1	39	19	1,800	2,500	2,100	3,900	4,100	5,500	600	1人1時間につき 150
	2	36	18	1,700	2,300	2,000	3,600	3,800	5,100	600	1人1時間につき 150
音	1	49	14	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900	800	

楽室	2	40	11	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	600	
美術室		32	13	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	1人1時間につき 150
陶工芸室		76	37	3,600	4,800	4,200	7,500	8,100	10,700	1,200	1人1時間につき 150

カ 長田区文化センター

施設			利用料金 (単位 円)								
名称	面積 (単位平方メートル)	定員 (単位人)	専用使用の場合							個人使用 の場合	
			午前 (午前 9時から正午 まで)	午後 (午後 1時から午後 5時まで)	夜間 (午後 5時30 分から午後9 時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から午後 5時まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から午後 9時まで)	終日 (午前 9時から午後 9時まで)	時間外 の使用 1時間 につき		
大ホール	580	414	24,900	33,200	29,000	52,300	56,000	74,000	8,300		
会議室	大	384	400	16,500	22,000	19,200	34,600	37,100	49,000	5,500	
	中	101	70	4,300	5,800	5,100	9,100	9,700	12,900	1,500	
		55	30	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800	
	小	57	24	2,400	3,300	2,900	5,100	5,500	7,300	800	
		36	24	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600	500	
	29	18	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400		
音楽鑑賞 ・会議室	36	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,800	5,100	600		
講習室	70	54	3,300	4,400	3,900	6,900	7,400	9,800	1,100		
	60	42 36 24	2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900	1人1時間につき 150	
美術室	97	45	4,600	6,100	5,300	9,600	10,300	13,600	1,600	1人1時間につき 150	
多目的ホ ール	76	45	3,600	4,800	4,200	7,500	8,100	10,700	1,200		
多目的室	105	48	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700		
染色室	86	40	4,100	5,400	4,700	8,500	9,100	12,100	1,400	1人1時間につき 150	
文化教室	77	40	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1人1時間につき 150	

和室	81	50	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300	
	44	18	2,100	2,800	2,400	4,400	4,700	6,200	700	
陶芸室	85	20	4,000	5,300	4,700	8,400	9,000	11,900	1,400	1人3時間につき 450
料理教室	95	37	5,300	7,100	6,200	11,100	11,900	15,800	1,800	
体育館	全面	1,000	7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600	
			15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200	
	半面	500	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	バドミントンコート			1面 2時間につき 700						
卓球台			1台 2時間につき 300							
トレーニング室	270	60	11,600	15,400	13,500	24,300	26,100	34,500	3,900	1人2時間につき 300

キ 須磨区文化センター

施設			利用料金(単位 円)								
名称	面積 (単位平方メートル)	定員 (単位人)	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外 の使用 1時間につき		
大ホール	383	450	16,400	21,900	19,200	34,500	37,000	48,900	5,500		
会議室	中	87	45	3,700	5,000	4,400	7,800	8,400	11,100	1,300	
	小	42	20	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
		42	16	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
特別会議室	37	10	1,700	2,300	2,000	3,700	3,900	5,200	600		
料理教室	89	32	5,000	6,600	5,800	10,400	11,200	14,800	1,700		
和室	52	30	2,500	3,300	2,900	5,200	5,500	7,300	900	1人1時間につき 150	
衣服文化室	79	40	3,700	5,000	4,300	7,800	8,400	11,100	1,300	1人1時間につき 150	

			3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,200	
音楽室	100	30	4,700	6,300	5,500	9,900	10,600	14,000	1,600	
美術室	89	45	4,200	5,600	4,900	8,800	9,400	12,500	1,400	1人1時間につき 150
陶芸室	124	32	5,900	7,800	6,800	12,300	13,200	17,400	2,000	1人1時間につき 150

ク 北須磨文化センター

施設			利用料金（単位 円）								個人使用の場合	団体使用の場合
名称	面積 (単位平方メートル)	定員 (単位人)	専用使用の場合					終日 (午前9時から午後9時まで)	時間 利用			
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)					
プール								120,000		15歳以上の者(中学生を除く。) 1人1回600円 中学生以下の者 1人1回300円 回数利用券による場合 11回につき15歳以上の者(中学生を除く。) 6,000円 (中学生以下の者 3,000円)	20人以上50人未満の団体 個人使用の1割引 50人以上の団体 個人使用の2割引	
体育	全面	690	5,400	7,200	6,300	11,300	12,200	16,100	1時間			

館										1,800		
	半面	345		2,700	3,600	3,150	5,650	6,100	8,050	1時間 900		
	バドミントンコート									1面 1時間 350		
柔剣道室	156		1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	卓球 台1 台2 時間 300	1人1 時間 250		
トレーニング室	112									1人1 時間 250 回数利 用券に よる場 合 1時間 を1回 とし11 回につ き 2,500		
大会議室	234	250	10,000	13,400	11,700	21,100	22,600	29,800				
中会議室	64	30	2,700	3,700	3,200	5,800	6,200	8,200				
小会議室1	30	10	1,300	1,700	1,500	2,700	2,900	3,800				
小会議室2	36	15	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600				
小会議室3	44	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600				
小会議室4	56	30	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100				
小会議室5	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100				
和室1	54	30	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900				
和室2	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800				
和室3	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800				

特別会議室	33	10	1,400	1,900	1,700	3,000	3,200	4,300			
料理室	122	40	6,800	9,100	7,900	14,300	15,300	20,200			
音楽室	109	40	5,100	6,800	6,000	10,700	11,500	15,200			
美術室	84	40	4,000	5,300	4,600	8,400	8,900	11,800		1人1時間 200	
陶芸室	98	40	4,600	6,200	5,400	9,700	10,400	13,800		1人1時間 200	
工芸室	59	30	2,800	3,700	3,200	5,900	6,200	8,200		1人1時間 200	

ケ 垂水区文化センター

施設			利用料金 (単位 円)								
名称	面積 (単位平方メートル)	定員 (単位人)	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外 の使用 1時間につき		
大ホール	501	572	21,500	28,700	25,100	45,100	48,400	63,900	7,200		
会議室	中	66	30	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000	
		48	24	2,100	2,700	2,400	4,300	4,600	6,100	700	
		47	22	2,000	2,700	2,400	4,200	4,500	6,000	700	
	小	42	20	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
		37	20	1,600	2,100	1,900	3,300	3,600	4,700	600	
		29	10	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400	
		14	6	600	800	700	1,300	1,400	1,800	200	
講習室	73	32	3,100	4,200	3,700	6,600	7,000	9,300	1,100		
料理教室	119	36	6,600	8,800	7,700	13,900	14,900	19,700	2,200		
美術室	99	40	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600	1人1時間につき 150	
多目的ホール	132	96	5,700	7,600	6,600	11,900	12,700	16,800	1,900		
木工工芸室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1人1時間につき 150	

音楽練習室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200		
和室	72	30	3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,200		
体育館	全面	562		4,400	5,800	5,100	9,200	9,900	13,000	1,500	
	バドミントンコート			1面 2時間につき 700							
	卓球台			1台 2時間につき 300							
トレーニング室	210		9,000	12,000	10,500	18,900	20,300	26,800	3,000	1人2時間につき 300	

コ 西区文化センター

施設			利用料金(単位 円)							
名称	面積 (単位平方メートル)	定員 (単位人)	専用使用の場合							個人使用の場合
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外 の使用 1時間につき	
大ホール	487	480	20,900	27,900	24,400	43,900	47,000	62,200	7,000	
会議室	大	95	50	4,100	5,400	4,800	8,600	9,200	12,100	1,400
	中	68	30	2,900	3,900	3,400	6,100	6,600	8,700	1,000
		60	30	2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900
	小	48	20	2,100	2,700	2,400	4,300	4,600	6,100	700
		43	20	1,800	2,500	2,200	3,900	4,200	5,500	600
特別会議室	57	12	2,700	3,600	3,100	5,600	6,100	8,000	900	
多目的ホール	122	70	5,200	7,000	6,100	11,000	11,800	15,600	1,800	1人1時間につき 150
料理教室	116	36	6,500	8,600	7,500	13,600	14,600	19,200	2,200	
和室	59	30	2,800	3,700	3,200	5,800	6,300	8,300	1,000	1人1時間につき 150
	55	30	2,600	3,500	3,000	5,500	5,800	7,700	900	1人1時間につき 150
衣服文化	63	30	3,000	4,000	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000	1人1時

室											間につき 150
			2,700	3,600	3,200	5,700	6,100	8,000	900		
音楽室	83	25	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,700	1,300		
視聴覚室	61	20	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000		
美術室	74	30	3,500	4,700	4,100	7,300	7,900	10,400	1,200	1人1時 間につき 150	
陶 工 芸 室	全室	150	40	7,100	9,400	8,300	14,900	15,900	21,100	2,400	1人1時 間につき 150
	半室	75	20	3,500	4,700	4,100	7,400	8,000	10,500	1,200	

備考

- 1 この表において、「児童」とは小学校に在学する者を、「生徒」とは中学校又は高等学校に在学する者をいう。
- 2 施設を営利目的で使用する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - ① 物品の販売、展示、宣伝等の営業行為は、5倍の額を適用する。
 - ② 上記以外の営利目的に使用するとき、3倍の額を適用する。
- 3 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。
- 4 北区文化センターの体育館の競技場の利用料金については、競技大会のために使用する場合は上段に掲げる金額を、競技の練習のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。
- 5 兵庫区文化センター及び長田区文化センターの体育館の全面を使用する場合の利用料金については、体育競技に使用するときには上段に掲げる金額を、体育競技以外の目的のために使用するとき、全面使用を前提とし下段に掲げる金額を適用する。
- 6 長田区文化センターの会議室にあつては大、中（面積が55平方メートルのもの）及び小（面積が36平方メートルのもの）は本館に、中（面積が101平方メートルのもの）及び小（面積が57平方メートル及び29平方メートルのもの）は別館に、講習室にあつては面積が60平方メートルのものは本館に、面積が70平方メートルのものは別館に、和室にあつては面積が81平方メートルのものは本館に、面積が44平方メートルのものは別館に、それぞれ置く。
- 7 時間外の使用1時間あたりの利用料金は、「時間外の使用1時間につき料金」を適用する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認められる場合はこの限りではない。
- 8 北須磨文化センターのプールについて、高齢者（65歳以上）の個人利用にあつては、定期利用料金として下表の金額を適用する。

利用区分	利 用 料	対 象
プール（個人利用）	3か月定期 8,400円	高齢者（65歳以上）のみ

(2) 北神区文化センターの駐車場の利用料金

1台30分につき100円。この場合において、30分未満の端数が生じたときは、30分とし

て計算する。なお、1台の1日当たりの上限額は、1,000円とする。

(3) 附属設備の利用料金

施設名称	附属設備	利用料
東灘区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき 1,200円
	特殊音響装置	一式1回につき 2,300円
	16ミリ映写機	一式1回につき 1,000円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
	電気炉(20キロワット)	1台1時間につき 600円
灘区文化センター	15キロワット窯	素焼1台1回につき 1,500円
		本焼1台1回につき 3,000円
	20キロワット窯	素焼1台1回につき 1,800円
		本焼1台1回につき 3,600円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
コインロッカー	1台1回につき 10円	
兵庫区文化センター	コインロッカー	1台1回につき 10円
北区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき 1,200円
	特殊音響装置	一式1回につき 2,300円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
	ロッカー	1台1回につき 10円
北神区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき 1,200円
	特殊音響装置	一式1回につき 2,300円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
	電気炉(15キロワット)	1台1時間につき 500円
	コインロッカー	1台1回につき 10円
1台1カ月につき 200円		
長田区文化センター	15キロワット窯	素焼1台1回につき 1,500円
		本焼1台1回につき 3,000円
	20キロワット窯	素焼1台1回につき 1,800円
		本焼1台1回につき 3,600円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
コインロッカー	1台1回につき 10円	
須磨区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき 600円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
	電気炉(10キロワット)	1台1時間につき 300円
北須磨文化センター	電気炉	1台1時間につき 300円

垂水区文化センター	15キロワット窯	素焼1台1回につき	1,500円
		本焼1台1回につき	3,000円
	20キロワット窯	素焼1台1回につき	1,800円
		本焼1台1回につき	3,600円
	グランドピアノ	1台1回につき	3,000円
	コインロッカー	1台1回につき	10円
西区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき	600円
	グランドピアノ	1台1回につき	3,000円
	電気炉(16キロワット)	1台1時間につき	500円

備考

- 1 使用の回数については、ロッカーを使用する場合を除き、施設の利用料金の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の使用をもって1回、同表の午前・午後又は午後・夜間の使用をもって2回、同表の終日の使用をもって3回の使用とする。
- 2 グランドピアノの利用料金には、調律料を含まない。

施行年月日

令和4年5月1日

公 告

神戸市公告第10号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第31条の9第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和4年4月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
大建興産株式会社
代表取締役社長 高田 晋也
神戸市中央区栄町通2丁目4番13号神栄ビル6階
- 2 設計者の氏名、住所及び電話番号
株式会社コホーネス 一級建築士事務所
尾川 浩之
大阪市中央区農人橋1丁目4番31号8階
06-4792-1800
- 3 景観影響建築行為の概要
(1) 所在及び地番

神戸市垂水区海岸通2133番1、2133番3、2134番1、2134番2、2134番3、
2134番4、2134番5、2165番40、2165番55

- (2) 敷地面積 約524平方メートル
- (3) 建築面積 約241平方メートル
- (4) 延べ面積 約1,037平方メートル
- (5) 高さ 約21.3メートル
- (6) 構造 鉄筋コンクリート造
- (7) 階数 地上7階
- (8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和4年4月8日から令和4年4月21日まで

神戸市公告第11号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称
神戸市市営駐輪場定期券等管理システム開発業務一式
- (2) 履行場所
ア 各市営駐輪場管理事務所
イ 神戸市建設局道路計画課
ウ 神戸市建設局建設事務所（東部、中部、西部、垂水、北、西）
- (3) 履行期間
契約締結日から令和5年7月31日
- (4) 調達内容
調達内容の詳細については入札説明書等（特例政令第9条に規定する文書をいう。以下同じ。）を参照してください。
- (5) 入札方式
紙による入札とします。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行います。
総合評価は、技術点（調達仕様書等で要求する機能等の評価）と価格点（調達に係る入札金額の評価）の合計によるものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格は、下記の(1)から(5)までの要件を満たす事業者とします。

- (1) 令和4年度及び令和5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加する場合、入札書類提出時まで共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとします。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負うこととします。共同事業体の構成員は上記(2)(3)の要件をすべて満たす必要があります。また、共同事業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で参加することはできません。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する届出書を作成し、提出してください。
- (5) 業務の一部再委託（再々委託を含む。）する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めてください。ただし、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託、及び三階層以上の再委託については認められません。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。

3 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和4年4月8日（金）から令和4年4月25日（金）（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号（郵便番号651-0084）

コンコルディア神戸4階

神戸市建設局道路計画課市営駐輪場担当（電話番号078-595-6414）

(3) 交付方法

必要書類一式については、上記(2)の場所で配布するほか、神戸市ホームページへ掲載します。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

入札に参加しようとする者は入札説明書で定める入札参加資格審査申請を行うものとします。

(1) 提出場所

神戸市建設局道路計画課（電話番号078-595-6414）

(持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。)

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は事前に担当課に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法にて期限までに必着のこと。

(3) 提出期間

令和4年4月8日(金)から令和4年4月25日(月)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

6 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市建設局道路計画課(電話番号078-595-6414)

7 入札書等の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出場所

神戸市建設局道路計画課(電話番号078-595-6414)

(持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。)

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は、書留等受取人記録が残る方法にて、指定する提出時間内に指定する提出場所に必着のこと。入札書、提案書等の必要書類を提出してください。提出内容の詳細は入札説明書によります。同一の事業者(入札説明書に示す関連事業者を含む。)が複数の提案をすることは認められません。

(3) 提出期間

令和4年5月17日(火)から令和4年5月19日(木)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送・宅配の場合は、令和4年5月19日(木)午後5時までに、本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課(文書係)に到着していること。事前に担当課に電話連絡のうえ、書留郵便で送付すること。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年6月24日(金)午後3時より

(2) 場所

コンコルディア神戸5階(神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号)会議室

9 入札説明書・調達仕様書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和4年4月8日(金)から令和4年4月28日(木)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 質問受付及び回答の方法

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出してください。電話、来訪などによる口頭での質問は受け付けません。事業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札予定者(入札説明書等を受け取った者又は入札参加資格審査申請を行った者)全員に一斉回答します。質問受付締め切り後は、調達仕様書の内容その

ほか入札に影響を与える質問には一切回答しません。また、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとします。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書、提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額そのほか主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンそのほかの訂正の容易な筆記具により入札書に記載したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等、本公告の第2項第2号に掲げる資格のない者に該当した入札は無効とします。その場合、予定価格の範囲内で総合得点の高い者から順に契約交渉を行うことがあります（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

11 落札者決定基準

入札金額及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計点数を総合評価点数として、最も高い者を落札者とします。

(1) 評価項目と配点

価格点に300点、技術点に700点を配分し、総合評価点数の満点を1,000点とします。また、地元加算点として、最大で30点を加算するものとします。

技術点	調達仕様書等にて要求している内容の実現性・性能及び事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力、提案力等を評価します。 (配点内訳)	700点	
	1. 提案者について		30点
	2. 機能要件		330点
	3. 非機能要件		130点
	4. システム構築要件		80点
	5. 運用保守要件		80点
	6. 留意事項		30点
	7. その他		20点
価格点		300点	

合計評価点

1,000点

(2) 落札者の決定基準

ア 入札金額が、本市が定める上限の範囲内であり、入札説明書等に定めるところにより算出された技術点と価格点の合計点がもっとも高いものを落札者とします。

イ アによる最高得点者が複数ある場合は、そのうち技術点が最も高い者を落札者とします。更に技術点の最高得点者も複数ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて落札者を決定します。

12 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

(1) 本公告の第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

(2) 特定調達契約に限定した入札参加資格の登録は、行財政局契約監理課（神戸市役所1号館2階）にて随時受け付けしています。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

(3) 本入札に参加する場合には、令和4年4月15日（金）の午後5時まで申請する必要があります。

14 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

15 Summary

(1) Contract Content : Management system development for bicycle parking commuter pass

(2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. April 25, 2022.

(3) Deadline for submitting bids : 5:00 P.M. May 19, 2022.

(4) A contact point where tender documents are available :Road Planning Division, Public Construction Projects Bureau, Kobe City Government, 4th floor of Concordia Kobe, 3-1-7 Isobe-dori, Chuo-ku, Kobe 651-0084, Japan.

神戸市公告第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年4月12日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
セラヴィレッジ舞多聞建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市垂水区舞多聞西5丁目3番1号 他
- 3 縦覧期間
令和4年4月12日から同年5月13日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告第19号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第3項及び第4項の規定により、離宮公園の供用日及び供用時間を次のとおり変更する。

令和4年4月14日

神戸市長 久元喜造

- ① 令和4年5月12日（木）、19日（木）、26日（木）、8月12日（金）、11月4日（金）、令和5年2月24日（金）の各日の午前9時から午後5時まで臨時開園する。
- ② 令和4年5月7日（土）から29日（日）の各日の午後5時から午後6時まで臨時供用する。
- ③ 令和4年8月13日（土）、14日（日）、15日（月）、10月29日（土）、11月19日（土）、20日（日）、23日（水・祝）、26日（土）、27日（日）の各日の午後5時から午後8時まで臨時供用する。
- ④ 令和4年9月10日（土）の午後5時から午後9時まで臨時開園する。
- ⑤ 令和5年1月20日（金）から25日（水）、27日（金）の各日について臨時閉園する。

神戸市公告第24号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度生活保護システムの保守業務一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市福祉局保護課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社野村総合研究所
代表取締役社長 此本 臣吾
東京都千代田区大手町1丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
82,764,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第25号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度国民年金システム運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市福祉局国保年金医療課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 JSOL
取締役社長 前川 雅俊
大阪市西区土佐堀2丁目2番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
62,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

神戸市公告第26号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称

一般廃棄物埋立処分

2 数量

23,683トン

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市環境局東クリーンセンター

神戸市東灘区魚崎浜町1番地の7

4 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

5 随意契約の相手方の氏名及び住所

大阪湾広域臨海環境整備センター

理事長 服部 洋平

大阪市北区中之島2丁目2番2号

6 随意契約に係る契約金額

1トン当たり11,110円（うち消費税及び地方消費税相当額1,010円）

7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

8 随意契約による理由

広域臨海環境整備センター法に基づき設立した、大阪湾圏域唯一の広域・公共最終処分場を有し最終処分を確実に実施できる団体であるため、契約の相手方が特定されます。

以上の理由から、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）に該当します。

神戸市公告第27号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
一般廃棄物埋立処分
- 2 数量
14,873トン
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市環境局港島クリーンセンター
神戸市中央区港島9丁目12番地の1
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平
大阪市北区中之島2丁目2番2号
- 6 随意契約に係る契約金額
1トン当たり11,110円（うち消費税及び地方消費税相当額1,010円）
- 7 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由
広域臨海環境整備センター法に基づき設立した、大阪湾圏域唯一の広域・公共最終処分場を有し最終処分を確実に実施できる団体であるため、契約の相手方が特定されます。
以上の理由から、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）に該当します。

神戸市公告第28号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
一般廃棄物埋立処分
- 2 数量
17,196トン
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市環境局西クリーンセンター
神戸市西区伊川谷町井吹字三番圃74番地の1
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平
大阪市北区中之島2丁目2番2号
- 6 随意契約に係る契約金額
1トン当たり11,110円（うち消費税及び地方消費税相当額1,010円）
- 7 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由
広域臨海環境整備センター法に基づき設立した、大阪湾圏域唯一の広域・公共最終処分場を有し最終処分を確実に実施できる団体であるため、契約の相手方が特定されます。
以上の理由から、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）に該当します。

神戸市公告第29号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年4月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区上高丸1丁目1173番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府中央区西心斎橋1丁目13-21 コーニッシュビル5階
株式会社コーニッシュ
代表取締役 今村 聖三

3 許可番号

令和3年10月28日 第8019号

水 道 局

神戸市水道告示第5号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名 称	所 在 地	代 表 者	廃止年月日
35059	株式会社 古田水道工務店	神戸市兵庫区湊町2丁目4番15号	中嶋 富士子	令和4年3月31日

神戸市水道告示第8号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年4月26日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名 称	所 在 地	代 表 者	廃止年月日
70047	高島設備工業株式会社	大阪府高槻市大塚町2丁目49番8号	高島 彰一	令和4年4月1日

